

季刊 社会保障研究

Vol. 17

Spring 1982

No. 4

研究の窓

- 障害者雇用への期待 平田富太郎 382
 ——障害者のノーマライゼーション——

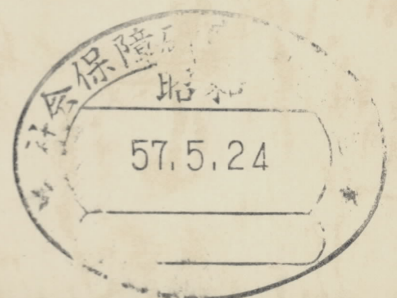
論文

- 社会保険の財政健全化に向けての技術 庭田 範 秋 384
 福祉国家の社会的基礎 向井 利 昌 396
 ——社会学的一考察——
 福祉国家思想史の基本課題 木村 正 身 409
 保育所運営についての問題点 加藤 富子 420
 戦時住宅政策の展開過程(1) 大本 圭野 429
 ——日本の住宅政策の原型——
 定年退職者の職業移動・引退・生活水準 平岡 公一 441
 ——計量社会的分析——

研究ノート

- 社会保障法判例 堀 勝 洋 469
 ——児童の障害が種痘に起因すると認められ、予防接種法による
 障害児養育年金の不支給決定が取り消された事例——
 フランスの社会保障・社会福祉制度 松村 祥子 475
 ——その形態の特徴と生活文化との関連——
 季刊社会保障研究 (Vol. 17, No. 1~No. 4) 総目次 483

社会保障研究所



研究の窓

障害者雇用への期待

——障害者のノーマライゼーション——

平田 富太郎

社会的ハンディキャップをもつ障害者の自立と誇りと生きがいのために雇用の機会が開かれ、保障されていることは、活力ある明るい福祉社会を形成するための重要な条件であると考えられる。

昨年の国際障害者年の目的のうちにも「雇用機会の創出」があげられていたが、障害者の雇用促進をはかるのは、たんに障害者の形式的な就職や職場復帰や経済的自立を目的とするからではなく、仕事を通して障害者の人間としての主体性、尊厳、自由といった本来の生き方を重視するからであり、またこのことが福祉社会の活力と明るさをもたらすものと考えられるからである。

こんにちでは心身のなんらかの「機能障害」は必ずしも「能力障害」を生ずるものではなく、また「能力障害」が常に「社会的不利」と結びつくものとも思われない。たとえ「機能障害」があっても、リハビリテーション医療・技術の向上によって「能力障害」は軽減され得るし、職場や住宅などの社会的環境が適切に整備されると、「能力障害」者でも健常者と同じような社会生活を営むことが可能となってきている。このようなリハビリテーション医学・技術の進歩によって、現在では社会的不利の原因となっている「機能障害」や「能力障害」に対して予防、軽減することが可能となってきているから、これを最大限に利用して障害者の雇用促進に役立てるべきである。

昭和56年6月のわが国の15歳以上65歳未満の身障者は約117万人といわれているが、わが国の現行身体障害者雇用促進制度の採っている身障者の「割当雇用率」=官公庁非現業1.9%、現業1.8%、民間1.5%は英仏の3%、西独の6%に比べて低きに失する。にもかかわらず、最近の雇用率未達成企業の割合はなお約48%にもなっている。今後は障害者登録制を整備し、障害者の需給情報が円滑に交流され、障害者雇用が進捗し易いような体制づくりをすることが必要である。とくに最近の雇用促進の重点が重度者に向けられてきている関係上、重度障害者に見合った仕事の開発が重要となってきている。

自由市場経済秩序の中では重度障害者の雇用は一般雇用問題として経済的にと

りあげ、処置することはなかなか困難な諸事情があつて、これまでスウェーデンやイギリス、オランダなどでみられるように、障害者の新しい雇用形態としてのいわゆる「保護雇用」(福祉雇用)が登場するにいたっている。わが国においても公民出資による「第三セクター方式」(例えば岡山県と松下電器系列企業との共同による「吉備松下」)などが見受けられるが、今後さらにこれらの問題は「身体障害者雇用審議会」や身体障害者雇用促進協会などで充分検討せらるべき課題であろう。

今日では障害者の雇用促進のためには、障害者をとりまく雇用環境の整備を推進せしめることが大切である。現在では直ちに雇用に就くことが困難な障害者についても、障害を補完する作業用機器の開発、改善、普及や職業リハビリテーション技術の改善、交通手段の援助などの社会環境の整備、充実によって雇用の場の確保に努めるべきである。今後は障害者の教育と訓練の進歩とマイクロ・エレクトロニクス技術のいちじるしい発展によって障害者の職場は大きく開かれてゆくものと考えられるが、障害者の雇用対策は政府だけでなく、労使と社会全体の障害者雇用に対する理解と関心の高揚によって、幅広い分野で各種の施策が積極的に推進せらるべきである。障害者は健常者と共に社会の一員として能うかぎり参加するといふいわゆるノーマライゼーションこそ、障害者をノーマルな人びとと平等に扱うという意味のインテグレーションの思考にもつながってゆく。今後雇用に就くことの困難な障害者に対する施策を立案するに当っては、まさにこのノーマライゼーションの理念に基づいて検討せらるべきであろう。

もとより、障害者の雇用問題は障害者をとりまく総合的視野からすれば、たんに1つの側面にすぎないと思われる。しかしこの障害者雇用問題は最近のいわゆる「総合的社会政策」の視点にもつながる重要な課題であると考えられる。これからの福祉社会の活力と明るさを増大してゆくためには、障害者の雇用促進のための地味な努力の積み重ねが不可欠の条件であろう。

(ひらた とみたろう・日本社会事業大学学長)

社会保険の財政健全化に向けての技術

庭 田 範 秋

I 社会保険財政の基本的視角

社会保険は、それを医療保険または年金保険に例をとってみても、もとより純粹の保険であろうはずがない。むしろ最近では“保険でない”と断定する方が普通となってきた。「私的な保険で経済的な生活保障が不可能となってきた、このことが一般的にも認められるに至ったからこそ、そこに社会保険が誕生し、しかもその社会保険においても、社会保障に発展的解消を遂げつつある」と主張する見解は、今では決して珍しいものではなくなった。確かに社会保障と、その中に含まれながら主要な部分を成している社会保険の各制度は、保険と呼ぶにはあまりに非保険的となりすぎた。

だがここでいわれる保険とは何であろうかを考えてみると、それはおおかた保険の技術や技法というのであり、それならば今日でも依然として社会保険の各制度の中に生き続け、利用され続けているものは多いのである。そして保険の技術や技法といわれるそれらは、実は用語や文言さえ普通一般のものと置き替えると、なんのことはない、社会一般の諸制度の中で大いに活用され、それなりの機能を発揮している経済上のもろもろの技術や技法とさして変わるものではないのである。さして変わらないものが多いのである。現代のごとき、経済的には依然として個人主義で、自由主義で、経済財の生産、流通、分配、消費などの一連の経済行為がかかる主義に基づいて、経済計算に則って取引されたり、消費されたり、もとより生産されたりしているところでは、各制度の活用し、

利用している技術や技法に、大きな相違が現れようはずがないではないか。保険学者の中には、「保険学とは保険固有の原理と技術を解明し、追求するものである」との立場をとる者もあるにはあるが、一見固有にみえてもそれらは少しく手を加えたり、修正したりすれば、そのまま他の制度にも十分活用できるし、現に活用されているのが実態である。

このように考えてくると、社会保険が保険であろうとなかろうと、そして社会保険は明らかに保険に根強く立脚しながら生成発展を続けてきたものであるから、保険的技術と技法は十分に含まれているし、今後ともそれは生き続けるであろうし、さらに場合によってはより導入を頻繁にすることができかもしれないのである。保険の原理、技術、発想、仕組み、運営法則、制度の構築などを、あまりに奇妙または特異と考えては間違いであろう。保険もその内容を知ってみれば、なにもそれほど変わった制度でもなく、別段かけ離れた制度でもないのである。そこでの技術や技法は、ごく一般性のあるものである。少なくとも他の金融に関わる制度、したがって財政的考慮をことさら強く求められる制度のところで、開発され、生かされている技術や技法と著しく類似する部分が多い。

では社会保険においてその財政問題を考える場合の、基本的な視角や基礎となる視点をここに列記してみよう。

- (1) 普通保険・私的保険では、ノーマルな危険のみを集めて保険集団を形成し、そこに個別的に危険保険料を設定するが、社会保険の各制度では、概して弱体保険として別途に保険集団を形成させるべきはずのものをも取り

- 込んで、一体的な1保険に組む場合が多い。
- (2) 私的保険では依然として単一危険ごとに保険を作って、単品として商品化するが(ただしそれほど厳格にこの方式が守られているわけでもなく、最近はとくにこの方式は崩れつつある)、社会保険では総合化が一般である。しかしこの総合化は給付の整理を通じて、ある場合には単品化の方向に移行する場合もある。
- (3) 私的保険としての年金保険は、決して保険保護率は1とならない。長期保険でしかもインフレ・スライドのない場合はことごとくそうであるが、仮に十分なインフレ・スライドが実施されている社会保険ならば、保険保護率は1となる。私的保険の生命保険のあるものは、できるだけ保険保護率を1に近づけようと努力し、損害保険でも新価保険方式は、この努力の一種である。逆に社会保険においては、インフレ・スライド是非論が出たりしている。
- (4) 医療保険も年金保険も、ともに定額保険とは分別されるところの損害保険であって(もとより社会保険の中のこれら保険も)、したがって客観的危険と主観的危険が混在していることは確かである。強制保険(加入強制・引受強制)である社会保険は、主観的危険の排除には消極性があるにすぎない。
- (5) 1つの危険からいくつかの損害が生ずると把握される場合、これを1つの保険で組んで、結果を常に1つの経済的被害という事象で捉える方法と、別々の保険に組んで別々の事象で捉える方法とある。例えば高齢になることは退職を結果して、年金給付の開始という事象を生みだすが、同時に老人医療の増嵩という事象も生みだす。この際原因を同じくすることに着目して、1つの保障制度に組むのが合理性はある。これを別々に組む場合、“危険分離扱いの危険”には、十分な注意が必要である。例えば老人に対し十分な年金を給付すれば、老人医療には一部負担などそれほど大問題とはならないのに、分離して老人医療保険だけでみれば、一部負担はそれなりに重要な問題となって、大きな反対を呼び起こすであろう。
- (6) 同一危険から生ずる別々の損害を“危険分離扱いの危険”の発生を恐れて1つの保険で扱うと、今度は“危険混合扱いの危険”が生じてくるであろう。例えば船員保険において業務上と業務外の疾病や傷害の区別のないままに、一切の保険財政が混合させられて、因果関係の解明も不可能なままに、打ち揃って財政的負担を増してしまったり、それぞれの責任準備金や積立金を流用し合うという危険を生ずるであろう。
- (7) 所得の喪失を埋め補うための経済的保障は、継続給付でなければならない。この意味では年金保険も医療保険もともに継続給付の要素を強く持つものであるが、継続給付の実施には長期保険のテクニックの利用必要性と長期保険独自のリスク(危険)の発生・増加を、ともに生みだすであろう。
- (8) “危険複合・増幅の危険”を忘れてはならない。例えば十分な年金→年金給付の激増、なんとなれば年金が良くなれば良くなるほど、老人生活が良くなって、さらに年金給付は増加していく。しかも老人が長生きするから、当然老人医療費も激増していく。このような関係を事前に十分に検討して、リスクをやや多めに計算基礎に組み込まなくてはならない。
- (9) 保険における“収支相等の原則”は、例えていえば経営原則に近い。してみるとそれは他の一般の制度と共通する原則である。そして“給付・反対給付均等の原則”は、例えていうと原価計算的取引・交換原則に近い。してみるとそれはやはり他の一般の制度と共通する原則である。両原則はそれぞれ違う意味内容のもので、決して強烈に関連づけて把握したり、相互に一体的なものと理解してならないであろう。
- (10) 私的保険は“前代に高めの保険料、後代に修正された保険料”のコースをたどり、公的(福祉的)保険では、“前代軽負担・後代

高(重)負担”となりやすい。ゆえにこのような現象が一定以上に深刻化しないように注意して、保険料の設定が試みられるべきである。

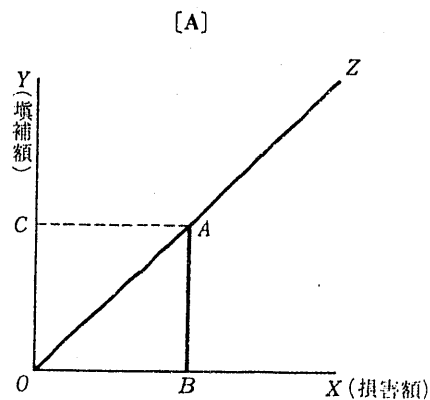
- (11) 公的保険(社会保険)の中の医療保険は現物給付なるがゆえに、給付にインフレ・スライド力があり、年金保険にはインフレ・スライド制が導入されている。ゆえにインフレ・スライドは公的保険の1つの欠かせない要素とみるべきで、これが財政への影響は必ず事前に考慮されてあらねばならない。逆に私的保険(普通保険)にはインフレ・スライドはない。社会保険と普通保険の決定的相違点は、他の要素よりは、今後はこの点に求められるべきである。

- (12) 社会保険で保険料方式をとる限りにおいては保険的で、税方式が主となった場合には大幅に保険より離脱する。税方式の場合は、給付のあり方、なされ方で、保険に代わる新しい技術や技法が用意される必要がある。例えばミーンズ・テスト。

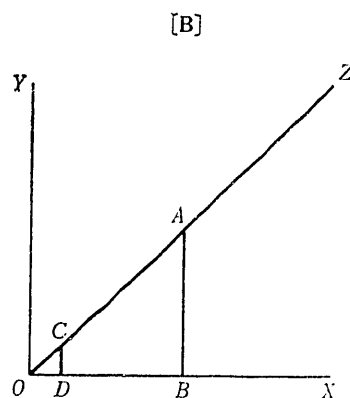
II 医療保険における損害額と填補額

医療保険における発生した損害の量すなわち損害額を、 OX 線上にとる。そして発生した損害に応じて填補する量すなわち填補額を、 OY 線上にとる。さて医療保険も込めて損害保険では、全額付保、実損填補ならびに新価保険で保険契約をなすことが最も理想的で、したがってまた合理的とされているが(ただし主として保険者側に立つての保険学がこのようなところで、被保険者・国民の側からの保険学だと、常にそうとのみは限らないのであるが)、ここでは、つまり医療保険ではあまり新価保険ということは関係がないから、一応は除外して考えてよいであろう。新価保険はインフレ著しいところで、しかも現金給付に徹した保険のところでは生ずる“保険金と財貨再購入・再取得価格とのギャップ”に対処するためのもので、身近には火災保険で例のみられるのである。医療保険は短期的現象である疾病・傷害な

どを主たる保険事故とし、そのための費用を調達せんとするものであるから、新価保険の方式はさして必要を感じられないのである。



図[A]は、全額付保で実損填補の医療保険における損害額と填補額の関係を示すものである。損害が OB 量発生した場合、 AB (それは OC と同じ)量の填補がなされるのであり、 $OB=AB$ の関係にある。したがって直線 OZ は $\angle YOZ (=90^\circ)$ を等分する。つまり $\angle ZOZ = \angle ZOY$ にして、ともに 45° である。



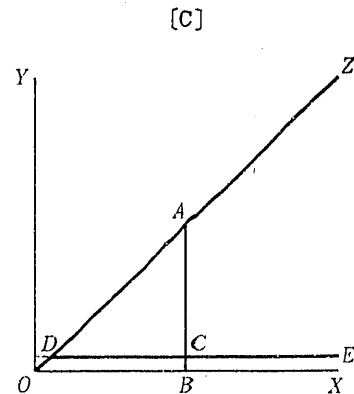
図[B]は、保険でいう小損害不担保＝小損害不填補の原則の導入された場合を図示するものである。損害 OB がでた場合には、填補 AB がなされるわけであるが、仮に発生損害が OD 内の大きさ、つまりきわめて小損害であったのなら、なんらの填補もなされないのであって、損害が OD 額以上になったときから填補が損害額と同額だけなされるのである。 OD を超えた場合、例えば OB 損害量の場合には、 AB 分の填補がなされ、それは決して“ $AB-CD$ ”の量の填補となるわけではない。

損害 OD 内の小さなものに対し、填補 CD 内の小さなものが不担保＝不填補ということから、この方式を“鼻切り”と公的な医療保険の場合に呼んでいる。かかる方式が導入される理論的根拠は、このような小損害は保険という偶然の災害の発生より引き起こされたとするよりは、日常茶飯の、経常的な出来事、つまり当然のこととして毎日生ずる出来事と理解して保険の範囲や問題から排除して、そのうえで保険を仕組む方が合理的と考えられるからである。仮に小損害の発生にもいちいち小填補をなすとすれば、損害査定をはじめ支払い事務などに要する出費も嵩む一方で、結局“手間ひま、労力、代金”などの費用倒れになってしまうのである。したがって小損害不担保＝小損害不填補は、保険としては正しいテクニックといえる。

ただ医療保険とりわけ公的なそれにこの方式を導入すると、小損害、小さな受療出費を自己負担で被保険者＝国民が負うことになる。これは主として心理的に、つまりたとえ小額でも自分の貨幣を支出しなければならないということへの心理的抵抗を生じて、早期受診を妨げることにはなる。そして本番の、本格的病気の早期発見を遅らせる。つまり小損害不担保方式（原則としてもよい）は、どこまでも財政健全化のためのものであって、いうならば財政方式の一種なのである。

さし当たり初診料一部自己負担などは、これに準じて把握され、またこれと同一の効果を生ずることにはなろう。一般に保険ではこの方式や原則は、損害発生の予防ならびに防止効果の点で評価され、小損害填補のための保険金支出そのことには、財政健全化効果はさして認められない。しかし医療保険では少しく事情を異にする。小さな病気や怪我はあまりに日常頻繁に生ずるがゆえに、被保険者がほとんど全員、しかも日々乱利用・乱受診とみられるほどにしげしげと利用するから、これらの出費も集合・堆積されると、意外に大きな財政負担を引き起こすのである。受診抑制が生ずるから小損害の不担保＝不填補は反対となるが、受診抑制の効果が生ずるほどでなくては、保険財政健全化の意味はないのである。ここに医療保険

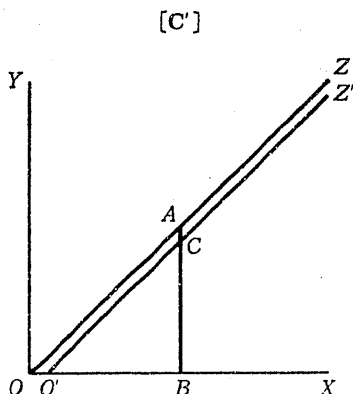
における福祉性の遂行・発揮と、財政健全化ならびに負担軽減の経済性とが対立し合うことになり、これを解決するには、被保険者（患者）と医師（保険者ではない）の医療をめぐる知識と良識の充実以外にないであろう。



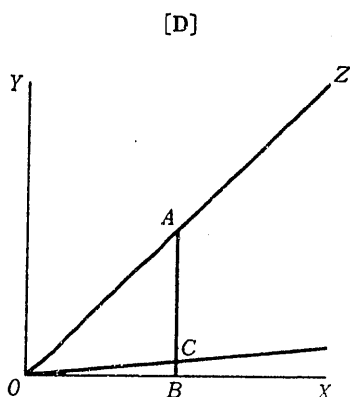
図〔C〕は、いわゆる“足切り”といわれるものの図示で、損害が発生して填補される場合、常に DE の線より以下の部分だけ填補額が削減される方式である。例えば OB の損害が生じたとき、填補される分は“ $AB-BC$ ”となるのであり、填補の大きさとしては AC ということになる。例えば医師に患者が掛かる場合、そのつど小さな金額を自己負担したり、入院の際に1日いくらと自己負担し、さらに食費1日いくらと自分で負担し続けることで、その際の金額は低額で定額となるのが普通である。財政効果と福祉面での問題発生については、小損害不担保の場合と、ほとんど事情を同じくする。

この足切り式の一部負担・自己負担は、受診行為の過度ならびに不必要なる長期化を抑制する。入院日数が世界一長びくわが国では、必要性が他国より強い制度である。なお一部負担（一部自己負担）の概念の中に、小損害不担保・不填補による小額自己負担は含まれるであろう。

図〔C′〕では、一部負担の部分 $O'Z'$ を示している。つまり OB なる損害が発生した場合、“ $AB-AC$ ”つまり CB を填補するのであって、 AC の部分が一部負担・自己負担となるのである。一部負担の図示を図中の下部、 OX に平行する線で示さず、図中央部の OZ に平行する $O'Z'$ の線で示しだすのである。保険学では本図の方が

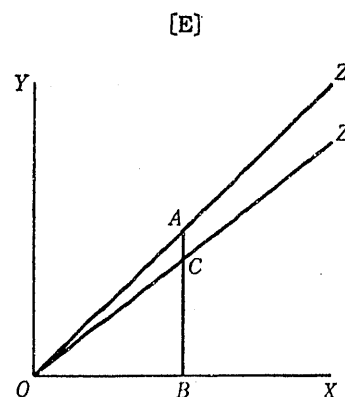


図[C]より一般化しているが、足切りという言葉のニュアンスをより示すためには図[C]の方が勝っている。



図[D]は、保険学でいうフランチャイズ=免責歩合を図示したものである。保険者はある一定歩合以下の小損害について、これを填補しないということがあり、この歩合を免責歩合と呼ぶ。もとより歩合つまりパーセントはごく小さなものであり、要するに一種の小損害不填補の方式であって、不填補部分を低額定額で定めるのに対し、低率定率で行なうのである。例えばOBなる損害が発生した際、ABなる填補がなされるのではなくて、AC量の填補がなされ、CB量は不填補にして、したがって自己負担となるのである。損害が大きくなれば不填補部分も大きくなるが、填補と不填補の部分割合・部分比は常に一定である。医療保険において、医療費のごく小さな比率部分を自己負担すれば、この方式の導入といえる。受診抑制効果は低額定額の場合よりも、より大なるはずである。もっとも大病や長期療養の場合などでは、受診不可能な現象がこのために生ずる危険があ

る。



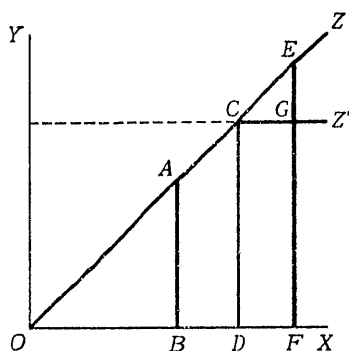
図[E]は、損害保険でいう“比例填補”という填補方式を示すものである。この方式に対置されるものが実損填補方式であって、これはOZの線が表示するところである。OZ'の線が比例填補方式を図示するものであって、そもそも比例填補とは、発生損害の何パーセントを填補すると契約時に取り決めて、損害が発生したらそれぞれの量にこの何パーセントを掛け算して、填補すべき金額を定めるのである。当然不填補の部分は(1-何パーセント)となるのである。

仮にこの何パーセントを $\frac{80}{100}$ すなわち80パーセント（したがって不填補部分は $\frac{20}{100}$ すなわち20パーセント）としてみると、OB量の損害が発生した場合、CB量の填補がなされ、これは発生損害の $\frac{80}{100}$ すなわち80パーセントとなるであろう。当然不填補となる量は $\frac{20}{100}$ すなわち20パーセントで、これは図中のACで示されている。かかる比例填補方式は、損害の予防と防止に被保険者をして熱心たらしめる効果が絶大で、また事故誘発を阻止し、道徳的危険・モラルリスクを防ぐ作用が著しい。

医療保険においては、被用者の被扶養者である妻や子どもが7割給付、したがって3割自己負担となっていれば、この7割こそが比例填補ということになる。自己負担の部分が絶対額として大となると（医療費が嵩んで）、受診そのものができなくなる人もでて、医療をめぐる福祉の阻害要因となりですが、それだけにまた財政負担軽減の効

果は十分にある。比例填補方式とフランチャイズ、一部負担方式とは、制度的に似通っているが、前者に対し後者が著しく低い率にあることで、機能も、本質までも相違してくる。前者は明らかに相当量の一部負担・自己負担させることに狙いがあり、後者は損害の予防や防止ならびにモラルリスクの発生阻止を主として求めているのである。前者は発生損害を保険と、さらに別の制度との組み合わせをもって填補しようとしているのである。このことを医療保険で言えば、例えば健康保険における被用者たる被保険者本人は、10割給付で実損填補、したがって医療保険で全額負担のうえで治療に専念することになるが、被扶養者である妻や子どもは、保険で7割、あとの3割は自分の力で、別のところと方法でなんとか費用を調達せよというわけで、そこには保険で病気や怪我を全治させるという理念と原則の両者とも、放棄されているわけである。10割給付＝実損填補とは決定的に、本質的にも相違している。

[F]

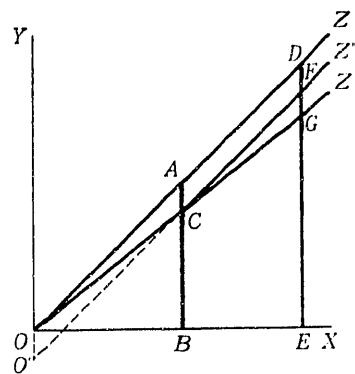


図〔F〕では、給付“頭打ち”方式を図示している。 CZ' を超える給付（ CZ 線上にある損害と給付）はカットされることになる。保険者には資本・資産・資金などの諸力で支払い能力に限界が存する。最近はリスクの巨大化現象が顕著であるから、それぞれの保険者のリスク引受能力や損害負担能力、そして損害填補能力を超えてしまったり、保険者の経営・運営実態や状態を著しく圧迫してしまうほどの大きな損害が生ずるおそれがあるのである。よって生じた損害に対する填補のための給付に上限を設定し、ここではその点をCとし、 CZ' 線を超えた填補額＝給付額は、カットし

てしまうこととなる。

損害量 OB 、したがって填補量 AB ならば、一切カットなし。損害量 OD 、填補量 CD でも同じ扱い。損害量 OF の場合は、 GF だけ填補され、 EG はカット、したがって EG は自力填補＝自己負担＝自己填補となる。ところで医療保険において、十分に治療を行ない、治療の成果を確実に達成するためには、“完治するまで”治療を行ない続けなければならない。場合によってはそのための給付は巨大な額となるから、私的保険では医療保険について、必ず填補と給付の上限を設定するのが一般である。しかし公的保険となると、真の福祉の達成という理念からして、上限を設定しないどころか、逆に損害が巨大となって被保険者の生活を圧迫すればするほど、より手厚く損害填補したり、給付したりする傾向（原則）がある。とはいえ例えば被用者が病気や怪我で長期療養＝長期欠勤すれば、結局は会社をやめなければならなくなって、退職後は今までの健康保険からもずり落ちることになるから、その時点をとって“頭打ち”という言い方も、ごく緩くならば妥当するかもしれない。

[G]



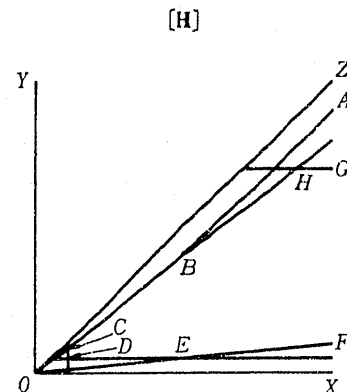
図〔G〕は、現在のわが国で行なわれている健康保険の1つの姿を図示したものである。つまり被用者本人以外の妻や子ども、つまり被保険者たる被用者の被扶養者（扶養されている直系の尊属、配偶者、子、孫、弟妹が主で、いわゆる家族給付の受けられる人々）は、外来の場合に $x\%$ しか給付を受けられず、これが比例填補方式といわれるもので、当然 $(1-x)\%$ の自己負担が生ずること

は、既述のとおりである。そして医療保険では損害、したがって給付には、原則として上限はないはずで（例えば火災保険なら、家そのものの時価がおのずから保険契約、保険金、損害額、填補額、給付の上限となるのだが）、無限に給付が嵩む可能性があるのとまったく同様に、損害額の $(1-x)\%$ で自己負担も無限に嵩む危険があるのである。それでは医療福祉の達成に支障が生ずるであろう。なお自己負担のある他の社会保険の制度でも、事情はまったく同じである。

そこで一定の段階まで自己負担が進み、嵩んでくると、つまり長期療養の場合には当然医療費も毎月多額に及ぶ場合が増えてくるから、この1ヵ月に自己負担した額が所定額を超えたときに、超えた分を高額療養費として健康保険から支給、そして被保険者はそれで損害填補をしながら自己負担量の軽減を達成していく。

ACを超えたとき、高額療養費支給が開始されだすとすると、OZ' に対し、O'Z'' は所定の幅を持った平行線となるであろう。OZ' は比例填補を示す線である。今、OBの損害額に対しABの填補額が必要となるが、比例填補方式のもとでは、CBだけ保険者から填補されて、ACは自己填補となる。OE量の損害が生じたとき、DE量だけ必要填補額となるが、従来の比例填補方式のみなら保険者填補額GE、自己填補額DGとなるところ、高額療養費支給方式があるところでは、DFが自己填補額、FGが高額療養費支給額=高額療養費填補額となる。結局面積ZDACFZ''が自己負担・自己填補の範囲を示し、面積Z''FCGZ'が高額療養費の支給額=填補額を示すのである。面積Z''FCOBEXが保険者の填補範囲を示すのである。

図〔H〕は既述の填補方式に関するすべてのテクニックを書き込んで図示したものである。公的な医療保険においては、保険者の填補範囲は面積ABCDEFとなる。高額療養費支給があるほどであるから、填補額の上限の設定などありえない。ところで私的な医療保険においては、面積GHBCDEFが填補範囲を示すものとなるであろう。そこには高額療養費支給の制度がないから、



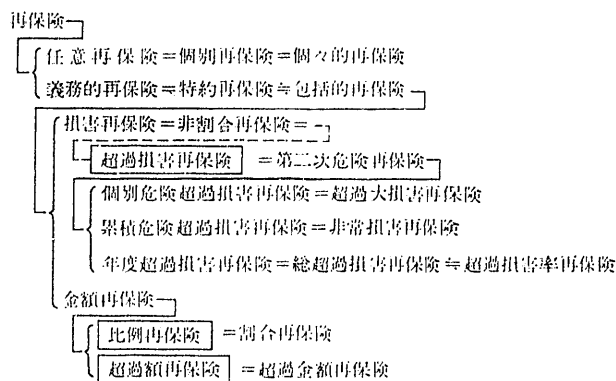
比例填補方式と上限カットが直接給付と填補に作用してくる。

III 医療保険・年金保険における再保険と財政調整

社会保険の各制度、医療保険や年金保険において財政危機が言われたのにつれて、社会保険でも再保険または再保険に類する制度を始めてはどうかという提案がなされるに至った。と同時に財政調整という案もしばしば耳にするところであり、一体再保険と財政調整とは、それぞれにいかなる制度で、いかなる特徴があり、かつまたいかなる機能を遂行するものであるかなど、論議がしきりにたたかわされている。ただ残念なことには本格的な保険学または保険論からのこの問題への接近というよりは、再保険制度を換骨奪胎して、その技術や技法（テクニック）をのみ利用しようという姿勢のみられることで、あまりにイージーな接近をすると、逆に財政破綻を速めたり、制度全体に思わざる歪みを生じてしまう危険すら孕むであろう。どうせなら正しい再保険の理論と構造をふまえたうえで、これを事情と実態に合わせて作りかえて導入する方が正しいのではないと思われる。

またあまりに大きく本来の社会保険から距離を置く制度ならば、再保険という用語を使わない方がよいかもしれない。というのも再保険には再保険なりのイメージがあって、このイメージと内容との乖離があまりに大きくなりすぎれば、これまた問題を生ずるからである。この点財政調整とい

う用語が便利である。その中に新しく、独自の概念が盛り込みうるからである。もともと国営保険・公営保険（公的保険とは違う）には、再保険は必要ないとされている。国家以上に強力な保険者はないのであり、この保険者にして支払能力、給付能力を欠いたり、これに支障をきたしたのなら、代わるべきいかなる保険者そして再保険者があるというのであろうか。ここまで考えてくると、再保険とは保険者の保険金支払能力または保険給付能力の不備や不足を補ったり、強めるための制度と理解されよう。国家は最後・最大そして一切の経済活動の拠り所とある以上、国家を保険者とする国営保険には、本来の意味の再保険は不要となる。



再保険の典型的な形態は、超過損害再保険、比例再保険、超過額再保険などである。

①「信用保険としての再保険」という見解について——“信用保険としての再保険を年金制度に導入することを考える”などと書かれも言われもしているが、これは再保険の正しくない理解の仕方といえるであろう。信用保険は不誠実行為や債務不履行に備えて、もしそのような事故に遭遇したならば損害を被るであろう者が、不誠実行為や債務不履行をしような者に対して付ける保険で、仮にこの考え方を医療保険や年金保険に強いて当てはめると、被保険者が保険者つまり公的機関に対し、それらの不誠実行為や債務不履行をおそれ、よって備えるために別の保険者との間に信用保険を締結するということになるの

である。医療給付がなせなくなったり、年金が払えなくなった際には、信用保険を締結した相手方の保険者から、代わりの給付や年金が提供されてくるのである。当然この保険の保険料は医療保険や年金保険の被保険者が払うことになる。国営保険の保険者にその被保険者が信用保険を付けるという発想はナンセンスだし、しかもそれは信用保険であることはありえても、およそ再保険とはならないであろう。

②「保証保険としての再保険」という見解について——“保証保険としての再保険を年金制度に導入することを考える”などと書かれも言われもしているが、これは再保険の正しくない理解の仕方といえるであろう。保証保険とは、債務不履行によって被る債権者の損害を填補することを内容とする損害保険で、保険契約者と被保険者とは常に別人で、すべて他人のためにする保険契約である。債務者を保険契約者、債権者を被保険者とする。

仮に保証保険を医療保険や年金保険に強いて当てはめて考えてみると、医療給付や年金を支払うべき債務者たる保険者がその責に帰すべき事由によって、契約上の債務を履行しえない場合に被る債権者たる被保険者の損害を填補する保険契約となる。債務者たる保険者が保証保険の保険契約者となり、債権者たる被保険者が保証保険の被保険者となるのである。当然医療保険や年金保険で給付ができなくなった場合、つまり債務の履行しえなくなった際、保証保険の保険者より、医療保険や年金保険の被保険者へ損害の填補がなされると理解する以外にない。保険者たる国家がみずからの財政に関する保証を保証保険に求めるということになるわけで、国営保険をめぐっては完全に無意味な発想となる。

もともと保証保険は官公庁の受け入れるところとならなかった。というのも官公庁側の債務不履行を考える必要性がなかったからである。ましてや社会保障や福祉政策の一環としての健康保険や年金制度にあって、保証保

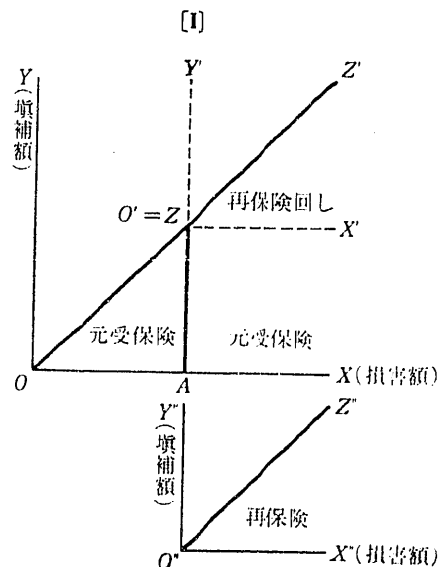
險をこれに絡ませたり、繋げたりする必要はきわめて薄いといえるであろう。また信用保険の場合には、保険契約者と被保険者が同一人ではありうるが、保証保険では必ず別人となるのであって、債権者が保険契約者となってみずからのために締結する保証保険は存在しえないごとく、債務者が保険契約者となって債権者のために締結する信用保険も存在しえないのである。このことはまた保険料の負担者が、保証保険にあっては債務者（医療保険や年金保険の保険者）、信用保険にあっては債権者（医療保険や年金保険の被保険者）であることを意味している。現在の保証保険では、自己のためにする保証保険契約は考えられず、強いてそのような形をとるならば、それはもはや責任保険の構想の中に移るであろう。いずれにしろ保証保険という形での再保険はなく、まして医療保険や年金保険を保証保険とされる再保険によって保険しようという考えは、成立が難しいであろう。

- ③「責任保険としての再保険」という見解について——医療保険や年金保険の保険者が自己に帰属する事由によって債務不履行つまり医療給付や年金給付がなしえなくなった際、保証保険に代わって、例えば自己のためにするものとして、責任保険が利用される。責任保険とは、一定の事故の発生により、被保険者が第三者に対して一定の給付をなすべき責任を負担することによって被る財産上の損害を填補する保険である。被保険者の契約上の責任を担保するものとして契約責任保険がその中で考えられるが、これがこの際適用できそうである。

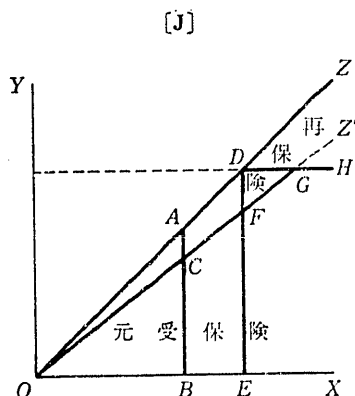
ここでいう被保険者とは、医療保険や年金保険の保険者のこととなり、第三者とは被保険者のこととなるのである。そして新たに考えられる保険者（医療保険や年金保険の保険者とは別で、責任保険の保険者のこと）こそ再保険者を指すであろう。再保険とは、ある保険者が引き受けた保険契約上の一部または全部について、さらに他の保険者に保険を付

することで、元受保険が生命保険であると損害保険であるとを問わず、再保険自体は損害保険の一種としての責任保険とされるのが通説である。その経済的効果は、保険者が自己の負担したリスクを実質的に再保険者に転嫁あるいは分担を求めるもので、損害発生の際には、まず再保険者によって元受保険者の損害が填補されながら、さらに元受保険者によって元受被保険者の損害が填補されることになる。

例えば年金そのものから事故が生じて、つまり年金給付が嵩みすぎて、年金保険の財政が危うくなり、年金支払いという損害填補金にも類する支払いが巨額化し、遂には支払いに支障をきたし、年金を給付するという責任が遂行しにくくなった際には、ここで再保険と呼ばれるものから資金が回ってきて円滑に責任が果たせるというのなら、それは再保険であり、責任保険としての再保険である。しかし年金制度に関わらない別の事由（企業年金であるならば企業倒産がそれ、公的年金ならば国家財政の崩壊がそれ）によって年金支払いがストップしてしまったときには、例えば倒産保険などが作動することはあっても、責任保険としての再保険が始動しだすことはないのである（再保険がすでにあったとしてのこと）。

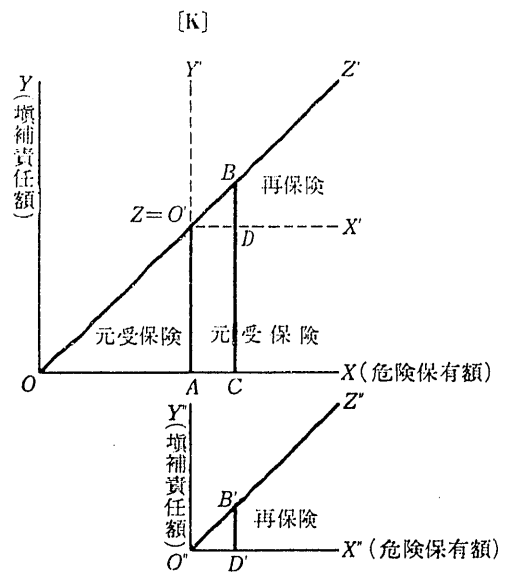


図〔I〕は超過損害再保険を図示するものである。損害が OA 量に到達した段階では、 AO' 量 (AZ 量) の填補がなされるが、損害が所定の OA 量を超えた場合には (これを超過損害の発生という)、その後の填補量は $O'X'(ZX')$ の線で止まり、この線を超える部分は再保険で填補されることになる。これは面積 $Z'ZX'(Z'O'X')$ の範囲においてなされるのである。ところで再保険は元受保険とは別体系 (別個) の保険でなされるから、図示に際しては別に書かれていなくてはならないであろう。それが下図であって、面積 $Z''O''X''$ が再保険において填補される範囲であって、面積 $Z'O'X' = \text{面積} Z''O''X''$ の関係にある。下図を上図にそっくり重ねて、損害額と填補額の関係把握してもよい。これには健康保険における再保険的とされる高額医療給付共同負担制度に近いものとされるであろう。また再保険は元受契約1件ごとで組まれるものであるが、元受保険をまとめて把握し、そこでの損害額と填補額をそれぞれ集合的に考察して仕組むものとあるが、医療保険はどちらでも再保険が可能であろうが、年金保険はどちらかというと後者が適するであろう。すなわちその年度の年金支給額と年金収入保険料との関係から超過損害を導き出すのである。例えば元受年金保険者が1営業年度中に支払った損害額 (年金給付総額) が、その収入年金保険料 (年金掛金総額) に対する割合を超過したとき、その超過損害を担保するなどの方式である。



図〔J〕は比例再保険を図示したものである。これは比例填補方式に構造は同じであって、ただ自己負担になる部分を再保険に出したと理解すれ

ばよいのである。元受保険者の引受保険金額の一定割合をすべて再保険に付し、ただしあらかじめ元受保険者の引受最高保険金額を設定しておくのが普通である。損害 OB 量ならば、 BC 量の填補を元受保険者が、 AC 量の填補を再保険者が行なった結果となる。損害 OE まではこの関係が続くが、 OE を超えた場合、 DH の線の上にある面積 ZDH は再保険には出すことはできない。したがって再保険で填補される部分の範囲は面積 $DAOCF$ であり、元受保険者の填補する部分の範囲は、面積でいうと $ZDFCOBEX$ となるのである。もっとも元受保険者も多分引受額・リスク保有の上限を設定しているであろうし、したがってその填補額にも上限はあろうというものである。主として医療保険において利用可能な再保険である。また元受保険そのものが各種の填補方式を組み込んで活用したとしても、この再保険との関係はさしたる変化をみないと考えてよい。



図〔K〕は超過額再保険を図示したものである。ここでは元受保険者が危険保有 (契約保有と同じことになるであろう) の限度額を定めて、これを超える部分を再保険するという方式である。保有限度額を OA とし、そこまではすべて元受保険者が保有する。この際は元受保険者の、事故発生の際の損害填補の責任は、当然 $O'A(ZA)$ の範囲内で示される。さて危険保有額をめぐり、それが OC の場合には、元受保険者の填補責任額は DC

で止まり、再保険者の填補責任額が $BD=B'D'$ と出てくる。もとより偶然の事故が発生して、損害が具体的に生じてきた際の填補責任額であって、予定とか予測とかされているものと解してよい。面積 $Z'BO'DX'$ (面積 $Z'BZDX'$) が再保険に回される部分で、再保険はもとより別建ての保険であるから、これを別に図示し、下図に示すのである。面積 $Z'O'X'=面積 Z''O''X''$ となる。この超過額再保険も概して医療保険用である。総じて 1 契約、1 件ごとに再保険に付せられる方式下では、医療保険はきわめて仕組み容易なものの、年金保険は仕組みにひと工夫も、さらにそれ以上の工夫を要しよう。年金保険の場合には、1 年度内における総給付と総掛金の関係から再保険制度に入っていくのが合理的とされよう。

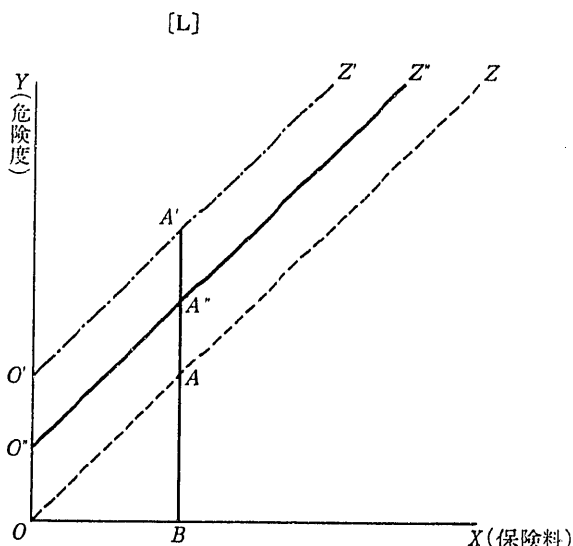
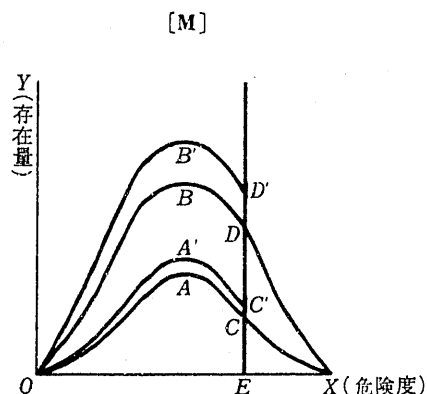


図 [L] は、再保険に代わり、再保険とは相違するものでありながら、しかも再保険と似通った機能の発揮を期待されている財政調整を図示したものである。財政調整は医療保険にも年金保険にもその実施を求める動きがあり、しかも各種の方法が考えられているが、ここではごく単純な 1 方式を示しておく。OY を危険度とし、OX を保険料とする。さて OZ をノーマルな保険における危険度と保険料の関係とすると、O'Z' はノーマルでない(アブノーマルな)保険における危険度と保険料の関係となる。これはもともとノーマルな保険でなく、危険度の高い被保険者を対象としての保険であるから、弱体保険ということになる。例

えば老人を対象とする医療保険(同様に老人がより多く加入している医療保険でも、弱体保険と同じような財政結果が生じてくる)、健康状態などでより劣る被保険者集団で成る健康保険(組合健保に対する国民健保)、これらには明らかな弱体保険性がある。また年金保険でいえば、国鉄年金は厚生年金に対し弱体年金保険的である。しかもこれら弱体保険は、それが公的なものである限り、ノーマルな保険集団・契約の場合と、その保険料において大きな格差を付けることはできない。図中では同一保険料(保険料率としておく)が、AB なる危険度に対し、OB なる保険料なら、それはノーマルな保険である。つまり危険度と保険料が正しい均衡関係にあり、危険保険料を示している。しかるに危険度 A'B に対し、保険料 OB は明らかに低きにすぎる。しかも O'Z' は常に OO' 分だけ異常に高い危険度にあるから弱体保険であることは間違いない。結局弱体保険にして、しかも異常に保険料の低い保険制度ということになり、ここで赤字が発生し、累積されていくのは間違いない。

財政調整とは、OZ の保険と、O'Z' の保険を財政的に一体化してしまって、あたかも O''Z'' なる別の新しい保険を形成したと、頭の中で考え合わせる行為で、この考え合わせに応じて保険料を双方から徴収することにするのである。図で示せば O''Z'' の線で、ここでは OZ の保険=ノーマルな保険の被保険者は AA''(危険 AA'' にみあうだけ)だけ高く保険料を徴収され、O'Z' の保険=弱体保険(弱体保険的保険)では、A'A''(危険 A'A'' にみあうだけ)だけ保険料が引き下げられることになる。かくて 2 つの保険の財政が架空の O''Z'' なる保険の保険料において調整されているのである(具体的には OB と AA''(A'A''))を加えた値)。もとより財政的には両保険は交流するも、保険としてはどこまでも別建てである。

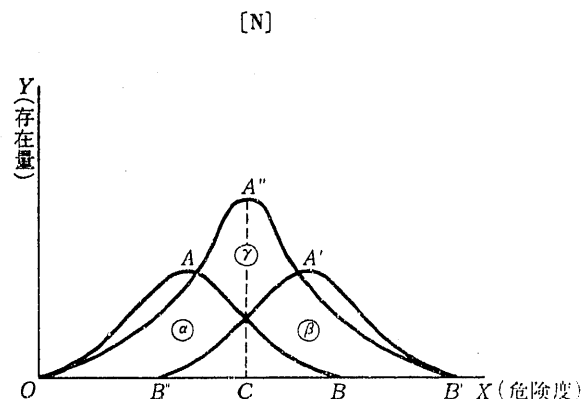
図 [M] は再保険の仕組みを図示するものである。それは危険度と、その危険度のそれぞれの段階において、どれだけの量の契約が集まっているか、どの程度の危険がどの程度に集まっているかを示している(その 1 つの保険団体の中で)。今



1つの保険団体をとって、それを $OACX$ の曲線（山形の）で図示すると、そこでは危険度の小さい契約は少しの量、同様に大きい危険度の契約も少しの量、そして中規模＝平常・正常の危険度は大きい量に分布している。さて面積 CEX で示される大危険を再保険制度に乗せて処理するということは、結局は面積 $OA'C'CA$ を上積みすることになるのである。大きな危険の（ただしその発生して損害を引き起こす可能性は小さく、ゆえに存在量《存在契約件数》は小さい）部分を小さく砕いて普通の規模の危険度にして、その存在量のもっとも多いところを中心に分布してしまうのが再保険制度である。存在量を危険ならびに損害の発生度数とか頻度とかと置き替えてもよいであろう。面積 $OA'C'CA$ と面積 CEX は等量となるべきである。

同様に $OBDX$ 保険において再保険制度を導入すれば、それは $OB'D'E$ の姿を図上に示す保険となるであろう。面積 $OB'D'DB = \text{面積 } DEX$ である。

図 [N] において、再度財政調整を図示してみよう。 OY , OX は図 [M] と同じである。さて保険 α において、危険度とその存在量の分布そして集中の姿は曲線 OAB で示されている。これがノ



ーマルな保険の場合といえる。そして保険 β は、危険度が異常に高いのであるから、これを弱体保険（弱体保険的保険）とすることができであろう。 $B''A'B'$ で図示されている。そしてこの α と β の2つの保険を財政調整して財政的に連結交流させると、抽象的には、つまり頭の中で理論的には保険 γ が浮かんでくる。

面積 OAB と面積 $B''A'B'$ を合わせたものが、面積 $OA''B'$ と等しくなるのである。危険の大きいものと小さいものを、その危険に対応する保険料の高いと低いの関係に直し、これを相互に連結交流させることによって保険間の財政調整をし、さて財政調整された状態を危険度とその存在量（発生度数または頻度と置き換えてもよい）の關係に置き換えて図示してみると、保険 γ すなわち曲線 $OA''B'$ とすることができるのである。危険度 C のところに、 A'' の大きな量に契約が集中した保険の姿を現出するであろう。ただしこれは理念的に出てくるのであって、実際はどこまでも α 保険と β 保険の間でのお金のやり繰りにすぎず、しかも保険 α においては総じて保険料は高くなり、保険 β において保険料は低くなるのである。

（にわた のりあき・慶應義塾大学教授）

福祉国家の社会的基礎

——社会学的一考察——

向井利昌

I 序

20世紀後半の国家の政策の中心的課題として、福祉政策の問題がとりあげられてきており、「成功した福祉国家として長きにわたってきわめてしばしば指摘されてきた英国とスウェーデンは、増大する諸困難に遭遇することになった」と述べているフリードマン (M. Friedman) の言葉を借りるまでもなく¹⁾、国家の福祉政策のあり方が、現段階では、経済生活および社会生活の安定的発展に対して、さまざまな面でマイナス効果をもたらしてきていることは、いまさらいうまでもない。

筆者は、福祉国家の問題の考察にあたっての1つの重要なテーマとして、年来の主張である、「ひととひととの関係(間柄)」それ自身としての独自の意味内容をもっている固有の「対人的」interpersonal, zwischenmenschlich 現象である「社会」の理論的分析を展開する社会学の観点²⁾からの論述の不可欠的意義を強調せざるをえないのであり、この点については、すでに、論述の展開をこころみているが³⁾、本稿においては、「福祉国家の社会的基礎」というテーマに関して、とくに、つぎの諸問題領域をめぐっての論究を行なってみたい。

(1) 現代、論議の対象となっている福祉国家

- 1) M. & R. Friedman, *Free to Choose*, Avon Books, New York, 1979, p. 91, 西山千明訳『選択の自由』, 日本経済新聞社, 昭和55年, 159ページ。
- 2) 高田保馬『社会学概論』新版, 岩波書店, 昭和46年, 3-7ページ。
- 3) 拙稿「福祉社会と勢力構造」, 『季刊社会保障研究』第10巻第4号, 昭和50年3月(拙著『現代資本主義と階級』, 新評論, 昭和52年, 第2部第7章に収載), 「福祉社会の成立についての一断想」(『新訂 社会科学概論』, 三和書房, 昭和56年, 170-176ページ)。

の「福祉」の意味内容の検討および「社会」の一形態としての「国家」の概念規定をふまえて、福祉政策の主体としての国家のあり方を社会学的に吟味することが必要となる。

(2) 福祉国家と福祉社会とは区別してとらえられねばならないが、多くの見解においては、福祉社会という場合の「社会」の内容が、漠然としており、明確な規定がなされていない。たとえば、ロブソン(W. A. Robson)は、「福祉国家と福祉社会とは、どのような意味においても同義ではない。実に、われわれのもっとも深刻な困難のいくつかは、われわれが福祉社会であることなしに福祉国家であることをこころみているという事実⁴⁾に依拠している」と⁵⁾、また、「われわれは、福祉国家と福祉社会について語る。用語を区別するのは、われわれが、前者は主として政府の行動に依存しているのに反して、後者は主として諸個人や営利会社の行動や観点と結びついていると考えるからである」と⁵⁾、主張しているが、この見解においても、福祉社会の「社会」の内容は曖昧であるといわざるをえない。私見によれば、固有の対人的現象としての「社会」を考察する立場から、国家という「社会」とその基礎となっている「社会」との関連性を追求することの意義が指摘されうる。

(3) (1)および(2)の問題領域との関連において、福祉政策の実現の可能性と限界を社会学的に検討することが重要な課題となってくる。

- 4) W. A. Robson, *Welfare State and Welfare Society: Illusion and Reality*, George Allen & Unwin, London, p. 11, 辻清明・星野信也訳『福祉国家と福祉社会 幻想と現実』, 東京大学出版会, 昭和55年, 3ページ。
- 5) *Op. cit.*, p. 64, 訳, 74ページ。

II 福祉国家の特色

(1) 国家の福祉政策の現代的課題

1) 経済的福祉政策から社会的福祉政策への移行

まず第1に、現代における国家の福祉政策の特色について、検討を与えておく必要がある。一般に「福祉」といってもその目標の内容は歴史的に変化していることを考えねばならない⁶⁾。概括的にみて、19世紀から20世紀の前半にわたる福祉政策は、「経済的厚生」を目指しての「経済的福祉政策」であったが、1970年頃を1つの転回点として、自然的環境の保存、精神的充実、情緒的安定、文化的生活の向上……などといった、いわば非経済的諸目標に重点をおいた政策へと移行しつつあるといえる⁷⁾。この場合、現代の福祉政策の対象となる非経済的諸目標として、一般に多種多様な諸事象が網羅的に列挙されている。私見によれば、この非経済的諸目標について、それが専門的法則科学の対象として考察される限り、特定の対象に焦点をおいた理論的分析の不可欠性が指摘され、このような特定の対象として、固有の「对人的」現象があげられるのであり⁸⁾、この意味における福祉政策は「社会的福祉政策」と呼ばれうるであろう。もとより、国家の福祉政策の重点が「経済的政策」から「社会的政策」へ移行しても、後者もまた、「経済的政策」と不可分の関連をもっている。いわば、従来の「経済的福祉政策」が「第1次的経済政策」であるのに対して、「社会的福祉政策」は「第2次的経済政策」の一形態として考えられうるものであり、経済問題は人間生活のあらゆる政策の実行の手段として普遍的不可欠性をもっている以上、「社会的福祉政策」の実現においても、社会保障費の充実、福祉施設を中心とした公共財の供給、福祉関係の行政職員の増大など

を伴う経済政策が不可避的なものとなってくる。

2) 現代の社会的福祉政策にみられる諸問題点
たとえば、フリードマンは、最近の福祉政策に対して、「諸目標はすべて高貴なものである。諸結果は失望的なものであった。社会保障支出は急激に上昇し、しかも社会保障制度は深刻な財政的困難に陥っている」と述べているが⁹⁾、現在の福祉政策のあり方を概観するとき、とくに、つぎの諸問題点が反省されねばならないであろう。

(i) 福祉政策は、「社会的福祉政策」をその目標としながらも、現実の問題として、そのような目標を達成するためのほんらいの手段である「第2次的経済政策」の方に重点をおくようになり、不適正な課税による国民生活の圧迫、国家財政の赤字の累積的増大……などの諸弊害を続出させるようになり、経済生活の発展を抑制するような結果をもたらしている。この点についての立入った経済学的論究はこの小論の直接的課題からは省かざるをえない。なお、この(i)の問題点は、以下の(ii), (iii), (iv)の諸問題点と密接に関連している。

(ii) 国家の福祉支出の増大および福祉制度の拡大は、かなりの範囲において、老人、身障者などに対する家族員の扶養の責任感を減退させることになり、現代の「社会」におけるもっとも基本的なゲマインシャフトの崩壊をもたらす可能性を示している。

(iii) 福祉制度の普及化が多くの一ひとりの少なくとも最低限の生活を保障しうようになると、ひとびとは、この制度に対する依頼感を高めてゆき、生存競争に対する自立的な努力を弱めるようになり、かれらの自発的な競争と創意に基づいた「社会」の発展の一大原動力を衰微させる事態が生じうる。

(iv) ロブソンも、「今日、福祉政策を正当化するためにもち出される基本的な標語は平等である」と述べているように¹⁰⁾、現代の福祉政策の一大目標が平等化にあることは否定しえないが、この平等化政策のあり方が検討されねばならない。

6) *Op. cit.*, pp.15-32, 訳, 9-32ページ。

7) 拙稿「福祉社会と勢力構造」, 217-218ページ。

8) L. V. Wiese, *Das Soziale*, Westdeutscher Verlag, Köln und Opladen, 1956, SS.8-9, R. M. MacIver, *Social Causation*, Ginn and Company, Boston, 1942, pp. 273-274, Footnotes, 高田保馬『社会学概論』新版, 3-4ページ。

9) *Op. cit.*, p.87, 訳, 153ページ。

10) *Op. cit.*, p.36, 訳, 37ページ。

この点について、フリードマンは、経済生活さらには人間生活における「自由」との関連において、平等を、(I)「機会の平等」(equality of opportunity)と、(II)「結果の平等」(equality of outcome)とを区別し、(I)の「機会の平等」は自由と全く衝突しないのに対して、(II)の「結果の平等」は自由と明らかに対抗しており、「結果の平等を促進しようとするところみが、ますます巨大化してゆく政府の、そしてわれわれの自由への政府によって課せられる諸制限の主要な源泉となってきたことを、主張しているが¹¹⁾、現代の国家の福祉政策は、「機会の平等」よりも「結果の平等」の方に重点をおいて政治的統制力を行使しており、このことが実力主義または業績主義に基づいた自由競争による「社会」の基本原則と合致しがたくなっている。

(v) 福祉政策の目標とする「福祉」については、(I)教育制度の拡充、環境の整備、医療制度の発達、養老機関の普及化……といったような、万人にとってその充足度が共通である「普遍的・客観的福祉」と、(II)人生観、価値観、イデオロギー……などのような、個人それぞれによってその充足度が相違し対立している「個別的・主観的福祉」との区別が認められる。現代の国家の福祉政策が、(I)の「普遍的・客観的福祉」を対象とするときには、さまざまな弊害を伴う事態が生じうるにしても、原則的にみて、社会の全成員の福祉の向上につながるものであるが、(II)の「個別的・主観的福祉」を対象とするときは、そのような福祉が社会の少なくともほとんど大部分の成員の福祉の向上と結びつく客観的な規準または指標のない限り、その政策は恣意的で独断的なものとならざるをえない。

(2) 現代国家と福祉政策との関連性

1) 現代国家の特色

現代の国家の福祉政策の諸特色と諸問題点の根拠を社会学的に究明するにあたって、まず第1に、国家について、その一般的本質および現代的特色を検討してみる必要がある。

11) *Op. cit.*, pp. 119-120, 訳, 205-206 ページ。

固有の対人的現象としての「社会」の具体的形成態である「社会形態」¹²⁾のなかで、成員の結束性の点からみて中心的位置を占めている「集団」を、血縁および地縁を基本的紐帯として自然生成的に成立する「基礎社会」と、特定の目的あるいは利益を追求するために人為的に形成される「派生社会」とに区別するとき¹³⁾、国家は、地縁を基本的紐帯としている共同社会的結合に基づいて権力的政治組織を成立させている基礎社会として¹⁴⁾、あるいは、「物理的強制の手段を独占する地域団体」として¹⁵⁾、把握される。ところで、国家の現代的特色の検討に関して、国家を派生社会の一形態とみなす見解が顧みられる必要があり、そのような見解の1つの代表として、マッキンヴァー(R. M. MacIver)の議論があげられる。マッキンヴァーにおける「一定の共同の関心または諸関心を追求するための社会成員の組織(または組織された一群のひとびと)」としての「アソシエーション」association は、派生社会的性格をもつ集団と解釈されるが¹⁶⁾、かれは、国家を、社会成員の共同の政治的インタレストを追求するためのアソシエーションのなかに含ませている¹⁷⁾。われわれの立場よりみれば、一定の集団はなんらかのひとびと相互の共属の意識による団結にもとづいて成立しており、国家は、一定の地域の共同による自然生成的な団結に基づいて、政治組織を存立させているのであり、国家を派生社会とみなす立場は、国家のいわば上部構造としての政治組織のみに着目した見解といわざるをえない。

しかしながら、われわれは、国家の動態的發展過程の基本的方向に関して、その政治組織の独立

12) 高田保馬『社会学概論』新版, 26-27ページ, 『社会学』, 有斐閣, 昭和27年, 10ページ。

13) 高田保馬『社会学概論』新版, 163-182ページ, 『社会学』, 34-42ページ。

14) 拙稿「経済体制における国家の位置」, 『国民経済雑誌』第126巻第1号, 神戸大学経済経営学会, 昭和47年7月(拙著『現代資本主義と階級』, 77-79ページ)。

15) 高田保馬『社会学概論』新版, 167ページ。

16) R. M. MacIver, *Community: A Sociological Study*, Macmillan and Co. Ltd., London, p. 23, p. 131, 中久郎・松本通晴監訳『コミュニティ』, ミネルヴァ書房, 昭和50年, 46ページ, 154ページ。

17) *Op. cit.*, pp. 28-38, 訳, 51-60ページ。

化あるいは自律化が進行し、政治組織からの作用によって、教育制度の統制、一定のイデオロギーの普及化などを通じて、国民的団結が創出されあるいは強化される傾向が、換言すれば、国家における派生社会的要素の優越化の傾向が進展してゆくことを否定しえない。したがって、現代国家は、自然生成的な地縁的結合をその基礎としながらも、政治組織のあり方をその特色の決定的要素として成立しているといえるが、このことよりして、つぎのような諸事象が現われてきている。

(i) 政治組織の独立化あるいは自律化が進行するに伴って、「社会」全般にみられる基礎社会に対する派生社会の優越化の傾向と結びついて、国家の成立の基礎に関して、地縁的共同社会がもっとも根本的な基盤ではあるが、大企業、政党、労働組合などの多元的な諸派生社会さらにはそれらの諸派生社会と結びついている諸階級によって制約される程度が増大している。

(ii) マッキィヴェは、国家は、その組織のなかに社会生活の国家以外の諸形態を吸収はしないが、その組織を通じて社会の存立そのものを保障するための「一定の優越性の統制」を行なうものであり、「諸組織の組織」であることを主張しているが¹⁸⁾、国家の政治組織が派生社会としての(諸階級の利害と密接に結びついた)諸利害団体によって制約され干渉される程度が増大する傾向にある事態に関しては、(A)国家の社会全般に対する政治的統制力と(B)諸利害団体の対国家的干渉力との関連性をめぐって、以下の事柄が指摘されるであろう。(I) 基本的傾向としては、(A)の国家の統制力に対する(B)の諸利害団体の対国家的干渉力の優越化があげられるが、この基本的傾向に関しては、諸利害団体相互間の干渉力が、程度の差を伴って、均等化の状態にあるといえる。このことは、国家の政治的統制力において、相手を自由選択の余地を与えずに一方的に服従させる勢力である「直接的・強制的勢力」としての権力¹⁹⁾を基本的要素としながらも、相手を一定の目

的または利益の追求のための目的手段的な自由選択性によって服従させる「間接的・誘導的勢力」²⁰⁾の要素がしだいに増大してきていることを意味している²¹⁾。(II) 他方において、以上の基本的傾向のなかにあっても、一定の諸事情のもとに、可逆的(反動的)過程として、たとえば、一部の労働組合を中心とする反体制的な諸利害団体の対国家的干渉力が過度に増大している場合、あるいは、経済生活に対する中央集権的な統制が強化される場合、さらには、社会全般の統合的団結が必要となる場合などにみられるように、国家の政治的統制力が諸利害団体の対国家的干渉力に対して、優越的压力を加える事態が生ずることを看過しえないのであり、このような過程においては、国家の統制力において、「直接的・強制的勢力」としての権力の要素がいちじるしく増大してくる。

2) 現代国家における社会的福祉政策の実現の諸条件

以上のような諸特色のみられる現代国家における「社会的福祉政策」の実現の可能性としては、つぎのような諸条件が必要となるであろう。

(i) 国家の政治的統制力に対して諸利害団体の対国家的干渉力が、基本的にみて、優越化の傾向にあることが、認められねばならない。

(ii) 利害団体としての諸派生社会相互間の干渉力が均等化の状態にあらねばならない。この点について、ロブソンは、「スウェーデンが示しているように、福祉国家で豊かでありうるし、ことごとくのゆたかな社会は福祉にとってある程度の準備をなしている」と述べている²²⁾。たしかに、福祉政策を実行するための十分な公共支出費を調達するためには、国民経済全体のある程度の成長が必要であることよりして、諸派生社会のなかで、福祉社会においても、営利企業の占める位置のウェイトは、依然として看過できないが、企業の他の諸部分社会に対する影響力は、政党や組合を含

20) 同上拙著、66-67ページ。

21) 拙稿「経済体制における国家の位置」、(拙著『現代資本主義と階級』、85-89ページ)、「合理的経済体制における国家と階級」、『国民経済雑誌』第138巻第6号、昭和53年12月、35-37ページ。

22) W. A. Robson, *Op. cit.*, p. 63, 訳、72ページ。

18) *Op. cit.*, pp. 39-47, pp. 138-144, 訳、60-68ページ、163-168ページ。

19) 拙著『階級構造の基礎理論』、日本評論社、昭和38年、66ページ。

めてのさまざまな反営利的な諸派生社会の「対抗的諸勢力」の上昇によって、ほんらいの資本主義社会におけるような圧倒的優越性を失っているといわざるをえない。また、国家の政治組織についても、それを動かしている諸政党間に勢力の均等化が認められねばならない。福祉政策は、現状においては、政権を左右している与党的政党が政権を確立させるための選挙民からの投票数を獲得する手段的公約として、施行される場合がしばしばである。このような事態は、それ自身が国家の政治的統制力に対する諸利害団体の対国家的干渉力の増大の結果として生ずるものではあるが、十分な意味での福祉政策の実現を意味しているのではなく、特定の政党およびそれを支持する利害団体さらには階級による国家の政治組織の一方的支配によって左右されていることをみきわめねばならない。

(iii) (i), (ii)の事柄は、現代の「社会的福祉政策」の対象が、固有の対人的現象としての「社会」に焦点をおいた非経済的諸目標におかれていることと、とくにつぎの点で、必然的な関連性をもっているといえる。(I)教会、学校、病院、文化団体……などの派生社会が、派生社会全般相互間の干渉力の均等化との結びつきにおいて、対国家的干渉力を増大させる傾向にあることは、諸派生社会を成立させる諸目的のなかで、宗教、道徳、学問、教育、保健、芸術……などの非経済的な諸目的が、経済的利害や政治的制約などから離脱した純粋化した形態において、それらの社会生活におけるひとびとの関心を高めてくることにほかならない。(II)このような傾向における諸派生社会の均等化的発展は、「社会」の具体的形成態の均衡的合理化さらには諸社会形態に分属している諸個人間の対人的用意であり、「社会」の抽象態である「社会関係」の合理化の高次の段階への進行と密接な結びつきにおいて実現するものである。

以上の諸点の考察よりして、問題にされている現代の福祉国家は、「社会」全般の一定のあり方すなわち諸社会形態の全体としての複合的関連態である「全体社会」の一定の様式および諸個人間

の「社会関係」の一定の様式を基礎にして成立することが考慮されねばならないのであり、筆者は、この点について立入った検討を加えてみることにする。

III 現代の福祉国家の社会的基礎

(1) 社会関係と社会構造についての一般的予備考察

筆者は、現代の福祉国家の社会的基礎についての上述の観点からの社会学的考察をこころみるにあたって、以下の論述に必要な限度において、「福祉社会」のあり方に関連づけて、「社会関係」および「社会構造」についての予備考察を行なっておくことにする²³⁾。

1) 社会関係

ここでいう「社会関係」social relationship, soziale Beziehung は、複数人間におけるなんらかの行為の交渉を可能にする準備態、すなわち「ひとびとの間の用意」zwischenmenschliche Bereitschaftとしての対人的態度であり²⁴⁾、それについては、以下の考察が必要となる。

2) 社会関係の諸形態

社会関係は、まず、基本的にみて、対人的方向の点より「根源関係」として、(i)相互肯定の関係である「結合関係」と、(ii)相互拒否の関係である「分離関係」と、(iii)勢力の量的相違に基づく上位者と下位者との関係である「上下関係」とに区別され、(iii)の上下関係は、さらに、上位者の下位者に対する態度が、特権的な地位または利益の排他的占有の意欲によって、(I)決定づけられていないか、(II)決定づけられているかによって、(I)指導関係と(II)支配関係(階級関係)とに区分されうる²⁵⁾。

23) この点については、筆者は、しばしば論述を行なっているので(たとえば、拙著『現代資本主義と階級』に所載の「福祉社会と勢力構造」、222-225ページ、「合理的経済体制における国家と階級」、21-28ページ)、本稿においても、議論の中心的部分の反覆がみられる。

24) 高田保馬『社会関係の研究』、岩波書店、大正15年、240ページ、『社会学の根本問題』、関書院、昭和22年、11ページ。

25) 高田保馬『社会関係の研究』、284ページ、308-309ページ、349-355ページ。拙著『階級構造の基礎理論』、130ページ、185-196ページ。

また、すべての社会関係は、関係そのもののゆえにあるいは相手のひとそのもののゆえに自生的に一定の関係を成立せしめる「情意的要素」と、一定の目的または利益を追求するための手段として人為的に一定の関係を成立させる「理知的要素」との複合態であり²⁶⁾、存立上の次元よりみれば、つねに、情意的要素が前提的要素となっているが、一定の社会関係を特色づける決定的要素が、(i)情意的要素であるか、(ii)理知的要素であるかによって、「定型関係」として、(i)「非合理的関係」と(ii)「合理的関係」とに区別される²⁷⁾。そして、(ii)の「合理的関係」は、その発展の次元において、(I)ひとひとがみずからの利益を利己的・打算的に排他的に追求するために成立する「自利的・合理的関係」と、(II)ひとひとの共同の利益の追求の自覚によって成立する「共益的・合理的関係」とを含めて把握されうるのであり、福祉社会における中核的社会関係は、精神文化と密接な関連にある「共益的・合理的関係」でなければならない。

3) 社会関係間の関連性

定型関係としての諸社会関係間の関連性については、(i)静態的な存立上の次元の関連性からみれば、「非合理的結合関係」としての *Gemeinschaft* の基本的形態(家族、人種、民族、人類……など)をもっとも基本的なものとする「非合理的関係」を前提とし、それに制約されて「合理的関係」が成立しているが、(ii)動態的な関連性については、つぎの事柄が考慮されねばならない。(I)基本的傾向としては、非合理的関係の減退に対する合理的関係の優越化が注目されうが、(II)可逆的傾向として、一定の諸事情によって、非合理的関係の逆行的優越化の生じうることを見逃しえない。

4) 社会形態とその諸区分

つぎに、固有の対人的現象としての「社会」を、諸社会関係にそれぞれの単位として関与している諸個人が具体的に形成している「社会形態」の面から考察するとき、それは、つぎのような諸観点

から区分されうる。(i)成員相互の結束性の点からみると、(I)ひとひとがなんらかの「共属の意識」によって一定のまとまりを示している「集団」と、(II)ひとひとの間になんらかの類似の意識または共通の意識が散在的に認められる、集団の可能態としての「社会圏」と、(III)純粋な個人対個人の諸関係の無限で無意識的な連鎖から成立する「社会連結」とが区別される²⁸⁾。そして、(I)の集団は組織をもっている「団体」と、そのような組織をもたない「無組織集団」とからなっている。(ii)、(I)家族や国家や教会や学校や企業などにみられるように、発生的にみて、人間生活におけるさまざまな欲望や目的の充足のために成立していて、相互の関係が本質的に並列関係であるため、区分線が垂直に引かれる「垂直的区分」と、(II)相互の関係が本質的に上下の序列関係であるため、区分線が水平に引かれる諸社会形態間の区分である「水平的区分」との区別が考えられうる²⁹⁾。(I)の「垂直的区分」に関しては、とくに、「基礎社会」と「派生社会」との区別が重要である。(II)の「水平的区分」は、上位層の成員と下位層との関係が、①指導関係を決定的要素とする「指導的区分」と、②支配関係を決定的要素とする「階級的区分」とに分かたれるが³⁰⁾、水平的区分を成立させる一般的要因は、他人から服従せられる個人の一定の能力としての「勢力」power, Macht であり³¹⁾、要素的勢力として、つぎのような諸形態があげられうるのである³²⁾。(A)威光や威厳によって相手の側の自発的悦服を受動的に可能にする「内的勢力」、(B)一定の外的手段によるはたらきかけによって相手を能動的に服従せしめる「外的勢力」、(b₁)相手を自由選択の余地を与えずに一方的に服従せしめる「直接

26) 高田保馬、同上著、282-301ページ。

27) 高田保馬、同上著、283-286ページ、前掲拙著、130ページ、133-137ページ。

28) 高田保馬『社会学概論』新版、99-100ページ。拙稿「経済体制論の一課題」、『国民経済雑誌』第85巻第4号、昭和27年4月、25-27ページ。

29) 拙稿「合理的経済体制における国家と階級」、24-26ページ。

30) 前掲拙著、63-64ページ。

31) 高田保馬『勢力論』改訂版、有斐閣、2ページ、同上拙著、40-42ページ。

32) 高田保馬、同上著、12-15ページ、37-56ページ、同上拙著、66-67ページ、223-231ページ、256-258ページ。

的・強制的勢力」, (b₂) 相手をなんらかの目的または利益を求めるための手段としての自由選択によって服従せしめる「間接的・誘導的勢力」。

私見によれば, 服従者の態度の点よりみて, (A)の内的勢力と(B)(b₁)の直接的・強制的勢力とは, 服従者の態度に理性的判断または自由選択性が欠けているがゆえに, 「非合理的勢力」として, (B)(b₂)の間接的・誘導的勢力は, 服従者の態度が目的手段的な自由選択性を決定的要素としていることよりして, 「合理的勢力」として, それぞれ把握されうる。また, 間接的・誘導的勢力は, 「合理的関係」としての社会関係を中心としている近代社会の「水平的区分」についての優越的勢力であり, 資本主義社会に特有の「水平的区分」の優越的勢力は, 一定の財の提供によって相手を服従せしめる「経済的勢力」であるが³³⁾, 間接的・誘導的勢力のなかで, 資本主義社会の変質的發展に伴って, 資本家の経済的勢力に代わって, しだいに, 現代の大規模企業において専門的な学識・職能あるいは職階的地位などによって企業者職能を担当または分担するようになる非資本家の企業者および上層ホワイト・カラー, 国家の行政組織の官僚などの諸勢力にみられるような, 財の提供を本質的要因とはしない「非経済的, 間接的・誘導的勢力」が優越的勢力となってくると³⁴⁾, いう。なお, 要素的諸勢力は, 相互に結びつき合っ「水平的区分」における諸個人の社会的地位の高さを定めているが, 社会の各発展段階に特有の「水平的区分」の相対的な決定要因となっている要素的勢力としての「優越的勢力」は, 社会の歴史的変動に伴って, 可逆的過程によって制約されながら, 長期的な基本的傾向として, (A) 内的勢力→(B)(b₁) 直接的・強制的勢力→(B)(b₂) a) 経済的勢力としての間接的・誘導的勢力→(B)(b₂) b) 非経済的勢力としての間接的・誘導的勢力の順序で, 変移してゆく³⁵⁾。

5) 社会構造の本質的意味内容とその諸形態

諸「社会形態」の一定の範囲における全体とし

ての複合的関連態が「全体社会」としてとらえられうるが³⁶⁾, その範囲の限界は「程度の事柄」であり, 社会の現段階では, 国民の範囲をモデルとするのがもっとも適切である。ところで, 全体社会は, それを構成している諸社会形態の間の, さらにはそれらの諸社会形態の単位として分属している諸個人間の諸社会関係の間の, 相互の関連性の一定の様式によって, 「社会構造」 structure of society, Struktur der Gesellschaft における特色を出現させているのであり, この社会構造は, 「垂直的区分」における諸社会形態間の関連性である「垂直的構造」と「水平的区分」における諸社会形態間の関連性である「水平的構造」と, 諸社会関係間の関連性との点からみて, 以下のような諸形態に区分される³⁷⁾。

一般的特色からみて, (i) 垂直的構造において, 基礎社会が優越的位置を占めており, 水平的構造における上位層と下位層とを区別する優越的勢力は, 出生, 家系, 門閥, 伝統的権威などの自然生成的要因による非合理的勢力であり, 諸社会関係のなかで, 非合理的関係が中心的位置にある「非合理的社会構造」と, (ii) 垂直的構造において, 派生社会が優越的位置を占めており, 水平的構造において上位層と下位層とを区別する優越的勢力は, 派生社会の成員として, 学歴, 職歴, 職階, 職能などの人為形成的要因による合理的勢力であり, 諸社会関係のなかで, 合理的関係が中心となっている「合理的社会構造」とが区別され, それぞれがさらに純粋型と支配型とに区分されるが, このことを, 福祉社会ととくに密接な関連をもつ合理的社会構造について検討するとき, つぎの事柄が指摘されうる。(I) 「支配型の合理的社会構造」においては, ①垂直的構造において, 企業をその代表とする, 自利的な目的を追求する派生社会が優越的位置にあり, ②水平的構造において, 階級間の成員の地位の移動性が大で, 諸種の要素

33) 同上拙著, 66ページ, 223-225ページ。

34) 同上拙著, 67ページ, 256-258ページ。

35) 同上拙著, 98-104ページ。

36) 高田保馬『社会と国家』, 岩波書店, 大正11年, 12-18ページ, 『社会学概論』新版, 99-101ページ, 104-106ページ, 拙稿「全体社会の基礎構造」, 『国民経済雑誌』第82巻第5号, 昭和25年11月, 40ページ。

37) 拙稿「合理的経済体制における国家と階級」, 26-28ページ。

的勢力が相対的に多数人によって分有されている「開放的・勢力分散的階級構造」³⁸⁾が成立しており、③諸社会関係の中心をなす合理的関係は、その発展が不十分であり、自利的・打算的な対人的選択性を特徴としている。(Ⅱ)「純粋型の合理的社会構造」においては、①垂直的構造において、共益的目的を追求する派生社会が優越的位置にあり、②水平的構造において、純粋型の間接的・誘導的勢力が優越的勢力である「合理的指導構造」が成立しており、(Ⅲ)諸社会関係の中心にある合理的関係は、共益的な対人的選択性によって特色づけられている。

6) 諸社会構造間の関連性

以上のような諸社会構造間の関連性に関して、(i) 静態的にみれば、(Ⅰ)非合理的社会構造を前提として、合理的構造が成立しており、(Ⅱ)「水平的区分」を成立させる優越的勢力が、つねに「垂直的区分」における諸社会形態の成員として生ずるがゆえに、「垂直的構造」が「水平的構造」の前提となっており、(ii) 動態的にみれば、(Ⅰ)基本的傾向としては、①非合理的指導構造を成立せしめている、純粋型の非合理的社会構造→②封鎖的・勢力集中的階級構造を成立せしめている、支配型の非合理的社会構造→③支配型の合理的社会構造→④純粋型の合理的社会構造の順序で、定型的形態が変動してゆき、(Ⅱ)他方において、一定の事情によって、非合理的社会構造への逆行の後退が生じうることを、考えられうる。福祉社会の成立は、「純粋型の合理的社会構造」との必然的な関連において論究されねばならない。

(2) 福祉国家の社会的基礎としての純粋型の合理的社会構造の実現過程

さて、現代の福祉国家は、純粋型の合理的社会構造を基礎として成立しようといいうるが、そのような社会構造の実現過程について立入った考察をこころみることとする。

1) 共益的合理的関係の形成過程

社会科学の因果的説明の基本的要請が諸個人の動機の理解にあり、福祉社会の考察の焦点を個人

の対人的現象としての「社会」のあり方に求めるとき、福祉国家成立の社会的基礎とみなされうる純粋型の合理的社会構造の実現過程の考察においても、そのような社会構造を構成している諸社会形態に参与している諸個人の対人的動機による相互の態度である社会関係の共益的・合理的関係の形態での形成過程の検討が、第1に問題となってくる。

「共益的・合理的関係」の構想は、北野熊喜男博士の経済的協働の諸形態についての「共益経済組織」の概念に、経済のあり方についてではあるが、示唆的な主張が示されている。博士によれば、経済的協働の諸形態は、それにあずかる関係主体の関係態度が、動機的にみて、どのように決定されているかの点から、(i) 主として非合理的契機によって決定されている場合の「共同の態度」と、(ii) 主として合理的契機によって決定されている場合の「合理的態度」とに区別され、(ii)の「合理的態度」は、(Ⅰ)「各個別に合理的」であり、「主として自利的計慮に基づき、ただ私利利害の立場においてのみ打算的である」場合の「自利的態度」と、(Ⅱ)「主として共益的計慮にもとづき、いわば関係主体全体の公的立場において合理的」である場合の「共益的態度」とに区別され、経済組織は、(i)、(ii)(Ⅰ)、(ii)(Ⅱ)のそれぞれに対応して、「共同経済組織」、「自利経済組織」、「共益経済組織」とに分かれた³⁹⁾、「全体としての経済的協働の立体的編制の様式」としての「経済体制」の基本形式についても、①「共同経済体制」と②「自利経済体制」と③「共益経済体制」との区別が考えられるのである⁴⁰⁾。そして、博士が、自利経済から共益経済への発展傾向を、階級的勢力の均等化に基づく社会成員の経済生活における主体的自由の拡大に重点をおいて論究していることは⁴¹⁾、注目されるべきであり、筆者はこの点についての立入った考察を、「社会関係」を中心的対象として展開することを意図している⁴²⁾。

39) 北野熊喜男『増訂 経済社会の基本問題——経済社会学原理——』、三和書房、昭和36年、89-92ページ。

40) 同上著、101-104ページ。

41) 同上著、221-224ページ、北野熊喜男『社会経済学原理』、日本評論社、昭和45年、74ページ、82-85ページ。

38) 前掲拙著、114-127ページ。

なお、北野博士の「共益経済」の成立の前提となっている社会については、小松堅太郎博士の「共益社会」の議論が顧みられうる⁴³⁾。小松博士によれば、「共同社会」が非合理性のうえに成立し、「利益社会」が利己的打算性である目的合理性のうえに成立しているのに対して、「共益社会」は、「理論的反省に基づいて人間自然の利己的欲望に制肘を加える」「理論合理性」の態度のうえに成立する社会であり⁴⁴⁾、「支配利益社会における統制は目的合理的支配であるから、それは階級組織から離れたものではないのに反し、共益社会は無階級の社会である」⁴⁵⁾と、あるいは、「共益社会は個人の自由を無制限に認容する利益社会とは異なり、自由と平等との調和の上にのみ成立する社会」であると⁴⁶⁾、主張されているが、私見によれば、博士の「共益社会」への社会の変動過程の議論は、「目的合理性」から「理論的合理性」への社会的態度の発展に関して、少なからぬ規範的命題を含んでいるとおもわれるのである⁴⁷⁾。また、「共益的・合理的関係」の形成過程を問題とするにあたっては、高田保馬博士の「純粋利益社会」への社会の変動過程についての主張を看過しえない。高田博士においては、諸社会関係のなかで中心的あるいは基本的な位置にある結合関係の定型が、純粋共同社会→支配共同社会→支配利益社会→純粋利益社会の序列で変動するとみられており⁴⁸⁾、「極小説」の立場から、社会は、「それぞれ結合、分離、従属の極小なる関係に向って進みそれに落ちつかんとする傾向にある」ことが⁴⁹⁾、さらには、「利益社会化が完全に行われる時、ここに純粋なる利益社会の姿に入る」ことが⁵⁰⁾、主

張されている。筆者の解釈によれば、博士のいう「純粋利益社会」は、非合理的形態における結合、分離、従属の極小状態を意味しているのであって、福祉国家成立の前提となる社会のあり方である各社会関係の合理性の発展の極大状態および血縁、地縁を基本的紐帯とする非合理的結合関係としての共同社会に代わる現代の段階でのひとつとの連帯関係の確立されている状態を説明するためには、不十分であるといわざるをえない。

私見によれば、「共益的・合理的関係」の形成過程を、ひとつの社会的勢力の均等化に基づく主体的自由の拡大の過程としてとらえることが要請されるとともに、このような過程を、客観的傾向として考察するためには、社会構造における「垂直的構造」および「水平的構造」の発展過程との関連における考察が加えられねばならないのである。

2) 社会の「垂直的構造」の発展過程

さて、現代の福祉国家の社会的基礎についての固有の対人的現象としての「社会」を中心的対象とする論述を、「共益的・合理的関係」としての社会関係を「社会構造」に関連づけて追求してゆくにあって、「垂直的構造」が「水平的構造」の前提となっていることよりして、第1に、社会の「垂直的構造」の発展過程について、以下の諸点が考察されねばならない。

(i) まず、「垂直的構造」の中心的事象となっている集団間の基礎社会と派生社会との関連性の発展傾向が問題となる。静態的にみれば、基礎社会を前提としそれに制約されて派生社会が成立しているが、動態的にみれば、基礎社会に対して派生社会が優越的位置を占めるようになることが認められ、たとえば、小松博士が、「共益社会」の出現過程は、旧来の「目的合理性」のみならず、血縁的封鎖および地縁的封鎖の解消としての非合理性の清算をも実現することを指摘しているように⁵¹⁾、福祉社会の前提となる「共益的・合理的関係」の形成に対しても、派生社会の優越化の過程は不可欠の要因といいうるが、この過程と「共益的・合理的関係」の形成との関連性をめぐって、

42) 拙稿「共益経済の社会的基礎」(北野熊喜男博士古稀記念論文集『経済と社会の基礎分析』、古稀記念論文集刊行会、昭和54年、10-15ページ)。

43) 北野熊喜男、前掲著、脚注1)。

44) 小松堅太郎『社会学』、日本評論社、昭和9年、107-108ページ。

45) 同上著、112-113ページ。

46) 小松堅太郎『社会構造の理論』、日本評論社、昭和7年、231ページ。

47) 小松堅太郎『社会変動の理論』、有斐閣、昭和28年、278-342ページ。

48) 高田保馬『社会関係の研究』、408-428ページ。

49) 同上著、411ページ。

50) 同上著、420-421ページ。

51) 小松堅太郎『社会変動の理論』、278-291ページ。

つぎの事柄が留意されねばならない。

基礎社会に対する派生社会の優越化の傾向に伴い、基礎社会としての家族や国家の結合が、自然生成的な血縁および地縁を基本的紐帯としながらも、学校教育や情報機関による世論の普及化などのような、派生社会の作用によって人為的に形成される程度が高まってくる。このような状態において、福祉社会の成立との関連においてとくに慎重な考慮を要する事柄は、地縁社会である国家が、その政治組織の自律化がすすみ、派生社会的性格を備えてくると、諸機関を通じて政治組織の統制力によって、みずからの成立の基盤となっている地縁的結合およびその他の諸社会形態の結合に対して作用を及ぼすようになることである。もとより、福祉社会は、共益の合理性を決定的要因とするひとびとの連帯的結合を不可欠の要件としており、そのためには国家の政治組織によるなんらかのはたらきかけが必要となるが、この国家の政治組織によるはたらきかけが、直接的・強制的勢力としての権力による中央集権的で独裁的な形で行使されるときは、「純粋型の合理的社会構造」の形成を阻止する事態が生ずるのであり、問題とする社会構造の形成のためには、既述したような、諸社会形態相互間のとくに（政治組織の自律化を通じて派生社会的性格を備えている国家を含めた）諸派生社会相互間の干渉力の均等的分化が前提となっておらねばならない。

（ii）諸派生社会間の干渉力の均等的分化の傾向を考察するにあたって、現代的問題として第1にとりあげられねばならない事柄は、資本主義社会における中心的主体である企業が、労働組合や革新的政党や公共的目的のための諸団体などさらにはこれらの企業に対抗する諸社会形態の干渉力の影響を蒙っている国家からの抑制的作用によって、基本型の資本主義社会にみられたような優越的地位を失い喪失しつつあることであるが、この傾向との関連において、ここでとくに検討を要するのは、社会の「水平的構造」の発展過程と関連することであるが、基本的傾向として、企業組織内部および国家の政治組織内部における諸機能の分化を通じて、企業および国家の干渉力を行

使する主体の優越的勢力が分散し、その集中的勢力が減退の方向に向っていることである。

（I）まず、指摘されうことは、企業組織の大規模化に伴って実現してゆく成員の諸機能の量的増大と質的分化の進行が、企業成員としての諸個人の中心的部分についての企業組織内での諸勢力の、さらには、諸派生社会間の干渉力の、つぎのような諸点にみられる、分散的均等化をもたらしてゆくことである。①企業組織内における成員の勢力の高さは、企業組織における中枢的機能であり、企業生産についての決意すなわち Decision-Making と執行を担当する企業者職能の所有および行使の有無および程度を決定的根拠としており⁵²⁾、基本型の資本主義経済における小規模企業においては、比較的少数の資本者が、みずからの資本の提供に基づいて企業者職能を所有することによって、圧倒的に優越的な勢力を所有していたが、資本主義経済の発展に伴う企業組織の大規模化が資本家と企業者との具体的個人における分化を進行させて、従来の資本家に代わって、非資本家的企業者が企業者職能を担当するようになると、資本家の勢力の優越性は減退し、非資本家的企業者の勢力の優越化が生じている。②被雇用者のなかで占める割合が増大してくるホワイト・カラーについて、上層部と下層部との区別が認められ、上層ホワイト・カラーは、それぞれの専門的職能および職階的地位に基づいて、企業者職能を分担するようになり、雇用者としての非資本家的企業者について、その勢力を上昇させている⁵³⁾。③ブルー・カラーとしての被雇用者についても、高級・熟練労働者からなる上層部と低級・非熟練労働者からなる下層部との間に断層が生じ、上層ブルー・カラーは、雇用条件の安定性によって、他方において、労働組合を中心とする対抗組織の強化を通じて、その賃金を高めてゆくとともに、企業組織内での勢力を増大させている⁵⁴⁾。ただ、下層

52) 拙稿「企業組織と階級的勢力」神戸大学経済学研究年報18, 昭和46年（拙著『現代資本主義と階級』, 101-110ページ）。

53) 拙稿「資本主義経済体制と中間階級」（同上拙著, 151-164ページ）, 「ホワイト・カラーの動向」（拙著『新訂社会科学概論』, 93-103ページ）。

ブルー・カラーは、その労働用役の代替性が大きい
 ため、雇用条件は不安定であり、対抗組織の
 力も微力であるため、低賃金に甘んぜざるをえな
 い状態にあり、企業組織内での勢力は、上層ブル
 ー・カラーとは対照的に、低下してゆく傾向にあ
 る⁵⁴⁾。①、②、③の諸傾向のなかで、企業の他の
 諸社会形態への干渉力を行使する主体の優越的勢
 力の分散化ととくに密接に関連している事柄は、
 ①と②にみられる非資本家的経営層の勢力の従来
 の資本家の勢力に代わっての、優越化の傾向であ
 り、このことについては、つぎの事柄が注目され
 ねばならない。1) 企業における優越的勢力は、
 小規模企業においては、比較的少数の資本家に集
 中していたが、大規模企業においては、被雇用者
 としての上層ホワイト・カラーをも含めて比較的
 多数の非資本家的経営層に分散している。2) 非
 資本家的経営層の勢力は、学識、学歴、職能、職
 歴のような人為形成的要因によって成立している
 ので、これらの諸要因を育成するための教育機関
 を中心とした文化的目的のための派生社会の企業
 に対する干渉力が増大してゆく。3) 従来の資本
 家の勢力は、その根底において、所有権、相続権
 の確立のため国家の権力による政治的統制力と密
 接な接合性をもっていたが、大規模企業における
 非資本家的経営層の勢力の成立と国家の権力の前
 提性および干渉性との関連性は稀薄になっている。

(Ⅱ) つぎに、国家の政治組織とくに行政組織
 の拡大が、多くの官僚的職員に政治的統制力の行
 使を委譲し分担させることによって、国家の政治
 的統制力は、一方において、野党的政党や革新団
 体からの干渉力の増大によって、中央集権的独裁
 性をしだいに減退させ、分散的方向に向うことが
 考えられうるが、このような国家の政治的統制力
 を分担する官僚の勢力は、大規模企業組織におけ
 る非資本家的経営の勢力の場合のように、しだい
 に、学歴、学識などの人為形成的要因によって成

立するようになり、このような諸要因を育成する
 文化的目的のための派生社会からの干渉力の作用
 によって国家の政治組織は制約されるようになる。

3) 社会の「水平的構造」の発展過程

社会の「垂直的構造」の発展は、それとの本質
 的関連において、基本的傾向として、社会の「水
 平的構造」としての「勢力構造」の発展をもたら
 してゆくが、この点については、とくに、つぎの
 事柄が指摘されねばならない。(i) 下層ブルー・
 カラーを中心とする最下層のひとびとを除いて考
 えるとき、社会成員の平均層において、勢力の分
 散的均等化の傾向が認められうる。(ii) (i)の
 事柄と密接に結びついて、勢力構造を決定する優
 越的勢力が、財の提供による経済的勢力としての
 間接的・誘導的勢力から財の提供によらない「非
 経済的、間接的・誘導的勢力」へと移行する方向
 にあると述べている⁵⁵⁾。このことを企業組織内の勢
 力についてみると、資本家に代わって企業者職
 能を担当また分担することによって優越的地位を
 占めてきている非資本家的企業者の勢力は、人間
 固有の思考力、決断力、学識、情報などからなる
 物化されがたい主体的・能動的行為を本質的要因
 としていることよりして、「非経済的、間接的・
 誘導的勢力」としてとらえられうるものであり、ま
 た国家の政治的統制力は、政治組織の規模の官僚
 制化的拡大を通じての多数の官僚職員への委譲お
 よびかれらによる分担の進行を通じて、また、民
 主主義的干渉力の増大により、直接的・強制的勢
 力として権力を前提としてそれによって制約され
 ながらも、しだいに、官僚組織と管理と運営によ
 る「非経済的、間接的・誘導的勢力」の要素を増
 大させている。(iii) (i)および(ii)の諸傾向の
 進行は、合理的勢力である間接的・誘導的勢力の
 非合理的勢力からの制約からの離脱による純粋化
 の進行は、さまざまな迂余曲折の過程によって制
 約されながらも、基本的傾向として、勢力構造の
 「合理的指導構造」への移行動向を意味している
 のである。

54) 拙稿「資本主義の発展と労働者の勢力」、『国民経済雑誌』
 第120巻第3号、昭和44年9月(拙著『現代資本主義と
 階級』、195-198ページ)。

55) 拙稿「現代社会の下層階級についての社会学的考察」、
 『季刊社会保障研究』第2巻第4号、昭和42年3月(同
 上拙著、210-215ページ)。

56) 拙著『階級構造の基礎理論』、255-258ページ、拙稿「企
 業組織と階級的勢力」(同上拙著、112-119ページ、81
 ページ)。

IV 現代の福祉国家の社会的基礎の実現 過程をめぐっての諸問題点

筆者は、現代の「社会的福祉政策」の主体としての国家の成立に対する社会的基礎を、固有の対人的現象としての「社会」における「純粋型の合理的社会構造」としてとらえ、それへの客観的傾向について考察をこころみだが、現代の福祉国家の社会的基礎の実現過程に関しては、幾多の諸問題が存在しており、ここでは、その主要なものを、実践的政策の問題とも関連させて指摘しておくことにする。

(1) まず、「純粋型の合理的社会構造」の実現自体に対して、現段階においては、「非合理的社会構造」への逆行的傾向からの制約を含めて、とくにつぎのような消極的諸要因が存在していることを見逃しえない⁵⁷⁾。(i)社会成員の平均層にみられる勢力均等化の傾向は、それ自身としては社会の前進方向を意味するものではあるが、まだ「自利的・合理的関係」を中心的な社会関係としている現代の諸個人の間では、みずからの利益を求めるための単なる手段として相手を利己的に非情に取捨・選択する対人的態度が支配的となるとともに、限られた上位の地位を目指しての排他的競争が激化し、ひとびとの間に「疎外」あるいは「断絶」の状態が生じ、非行、犯罪、自殺、背信、汚職といったような「反社会的」あるいは「反福祉的」な状態が生ずる。このような時代におけるひとびとの連帯を形成するにあたって、基礎社会における共同社会的結合の強化はあまり効果がなく、むしろ逆行的傾向ともみられるのであり、精神文化の育成・発達を目指した派生社会、とくに教育機関のもつ意義が顧みられねばならない。(ii)社会の平均的成員における勢力均等化の傾向に反して、下級ブルー・カラーを中心とする最下層の成員の勢力の低下の傾向の存在していることを看過できない。(iii)社会構造の体制的変動過程と経済体制のあり方との非対応的なギャップに基づい

ている経済生活の不安定の動揺に対処するために増大し拡大してきている国家の経済統制の介入の強化は、(I)、(ii)の最下層階級の生活保護を含めて、社会保障費の支出や公共財の供給や社会事業の拡大のために、しばしば、公共支出の過度の増大によって、国家財政の過度の赤字をもたらすとともに、(II)経済統制の過度の進行が、社会生活に対する国家の政治権力による中央集権的統制を拡大させ、社会福祉による生活の最低限の保障がひとびとの生存競争に対する刺激と活力を沈滞させることと相俟って、生活の諸方面での諸個人の自由で自発的な創造的な行動の余地を縮小させることになる。

(2) 福祉国家の社会的基礎としての福祉社会の実現のためには、固有の対人的現象としての「社会」における「純粋型の合理的社会構造」の形成は、不可欠の必要条件であっても、まだ十分な条件とはいいがたく、福祉社会の十分な実現を検討するにあたっては、「純粋型の合理的社会構造」との関連における政治、経済、法、道徳、芸術、宗教、さらには自然諸現象のあり方を含めた現実接近的な考察が要請される⁵⁸⁾。

ここでは、対象の範囲を社会諸現象に限定して、今後の論究をすすめてゆくうえでのとくに主要とおもわれる事柄を指摘しておくことにしよう。

(i)「共同的合理的関係」が形成されたとしても、それは高度の理性的要素を決定的要素とする社会関係であり、福祉社会の実現のためには、一歩進んでひとびとの間の情意的要素による共感・同情・連帯感による結合関係の成立を必要とせざるをえない。このような結合関係の成立の要因をなにに求めるかはかなり困難な問題ではあるが、血縁・地縁による基礎社会による共同社会の再強化を望むことは、むしろ時代に逆行するものがあり、それに代わるものとして、学問、道徳、宗教、芸術……などの精神文化の純粋な形での発展が要請されるのであり、「社会」との関連性の点よりみれば、教育機関や諸種の文化団体としての諸派生社会の社会構造における位置の向上が要求されるのである。(ii)社会の「水平的構造」におけ

57) 拙稿「福祉社会の成立についての一断想」, 170-172ページ。

58) 同上拙稿, 172-176ページ。

る諸派生社会の相互の干渉力の均衡的均等化の進行は、それが諸種の利害団体間の利己的利益の排他的な追求の競争となり、福祉社会全体の安定的存立を動揺させることになる可能性をもっているものであり、そのためには諸派生社会間の干渉力の check and balance を保つ必要性があり、国家は、その政治的支配力に対する諸派生社会の対国家的干渉の優越化の状態において、しかもデモクラシーの発達せる形態において、各派生社会間の利害の調整者すなわちマッキィヴァーのいう「コミュニティの最終的調整者 the final coordinator」⁵⁹⁾としての機能を果たさせねばならないが、このような性格をもつ国家は、将来の動向として、地縁的結合による制約より脱却して、単一国家より世界国家への発展を示すことが洞察されうる。(iii) 社会の「水平的構造」が「合理的指導構造」の形態へと変移することは勢力構造における開放性および勢力分散性が十分に発展することを意味しており、また、ひとびとの社会的勢力成立の要因について、「自然生成的要因」に対する「人為形成的要因」の高度の優越化を前提としているが、このような勢力構造が福祉社会の十分な実現を可能にするためには、つぎの事柄が留意されねばならない。(I) 勢力構造の開放性が発展し、社会の大多数の成員の Meritcracy の原則による地位の可動性が十分な成功をあげるためには、単に学歴や職歴や年功の形式的評価によってではなく、諸個人の真の実力と業績の育成およびそれらの正しい評価が必要となり、この点よりしても、とくに、教育制度の改善が問題となっている⁶⁰⁾。(II) 諸個人の地位の可動性それ自体は、社会構造の一大前進

方向ではあるが、このような可動性が過度に進行すると、ひとびとの地位や職種の不安定性をもたらし、ひとびとの緊張感や不安感を拡大させる可能性も生じうるので、諸個人の地位の可能性の促進とともに、一方において、かれらの地位の安定性のある程度の保障が政策的に問題となってくる。(iv) 最後に、福祉政策について、(I) 万人にとってその充足度が共通である「普遍的・客観的福祉」の発展は、上述したような諸種の必要条件がみたされた社会的基礎に基づく国家によって、その実現の可能性が考えられうるが、(II) 人生観、価値観、生き甲斐、イデオロギーなどのような、個人それぞれによってその充足度が相違あるいは対立している「個別的・主観的福祉」の発展については、国家の政策は、きわめて慎重であるべきであり、この点についての政策は、それが施行されとしても、きわめて可変的で試行錯誤的であり、少なくとも現代の社会の段階では、(I) の福祉の発展に比較して、実現性は困難といえるであろう。

筆者は、現代の「社会的福祉政策」の主体としての国家の社会的基礎の考察という課題を、固有の対人的現象としての「社会」についての専門的法則を追求する社会学の立場から論究することをこころみてみたが、問題の課題についての論述をすすめてゆくためには、多くの問題領域が残されていることはもとよりであり、この小論は、従来ほとんど顧みられていなかった分野についてきわめて限られた観点からの試論を述べてみたのにすぎないのである。

(むかい としまさ・神戸大学教授)

59) *Op. cit.*, pp. 39-47, pp. 138-144, 訳, 60-68ページ, 163-168ページ。

60) 拙稿「現代社会の動向と教育の問題」兵庫県高等学校教育研究会社会科部編『兵庫県社会科研究会会誌』, 昭和41年第15号, (拙著『新訂 社会科学概論』, 111-116ページ)。

福祉国家思想史の基本課題

木村正身

I 福祉国家の制度史と思想史

筆者は、別稿¹⁾で、「福祉国家」がなんらかの意味ですでに制度的な史的実体性を備えた概念だという観点から、その起源にかんする諸学説の分岐状況を、イギリスの場合について展望・整理する機会をもった。

すなわち、筆者は、「一方では 福祉国家の幻想性・イデオロギー性の批判やその崩壊動向の認定は重要であるとしても、他方、この用語が、好悪をこえて、現代資本主義と国家との関係の一定の側面——とくに社会政策的機能面の特徴——をあらわす概念として、すでになんらかの史的実体性を獲得するにいたっている」²⁾という理解に立って、「福祉国家」の起源、つまりその制度的・政策的実体の成立時期をどこに求めるかについて、資本主義世界史の段階区分からみておよそ3つ(ないし4つ)の認識方向——1. 両大戦間期におけるいわゆる国家独占資本主義(以下、国独資と略記)の一般的成立の契機状況に照応させる見解。2. 1880年代から1910年代までの時期における、独占資本主義一般の発足の事情に符合させる見解。3. 1830年代から1850年代の時期、つまり産業革命直後の近代資本主義の確立に伴った「行政革命」にまで遡らせる解釈。(以上に、さらに旧救貧法制以来の社会政策の累積的総体とみる社会ダーウィニズムの見解も加えうる。)——がみられる

ことを認定し、筆者自身としては、このうち第1の見地に立ちながら、各認識方向の状況と射程とを吟味した。そして、福祉国家成立の歴史的・理論的必要条件は、現代資本主義(国独資)のもとではじめて基本的にそろえられること、他面、それら諸条件自体は、近代資本主義発展の主要画期ごとに累加的に整えられてきたと考えられることを、推定したのであった。

以上の筆者の考察は、舞台をイギリスに限定したケース・スタディであったが、「行政革命」という一見この国の本土に独特ともみえる状況も、ブレブナー³⁾が示唆したように、アメリカ独立諸州について敷衍類推が可能のようだし、ストークスやホブズボーム⁴⁾が指摘したように、植民政略的な国際視野において、インド行政についても苛酷な意味でだが検証できるものであった。イギリスとドイツとのあいだでは、たしかに両国の政情および資本主義の発達の大きな落差から、19世紀中葉に、ドイツ領邦(とくにプロイセン)では地方都市の公営強制救貧事業として広まった天下り的な方面委員制度(エルバーフェルト市で創始、1852年)を、イギリスでは、民間慈善活動の技術としてのみ学びえた(COS 発足、1869年)⁵⁾。し

1) 拙稿「福祉国家の起源と社会政策」、西村豁通・松井栄一編『福祉国家体制と社会政策』(社会政策学会研究大会叢書、第II集)、御茶の水書房、1981年。

2) 同、3ページ。

3) J. Bartlett Brebner, "Laissez-faire and State Intervention in Nineteenth-Century Britain", *Journal of Economic History*, Vol. III, No. 1, May 1948, p. 59.

4) Eric Stokes, *The English Utilitarians and India*, 1959, passim, esp. p. vii; E. J. Hobsbawm, *Industry and Empire*, 1968, p. 195.

5) Charles Loch Mowat, *The Charity Organisation Society 1869-1913. Its Ideas and Work*, 1961, pp. 10, 116; M. E. Rose, "The Crisis of Poor Relief in England, 1860-1890", in W. J. Mommsen & W. Mock (eds.), *The Emergence of the Welfare State in Britain and Germany 1850-1950*, 1981, pp. 66-67.

かし、19世紀70-80年代以降では、すでに両国の国政レベルで社会制度上の直接・明白な相互反応が跡づけられることは、最近の多くの研究者たちの関心事となっている⁶⁾。すすんで言えば、ロイ・ヘイも述べたように、「1900年をはさんだ40年間での、すこぶる事情のあい異なった一連の諸国における種々の社会・福祉立法の広汎な採用は、敷衍的説明を切実に求めている。」⁷⁾これは、けっしてたんに、各国の政府・行政レベルでの平穩な相互模倣ということではなく、国ごとにそれぞれ特殊な諸事情と経過を踏まえながら、「福祉革新が一定の政治的・産業的・専門的な諸集団（官僚制も、その1要素、しかもそれ自身けっして一元的ならざる1要素にすぎない）の相互作用の複雑な過程として、あらわれる」⁸⁾もので、本来各国固有の国内的処理事項のはずだから、それが巨視的には資本主義の世界史の一定段階にリンクしてゆく状況が、いっそう注目されるわけである。ILO設立以降の「福祉国家」づくりの国際交流の進展については、言うまでもない。

だとすれば、筆者がイギリスについてのケース・スタディで導出した、資本主義世界史の段階区分への「福祉国家」起源事情の累次的照応という枠組みは、筆者自身の当初の予想以上に普遍的拡充を許すらしいことが見当づけられる。この点は、さらに詳細な比較史的検討をまづ必要があるうけれども、大局的にはすでに許される推定と思われることを、ここでとくに付言しておきたい。

ところで、「福祉国家」は、このように制度史の実体概念としてすでに取り扱われつつあるのではあるが、他面、それはやはり、なによりもすぐれて思想性・イデオロギー性を蔵する概念として登場してきたわけでもある。すなわち、とくに西欧先進資本主義諸国で先導的に、社会主義の代替物となるような、なんらかの現代社会政策（およ

び、ひいては経済政策）の規範理念として登場してきたものであることは、ほぼ明白である。そこで、そのような規範理念の登場の史的経緯を問うということから、「福祉国家」思想史という課題領域が浮かびあがるだろう。「福祉国家」理念は、すぐれて現代的なものであるから、その歴史性を問うだけのパースペクティブにいまだ欠けている、と先ごろまでは一般にみえた。しかし、制度史的研究の発展、また加えて最近の「福祉国家の危機」論や、「福祉国家から福祉社会へ」の展望論議⁹⁾は、このパースペクティブがすでにある程度できてきたことを示唆しているように思われる。

しかしながら、「福祉国家」理念の形成史は、一方では、政策思想史一般のなかで、他方では制度史との関連において、それぞれどのように特化した独自の意味をもちうるだろうか。「福祉国家」思想史の固有の自立的課題は、この両点の有意義性をひきだすことのうちに発見されるだろうと、筆者は解する。思想史のタームで、この両点についての考察を、前稿同様イギリスを舞台として試みることによって、「福祉国家」思想史研究の目下の星雲状態に対して若干の見とおしを立てることが、本稿の目的である。

なお、ここでとり急ぎ付言しておきたいのは、「福祉国家」思想史を、一種のブルジョア・ユートピア思想史、すなわち近代・現代社会改良家たちの、実際に実現可能にみえる理想国家構想——その原型は、ベンタムの遺著 *The Constitutional Code* における「プラクティカルなユートピアの偉大なプロジェクト」(ロビンス)¹⁰⁾——の歴史的

6) Mommsen & Mock (eds.), *op. cit.* 所収の諸論文、および Pat Thane (ed.), *The Origins of British Social Policy*, 1978, の編者序文を参照。

7) J. R. Hay, "The British Business Community, Social Insurance and the German Example", in Mommsen & Mock (eds.), p. 108.

8) R. Davidson and R. Lowe, "Bureaucracy and Innovation in British Welfare Policy 1870-1945", *ibid.*, p. 263.

9) 「福祉国家の危機」や「福祉社会」展望の問題は、福祉国家思想史の終着点をめぐるものとして重要だが、本稿では、立ち入る紙幅がない。一言だけすれば、「福祉国家」の危機は国独資の危機であって、国独資が存続するかぎり、費用節約原理（後述の第3の価値基準）が自動制御的に財政を抑制し、社会政策の退行的スクラップ・アンド・ビルドのうちに危機が乗りきられるだろう（たとえば、1940年代のベヴェン計画の挫折）。他方、「福祉社会」は、「福祉国家」のそうした節約部分を埋める代替的民間次元を事実上あらわす理念となる可能性が大きいのではあるまいか。参照、「福祉社会の構想」（第15回社会保障研究所シンポジウム）、『季刊社会保障研究』第17巻第1号、1981年夏季号。

10) Lionel Robbins, *The Theory of Economic Policy in English Classical Political Economy*, 1952, p. 42.

綴りあわせとして考えることの可否についてである。これは、各思想家の政策思想解剖のために有意義ではあろうが、それだけでは、「福祉国家」思想自体の客体性や内的葛藤性が、わからなくなる。したがってわれわれは、ここではそうした方法ではなくて、現実の制度史・政策史に密着した方法で、課題に接近してみたい。

II 福祉国家理念の多元的複合性と妥協性

広い意味での社会政策思想史のなかから、とくに「福祉国家」思想史を独立に考究することの根拠および必要性は、どこにあるかと言えば、その答えは、一応簡単のようにみえる。現代の社会政策思想（ひろくは、政策思想全般）が、すぐれて「福祉国家」思想に収斂してきたとみられるから、「福祉国家」思想史は、社会立法・行政活動全般の規範理念をめぐる現代思想史としての意義を荷うものといえることができるだろう。では、なぜ、社会政策思想の現代史において、ほかならぬ「福祉国家」理念が成立したのか。制度史的ないし前史的遡及をべつとすれば、この問いへの常識的回答は、ほぼ次のようなものであろう。

すなわち、この語の創始国イギリスを中心に考えると、政治の民主化の形式的完成を背景として、第1次大戦後、わけでも世界恐慌後、そしてさらに第2次大戦後の資本主義諸国における「社会再建」問題の反覆的生起が、失業問題および社会主義防止問題を主要契機として、第1に、勤労者全般の貧困（poverty）問題——それが一部の救貧法対象者（pauperism）の問題ではなくて「民衆状態」全般の問題だという社会的価値基準変化の認識の不可逆な普及は、1880年代にはじまり、世紀転換期ごろには、ブースやラウントリーの貧民調査の結果も手伝い、決定的となっていた——への抜本的対策の持続的展開を必至ならしめ、それに対応して救貧の権利化と各種社会保険による防貧との総合的システムとしての社会保障が案出されるとともに、第2に、ニュー・ディールとケインズ理論から完全雇用政策が社会政策の強力な支援物として発見され、他方第3に、労使関係では

ニュー・ユニオニズム以降の産業民主主義の発展を高度な次元で国家が調整する必要が増大し、さらに第4に、貧困問題のなかにかくれていた多様な「福祉」問題の発見と対処の必要が周知化したなど、以上の諸事態が、両大戦のインパクトを経由して、おのずから領域ごと、また全体としての社会・福祉関連の立法・行政の歴大・多岐な現代的展開を導いたわけであり、同時に、それに照応してこのように歴大化・複雑多岐化してくる現代社会政策を統合し、その方向を指示しうるような目的理念が、とりわけ政策主体たる国家の側から、社会主義国家・ファシズム国家・戦争国家などの概念との対比において要請され、これがついに1947年ごろの政治家レベルでの提唱を起点に、「福祉国家」にまでクリスタライズしたのである、と。

もしこのような回答が正しいとすれば、「福祉国家」理念の表見的な最大特徴は、それがなによりも現代資本主義国家に固有な、特殊歴史的な統合的目的（規範）理念であるという点にあることとなろう。事実、いったんこの理念が成立したあとでは、現代社会政策は、そして半ば経済政策さえ、この理念にむけて収斂してゆく観を呈することとなった。

しかし、もしも「福祉国家」が、その制度的な現実をこえてわれわれを導くなんらかの超利害的・超階級的な統合規範理念だとすれば、それはひとつの虚構または仮象にすぎないのは、ちょうど「国家」一般が、その現実の租税国家的機構面をこえては、超越的な社会的統合の規範理念一般という仮象であるのと同様であり、あるいはその観念的一特化局面にほかならなくなる。この点、シュムペーターも、階級国家観とは一線を画しながらも、国家について、その規範理念の仮象性をすくなく批判し、国家現象の現実が、それを具象化させる背後の人間集団の利害、とりわけ支配的な現実の権力によって規定されるものであることを強調し、しかもなお、このこと自体が「ある国家理念の発展を強要し、事情に応じて、多かれ少なかれ国民はそのなかに投げ込まれる」¹¹⁾ ことを

11) J. A. シュムペーター、木村元一訳『租税国家の危機』、

指摘した。マルクス、シュムペーターのどちらの立場に立つかはべつとして、さしあたりここでは、統合的規範としての国家理念の、したがって「福祉国家」理念の、仮象性ないし観念性が判明すれば十分である。要するに、社会立法・行政の現実的諸制度から離れては、「福祉国家」も実存しないだろう。そこで、いわば制度的現実には就かず離れずの「福祉国家」理念だけを、われわれは、まともに問題としうることになるが、それはどのようなものかが、あらためて問題となる。これは、まさにミュルダールが、鋭意考察したところだった。

ミュルダール(1958年のイェール大学講義)によれば、pre-liberal な状況下での、特殊に超越的に包括的な国家概念(たとえば、近世ドイツ諸領邦における“Polizeistaat”の代替語としての“Wohlfahrtsstaat”)をべつとして、民主的先進国について考えるかぎり、福祉国家は、民主主義の発展のもとで大きな対立は処理があらかた終わっていることを前提として、なお、政策問題をめぐって対立しあう諸利害——現実には、諸組織(organisations)によって代表される——のアド・ホックな妥協の累積のなかから、結果的に成立したコンセンサスの諸系列を踏まえての、西欧資本主義国家——the organisational state——にとって可及的に合理的、しかし非包括的な「調整と計画」(coordination and planning)の概念、すでに大きな対立は卒業して細部で対立する諸利害の「創られた調和」¹²⁾の概念であり、プラクティカルで模索的な、「それと意図しない、偶然的でほとんどでまかせの」¹³⁾やりかたで到達した状態について大多数の人々が理想的、またはそれに近いと感じ、そこから相当のタイム・ラグをもって成立してきたところの「ポジティブで現実主義的なイデオロギー」¹⁴⁾である。

以上のミュルダールの説明は、「福祉国家」理念を制度的現実には密着させようとしている点で、緻

密で洞察的ではあるが、諸利害の対立のうち、肝心の現代資本主義各国に固有のきびしい側面が棚あげされているというほかない。この点では、最近のフリーダー・ナショルドの次の指摘のほうが、より現実的であろう。「自由主義的近代化理論によると、社会的発展、とりわけ福祉国家の発展は、比較的におなじような目的観念をもったすべての主要な社会グループ群によって支持されたところの、本質上比較的に同次元的・目的的な史的近代過程だと解された。しかしながら、最近のヨーロッパの、またとくにヨーロッパ以外での経験から、これらの発展は、じつはあぶなっかしい妥協のバランスを、つまりきわめて異次元的・半ば敵対的でさえある諸位相の“背斜点”をあらわしていたこと、また、それが福祉国家の発展の根本構造を示すものでもあったことがわかる。「そうした、しばしば相互対立的な諸位相を一括してしまえば、ただみせかけの一般化と、定義の“悪しき抽象”とが、また、ひいては実際の諸問題とはますます関連の乏しい分析的加工品が、導かれるしかない。」¹⁵⁾この「諸位相」は、種々の階級や階層やそれらの連合に根ざした、経済・政治・イデオロギー上の対立をはらむ、力・利害・策略の小位相群から成り、明瞭に識別可能なものであった¹⁶⁾。

要するに、「福祉国家」理念は、それが現実的なかぎり、現代資本主義の市場の基底のアナーキーと、そのなかでの独占資本以下の多重構造と、さらに諸集団組織の対内統合および相互の対立・折衝における非市場的な力関係との併存状況——労資関係用語で言えば“collective laissez-faire”¹⁷⁾、または、ミュルダールのあまりにもおだやかな表現で言えば“organisational state”——を前提し、不断に流動的・多元的・局面処理的であり、固定的・一元的・包括的な相貌を求めながら、その実質をつくりえないという宿命をもっている。

したがって、「福祉国家」理念にみられる規範性は、対立する諸利害(基底的には、階級的利害)

ノ動草書房、1951年、139ページ。

12) Gunnar Myrdal, *Beyond the Welfare State*, 1960, pp. 7, 15, 56-60.

13) *Ibid.*, p. 60.

14) *Ibid.*, p. 59.

15), 16) Frieder Naschold, "The Future of the Welfare State", in Mommsen & Mock (eds.), p. 401.

17) Cf. Philip S. Bagwell, *Industrial Relations, Government and Society in Nineteenth-Century Britain* Series, 1974, pp. 8, 14, 26.

の要求の多元的併存構造の複合的全体としてのみ、消極的に把握されるであろうし、また、そこでの統合性も、資本主義的生産関係の維持・整備という要請の最終的優越と貫徹のもとでのロビー次元のコンセンサスを意味せざるをえないだろう。いずれにせよ、なんらかの一元的な理性的指向が、歴史とともに顕現してきたといったものではないと考えられる。つまり、「福祉国家」のテレオロジーは、やや具体化して言えば、一方では、勤労民衆の要求を民主的に汲みあげる政治機構の形式的達成を前提として、労働問題では、産業民主主義の当為、また生活問題では、経済（市場）的に、民衆の生活の最低限を保障するという当為（「権利としての社会保障」）、さらに、そのコロラリーとして、社会（非市場）的に、かれらの福祉的諸ニーズの充足が必然的だという当為。以上を含むとともに、他方では、社会主義を防ぐためにこれらの要求に照応して社会改良的国家干渉とその他の行政機構の整備および出費を許すという当為。しかし同時に、それを資本主義（とくに国独資）の運行に支障のない範囲に抑制するという当為を、基底的に維持・貫徹させる、といった構造のものとして、把握できるのではあるまいか。

「福祉国家」理念が、現実にはこうした多元的な当為群ないし価値基準群——その1つ1つが歴史的形成物と考えられる——の一定の歴史的条件下での複合と妥協の表象であることに目を閉じたままで、なんらかの一元的な統一理念とその単線進行的な展開——たとえば「中産階級国家」へ向けての進歩——と解し、それが「福祉国家」思想史となるものとするのは、それを賞揚するためか批判するためかを問わず、「行政革命」論争でも槍玉にあげられたいわゆる「ホイッグの福祉理論」におちいる結果になることは、ティトマスやロウズやセインもきびしく注意したところだった¹⁸⁾。

もっとも、他方、社会立法・行政の諸制度がその特殊歴史的局面ごとのアド・ホックな諸利害の対立と妥協の結晶物であり、それをめぐる理念も

諸価値基準の複合表象だというだけで、資本主義の史的発展に即した全体としての動向の意味が放棄されても、歴史相対主義になってしまうであろう。この点、ミュルダールは、この全体的動向の意味を、もっぱら民主主義の発展と中央集権化の不断の解体とに帰納することで、議論を超体制的ならしめ、資本主義、とりわけ国独資との関連を埋没させた。そうした欠点を避けながら、「福祉国家」の理念史を即現実的にたどるために、われわれは、「福祉国家」理念が多元的な価値基準群の複合であるとともに、1つ1つの価値基準も、また、民主主義の形式的完成をまってそれらが出そろう、さらに一定の政策・制度的条件（完全雇用、社会保障制度、労使関係安定化装置の制度化など）のもとで現代的態様をもって複合する状況も、ともに歴史的形成物だという理解に立ち、これらの価値基準の形成および複合の形成をめぐって思想史的文脈をさぐる、ということによって、「福祉国家」思想史の即現実的な方法を提起できるのではあるまいか。

III 福祉国家理念と諸価値基準

当面の作業のために、現代資本主義国家の社会立法・行政の特殊歴史的な規範たる「福祉国家」理念が含む価値基準ないし価値システムとして、やや細かく、次の6つを挙げてみたい。——（1）社会主義を防止し資本制生産関係を維持する立場からの、国家干渉の一般的是認。（2）国家干渉の制度化のために必要な行政・官僚機構の設置・整備とその相対的に独立した機能展開の是認。（3）他の価値基準から要請される出費を、資本主義の存続および一定程度の発展を確保しうるように抑制する、つまり階級間再分配を実質的になるべく押さえるという当為。（4）労働者の労働3権の実現としての、同時にそれをブルジョア法治国家の枠内に抑制するものとしての、労資関係をめぐる「産業民主主義」の当為。（5）民主・平等の理念を踏まえた勤労国民の生活権の実現の一面としての、経済的側面での最低所得保障、および一定状況下での応能保障の当為。（6）おな

18) Richard M. Titmuss, *Essays on the Welfare State*, 1958, pp. 34-37; M.E. Rose, *loc. cit.*, pp. 50-52; Pat Thane (ed.), *op. cit.*, pp. 11-19.

じ生活権の実現のもう1つの面としての、経済をこえた側面での福祉ニード充足の当為。

以上のうち、第1から第3までは、もっぱら功利主義のタームで打ちだされよう。第1の価値基準は、資本、とくに大独占資本の活動の自由を大前提とし、その利害に即した国家の *agenda* としての政策的干渉のイデオロギーであり、イギリスでは、いわゆる New Liberalism がそれを最も典型的にあらわすと考えられる。他方、そうした政策の装置としての官僚行政機構が、一定の状況（独占資本主義、とくに国独資）下で自律的に展開・巨大化し、ロビー政治の比重を高めるとともに、それ自身の相対的に独立した疑似社会主義的なコレクティヴィズムのイデオロギーを示すようになり、これが第2の価値基準を形成する。ウェッブ夫妻や G.B. ショーのフェビアンズムが、その典型である。しかし、これは独り歩きができず、結局第1の価値基準の従属物ないしワキ役となる。

第3の、社会政策費用節約の価値基準は、第1のものの裏側にいわばビルト・インされているものであって、前史的には「自由放任」理念に包蔵されたが（マルサスの人口論、1834年救貧法の救貧抑制、COSの活動理念など）、「福祉国家」成立後では、とくに受益者負担制 (*quid pro quo*) の当為としてあらわれよう（その形態がフラット方式か応能上積み方式かは、問わない）。第4の価値基準について言えば、じつは、それは、それ自身が2つの価値基準の複合物である。資本主義国家が労働者の団結権・団体交渉権・スト権を “collective laissez-faire” の一環たる価値基準として認めて労働組合を適当に保護することは、むしろ前史に属し、それを前提とし、さらに全労働者の参政権の達成、下層不熟練労働者の組織化、そしてとくに労働者政党の実現などを主要契機として、高度の労資関係を資本制生産関係を危殆に陥らしめぬよう安定化させるという、もう1つの価値基準が国独資の側からも緊要になり、ここにそれ自身複合的価値基準である「産業民主主義」という理念が、公安的国家介入の当為を大きく含みながら「福祉国家」に編入されるものと考えられる。次述のように、これは、自然権と功利主義、いわ

ば水と油、の複合である。

第5の価値基準は、事実上、労資関係の展開が下層不熟練労働者をまきこむなかで、形成され、労働条件に即して、最低賃金制や失業対策保障の要求としてあらわれ、この方向からいわゆる「ナショナル・ミニマム」理念に結実した。それに対して、第6の価値基準は、伏線的には民間レベルで始まった種々の福祉ニード充足活動のなかに胚胎するが、公的政策レベルでは、生活問題が、所得問題以外にも種々の福祉問題を含むという認識が、第5の価値基準から相対的に分立したことから形成されたと考えられ、おそらく女性の参政権の実現という契機にもすくなく支えられて展開した、すぐれて現代的な価値基準であると思われる。

留意すべきことは、第5・第6の両価値基準が、功利主義のタームでは説明できず、むしろ功利主義と根本的に対立する自然権（したがって、なんらかの現代的な自然法）思想に発したものだということである¹⁹⁾。第4の価値基準においてもまた、労働者の諸権利のなかに自然権・自然法思想が認定されているが、同時に、それへの公安的国家介入（権利の乱用抑止）の思想は功利主義の集産主義的側面を集中的にあらわしてもいるわけであって、「産業民主主義」理念は、それ自身がまったく異質な2つのイデオロギーの衝突と妥協の所産と考えられる。そうしたものとしての第4とともに、さらに第1から第3までと、第5・第6とが根本的に対立しあいながら、重畳して「福祉国家」理念複合にまで編成されていると言えようか。

要するに、「福祉国家」思想史は、現代資本主義国家における社会改良をめぐる国家干渉容認思想の展開史にはちがいないが、それだけでは課題

19) クロスランドは、「社会主義的教義」の筆頭に、ロック的な「自然法の哲学」を掲げたが、労働3権・生活権の思想は、労働全収権思想のミニマムな形態として、近代資本主義の成熟のなかで再興した自然法思想をあらわすと考えてよいだろう。Cf. C. A. R. Crosland, *The Future of Socialism*, 1956, p. 81. ロールズの社会契約理論再構築の試みも、われわれの第5・第6の価値基準の認定にかかわっていると解される。参照、John Rawls, *A Theory of Justice*, 1971. 矢島鈞次訳『正義論』、紀伊国屋書店、1979年。

設定としては不十分であり、すすんで、それが、一面では、そうした社会改良をめぐる諸立法・行政に参与した諸利害の異次元的な価値基準群が、どのようにして出そろって「福祉国家」と呼ばれる表見的統合物にまで編成されたか、の歴史であるとともに、また他面、価値基準群のうち、とくにミドルクラス（イギリス・ブルジョアジーの通称）主流のイデオロギーの表現としての第1およびその制御装置たる第3の価値基準が、優越してこの複合を事実上主導し、この優越という意味でのみ表面上・一元的・普遍的にみえる「福祉国家」理念が歩み出てきた経過の歴史でもある、とみることによって、はじめて即現実的な視野を得られるのではないだろうか。

これを思想史固有のタームで言えば、「福祉国家」思想史は、功利主義思想の主流たるニュー・リベラリズムが、一方ではその傍流たるフェビアンニズムを資本制官僚機構の運転原理たらしめることで無事に自己の手足とし、他方では、民主主義の進展に伴って必然化した労働者の労働権、勤労大衆の生活権という現代自然権思想を表面上は容認し、実質的には形骸化させて資本主義的生産関係のなかに安全に位置づけることで、ヘゲモニーを維持しつつゆくという特殊歴史的過程を中心として理解されることとなるだろう。

IV 福祉国家理念の史的出発点

制度史を踏まえながらも、とくに政策思想史の観点からイギリス「福祉国家」の起源問題に光をあてるとき、2つのアプローチが可能である。1つは、ロビンズを筆頭に、多くの「行政革命」論の思想派が試みたように、功利主義の干渉原理性を念頭に置きながら、最初の主要な功利主義者たち、たとえば、ベンタムはもとより、スミスなりマカロックなりミルなりの古典派経済学説のなかの干渉主義的側面をひきだしてゆくという方法である。これは、功利主義という近代ブルジョアジーの思想装置のオールマイティで弾力的な拡がりを検証する点できわめて有意味だが、自然権思想が国家干渉の契機としてしか眺められないから半

面的であり、また、国家干渉の歯止めの問題が一般に不明瞭であり、さらに、それだけでは、「福祉国家」理念が特殊に現代資本主義的なものであることの根拠がかえってわからなくなろう。そこで、もう1つの方法として、われわれが導出した価値基準群の歴史的登場と複合形成の状況を探るというアプローチを、試みてみたい。

すると、われわれの方法では、制度史が強調した「行政革命」は、色あせてみえてくる。1950年代にオリヴァー・マクドナらが主張したような行政機構の自己展開の客体主義的パターンが、政策形成における諸利害の影響という主体的契機を無視し、あまりにも機械的で狭すぎる、いな、むしろ本末を顛倒している、という批判²⁰⁾が近年高まり、制度史における「行政革命」説の地位自体が低下したと考えられるが、このことからわかるように、社会ダーウィニズムの可否はべつとしても、いかに制度として近代的な中央集権的専門行政機構が、産業革命終了の時点でいちやくプラグマティックに成立したにもせよ、およそ国政への勤労大衆の参加が許されず（1832年の選挙法改正が、チャーティズムをくぐりぬけて、向う35年間この状態を固定した）、これらの無権利状態が大前提とされていた段階での社会立法・行政には、われわれがさきに掲げた「福祉国家」の価値基準群のうち、勤労者サイドのものがすべて未成立だったことになるから、「福祉国家」理念のまともな形成を思想史的にこの時期について云々することは、到底不可能と思われる。

ただ、旧来の自然法的価値基準およびそれにもとづく重商主義的国家干渉が解体され、それにかわる新式の功利主義的価値基準（哲学的急進主義）の定立が、思想・科学・行政・政治の各面で行なわれ、その文脈に立った近代ミドルクラス国家の実践的 *agenda* として中央専門行政機構が臨床的に設置されていたことは、たしかに画期的であったし、晩年のベンタムが関心を寄せたのもこの問題であり、すすんで言えば、じつはすべての古典派経済学者もそうであり——たとえばアダム・スミスは「まことに頻繁に自然法の語法を用いる

20) Davidson and Lowe, *loc. cit.*, p. 263.

けれども、その議論は、まことに一貫して功利主義的な性質のもの」(ロビンズ)²¹⁾だった——、「自由放任」の神話性が明白になった。しかし、このような国家干渉のスクラップ・アンド・ビルド(自然法から功利主義へ)は、主として地方の旧(土地)ブルジョアジーと中央の新(商工業)ブルジョアジーとの利害対立と、前者から後者へのヘゲモニーの移行とをめぐってのものであり、その時点では、労働者階級は、いまだ社会立法・行政の受動的対象であり、かれらの主体的な利害契機が政策に独立の影響を与えるには、まず1867年、ついで1884年の選挙権拡大を経由しなければならなかったと考えられる。むしろ、労働者の立場への功利主義の浸透が、かれらの労働権・生活権思想の形成をどのようにはぐらかせたかという問題を、オウエンやオウエン主義運動について、またリカードウ派社会主義者たちについて検討すること、また、当時の新行政部門の官僚たちの思想における功利主義の受容・継承とその影響の状況の一層の吟味などが、前史的な課題として残っていると思われる。

以上でわれわれは、「福祉国家」の制度史と思想史とに食い違いがあり、したがってそれだけ後者が前者から相対的に独立した考察に値することを、「行政革命」期について見当づけた。では、「福祉国家」の思想史自体は、およそいつごろから語りはじめるだろうか。この点、筆者は、制度史における独占資本主義段階照応説(「大不況」以後説)が提起した思想脈絡に注目したいと思う。あらかじめ言えば、まさにこの時期に、「福祉国家」理念を複合的に構成する諸価値基準が、(第6のものについて若干のタイム・ラグを留保するとして)はじめてほぼ出そろうことが推定されるのである。以下、この点を、ギルバートの研究が提起したところに沿って若干の実際局面に即して検討し、そのことで「福祉国家」思想史のクリティカルな論点がおよそどこにあるかを、具体的に見当づけてみることにしたい。

ベントリー・ギルバート²²⁾は、1880年代から世紀転換期にかけて展開した社会問題への朝野の関

心の高まり(その契機として、1884年の男子労働者全員の選挙権獲得を、かれは重視する)を背景として、とくに「1906年以降に起こった政府と国民たる市民との関係における革命」²³⁾としての一連の社会立法の画期的意義を強調し、ここに「福祉国家」の起源を求めるとともに、その全体が、議会政治の表面論議よりも、むしろ舞台裏での行政官僚の手腕と構想と努力、およびロビー政治における圧力団体の処理のうちに、すぐれてニュー・リベラリズムの理念に主導されて実現したことを検出している。

具体的にギルバートが吟味したのは、教育(学校給食)法(1906年)、教育(健康診断)法(1907年)、老齢年金法(1908年)、職業紹介所法(1909年)および国民保険法(健康保険および失業保険を制定、1911年)の計5つの法律がカバーした6領域であって、かれの総括によれば、これらの立法は、この時期に自由党政府に關与した少数精鋭の1グループ——ロイド・ジョージ、チャーチルおよび若干の有能な行政官僚たち——が、ニュー・リベラリズムの理念のもとに、むしろ政党政治の中心からはずれたところで、各種圧力団体とのロビー折衝を踏まえつつ手がけ、実現させた「真の社会立法」、おどろくべき「立法革命」であり、それらを通ずる「未曾有の」「あたらしさ」は、租税をとおしての所得移転を、全市民に総体的に行なうのではなくて、国庫の負担で一定枠の個人のニードに応じて受益させるという方式を実施したこと、そして、これによって、伝統的救貧法とは抜本的に異なって、受益者がなんらの苦痛も処罰的処遇をも受けないようになったこと、にあり、真の社会立法の目安は、国庫負担を伴うか否かにある²⁴⁾。とはいえ、この一連の立法は、決して社会主義的でも温情主義復活でもなかった。このグループは、「厳格で権威主義的なフェビアン的教義学と情緒的で無責任なトーリー主義とのあいだのせまい海峡」²⁵⁾を航行して、人心改造で

22) Bentley B. Gilbert, *The Evolution of National Insurance in Great Britain: The Origins of the Welfare State*, 1966.

23) *Ibid.*, p. 9.

24) *Ibid.*, pp. 9-10, 451.

25), 26) *Ibid.*, p. 452.

21) Robbins, *op. cit.*, p. 48.

も組織改造でもなく、むしろ「労働者に対して、資本主義のもろもろの気まぐれにいつそううまく耐えられるよう、自分と家族との自活をはかることを法律によって求めた」²⁶⁾わけだった、とされる。精密な実証にもとづいたこの説明は、われわれの提起する価値基準群の主力が、この時期にはじめて出そろったことを示唆したものとして、注目される。

もっとも、ギルバートは、国民保険法が、他の諸法律（とりわけ、無拠出制老齢年金を定めた老齢年金法）とは異なって、拠出制社会保険をイギリスではじめて制定し、このことによってわれわれの第3の価値基準（受益者負担の当為）を導入したという点の独自の意義に、要約のさいには触れず、ホィッグびいきを示唆しているが、この価値基準こそは、ニュー・リベラリズムというミドルクラスの「福祉国家」理念の制度化の中核をなすものではなかつたのだろうか。この点に留意しながら、ギルバートの研究に沿い、以下に5立法の経緯を瞥見することで、本稿を結びたい。

V 国民保険法の思想史的意味

ヴィクトリア時代も終わったのに、なお児童は、その親権者が救貧法対象者でないかぎり、栄養や健康の面を見届けられる手だてが制度上従来なく、しかも貧民たちは被救恤者になることを極度に忌避したから、児童の健康・体位はきわめて憂うべき実情のまま放置されていた。初等義務教育校における児童の給食制も、健康診断制も、ともにあればせながらこの事態を改善するために成立したもので、当初自由党系の一部有識者たちの改善要望と運動や労働党議員の問題提起があり、これを承けた自由党派の強力な教育官僚ロバート・モラント（ウェッブ夫妻と親しく、思想的にも一致していた）の専断的構想と努力と策略とで、行政技術的立法のかたちで、ほとんど周知もされないまま立法化が実現し、それによって救貧法の弊害を事実上おおいに減殺させることになった。この成功が、自由党に社会立法についての自信をつけさせたともてよい。

他方、1908年の老齢年金法は、労働運動側の要求を基底に、ドイツ1889年養老廃疾保険法の刺激によるILPやフェビアン協会や自由党各派、とくにユニオニスト派のJ. チェンバレンの提案や、政党政治の外ではチャールズ・ブースの65歳無拠出制提案などの競争的積みかさねが、超党派的な運動団体たる全国老齢年金促進組織労働委員会(NCOL)を生み、これを中心圧力団体とし、加えて1906年の総選挙で、年金制を目ざす労働員が自由党との協定にもとづいたとはいえ画期的に多数当選したことが直接の契機となって、カムベルーバナマン内閣（蔵相はアスキス）からアスキス内閣（蔵相はロイド・ジョージ）へとリレーした政府法案によって、成立をみたもので、財源約600万ポンドを引当てとした無拠出制（70歳から、年収21ポンド以下の者に週5シリング。年収21-31ポンドの者に割引支給。救貧法対象者は除外）だが、所得制限のつよいものであり、政府自身も不十分で過渡的な制度であることを認めたが、ともかくも救貧法の長い伝統の枠から出たところで老齢者の最低生活権を認めた最初の措置として画期的であった（これによって、救貧法対象老人が激減する）。しかし、銀行家エイバリの拠出制・任意方式（友愛組合が管理）の老齢年金法案のような資本家ないしCOSサイドの資本節約的構想が、政府案に先だってすでに出ていたことが、注目される。アスキスはこのほうに本来同感したようであるが、労働者サイドの要求とウェッブ夫妻やホールデインの無拠出国営構想（アスキスの私設秘書だった起草者R.S. マイクルジョンも、この考え方であった）に押されて譲歩した結果として政府案が固まったわけであった²⁷⁾。それは、イギリス救貧法制の欠点がどうであれ、その長年の伝統たる無償救済原理の誇りを守れとする強い意見にしたがったものでもあったと考えられる。

さて、ここまではなんとかフェビアニズムのペースだったと言ってよい。ところが、ここで状況が劇的に一転する。フェビアンたちは、社会政策の費用調達問題について暗く、この点でユートピアンだった。1908年4月、自由党内閣は、カム

27) *Ibid.*, esp. pp.211-217.

ベルーバナマン首相が病氣辞任し、アスキスが首相に、Board of Trade 長官だったロイド・ジョージが蔵相に就任した。老齡年金法が勅裁を得たのは同年8月1日だが、この月の第3週に、ロイド・ジョージは、ひき続く疾病・廢疾・住宅・失業等の問題処理にかんする大きなプログラム遂行の構想について、抛出制社会保険におそらく靈感をおぼえつつ、ドイツへ視察旅行に赴いた。この旅行は、あまり実質内容を伴わなかったにしても、かれ自身にとっても、またイギリス社会立法史にとっても、重要な区切りを意味したようである。かれは、26日に帰国すると、さっそく抛出制の国営健康保険および失業保険の制度化に向け、政府・行政サイドの創意と工夫による法案起草の作業を、いまやウェッブ夫妻やホールデインや救貧法調査委員会の両報告草案の線にみられた思想的脈絡を遮断したあたらしい雰囲気の中かで、精力的に展開する。

ここにわれわれは、老齡年金法までの諸立法において自由党の受動的姿勢を事実上リードしていたフェビアン的理念とは異なった、ミドルクラス主流の本来の理念、つまりニュー・リベリズムの主体的・先導的な発現を、この国の社会立法史においておそらくはじめて明瞭に、看取できる。それは、功利主義の集産主義的側面を、フェビアニズムのように「最大多数」のために歯止めなく許すのではなく（社会主義に反対）、個人の自由＝功利の原理にもとづく利益集団のせめぎあいの交通整理という意味での国家的規制を認め、また、状況上不可避な一定程度の国庫負担も、救貧法の伝統にもかんがみ認めるが、所得の階級間再分配は最小限度に押さえるという見地に立ち、このため受益者負担を求める。これは、基底的には、むしろ初期功利主義に近い立場であった。

ウェッブ夫妻は、チャーチルをベヴァリッジに紹介し、チャーチルの Board of Trade²⁸⁾ (以下、

BT と略記) 長官就任後、同庁へのベヴァリッジの就職をも世話したが、そのあと、ロイド・ジョージとチャーチルとを中心とする政府・行政サイドの新社会改革チームに、体よく締め出されてしまい（地方政治庁長官ジョン・バーンズもこれに側面協力し、救貧法調査委少数派報告書をにぎりつぶした）、フェビアニズムの立法実践は、最も重要な段階で挫折することとなった。

自由党の新鋭社会改革チームは、まずチャーチルとベヴァリッジの作業で、職業紹介所法（1909年）を簡単に成立させた。この立法はウェッブ夫妻や救貧法調査委員会両報告も唱導したところであったが、ウェッブ夫妻がこれを失業問題対策としてはせいぜい限度とみたのにたいして、ロイド・ジョージと BT チームとは、これを一連の諸改革立法の手はじめ作業にすぎないと考えた²⁹⁾。ロイド・ジョージに起草を託された BT チームでは、就職したばかりのベヴァリッジと、事務次官 H. ルエリンスミスが、長官チャーチルの手足となって、とくにイギリスにおける社会主義防止の絶妙策として、「平均の魔術」を使って「未踏の世界」に向けて「ビスマルク主義のでっかい1片をわが産業制度の底辺一杯におちこみ、結果をまつ」（チャーチル）³⁰⁾ というヴィジョンのもとに、世界最初の国営・抛出制失保の政府案づくりを迅速巧妙に達成し、チャーチルの提案で健保案とセットにし、健保論議のかまびすしさのかけで、議会でも比較的議論をまねがれたまま、法案（国民保険法、第2部）通過に成功することになった。

他方、とりわけイギリス社会保険制度の中核づくりとなった国営・抛出制健康保険制度案（国民保険法、第1部）は、ロイド・ジョージ自身が直接に最も情熱的に苦心惨胆して取り組んだものであり、ビスマルク社会保険の成果検討を踏まえながら、イギリスの特殊事情からくる諸困難——とくに、友愛組合の共済保険活動や民間保険会社や医療界などの既成諸権益側のそれぞれの強硬な主張への対応と調整や、未開拓な保険数理データの

28) Board of Trade は、もとは近世起源の枢密院の諮問機関だったが、近代、とくに19世紀半ば以降は独立した行政官庁となって商工・交通・統計・労働関係の広い分野を管掌し、1914年時点で機能最大。長官は内閣閣僚。1917年に労働省が分離設置されるまで、労働・保険問題はこの官庁が担当した。

29) Gilbert, *op. cit.*, p. 266.

30) Winston S. Churchill to H. H. Asquith, December 29, 1908 (Asquith Papers, New Bodleian Library). Cf. Gilbert, *op. cit.*, p. 253.

収集自体のむずかしさの処理——に面して、議院内外での諸障害と闘い、政府案そのものも迂余曲折をかさね、かれ自身の健康も気づかわれたが(1910年一杯、声が枯れた)、かれがこの法案づくりのためにとくに採用した私設秘書 W. J. ブレイスウエイト³¹⁾の才能と努力に助けられ、ついに最難関だった友愛組合の処遇を、認可組合方式で解決して法案が成り、議会での大論議を凌ぎ、ついに通過に漕ぎつけたわけであった。

両保険制度の内容や実施状況、その効果やのちの制度への影響のことは、いまあずかるとして、要するに同法によって受益者負担・均一拠出・均一給付主義の社会保険制度がイギリスで先駆的に、ミドルクラス主流の一部関係政治家とそれを助けた少数有能な官僚たちとに先導されて、成立したわけであり、しかもこの社会保険の方式と理念とは、ベヴァリッジによって直接にそのままりレーされて、のちのベヴァリッジ報告(1942年)——イギリス「福祉国家」の制度および理念の典型的表示物——において再現する。してみれば、この国の「福祉国家」理念の現代的価値基準群は、第6のものの若干のおくれ——第1次大戦後に、たとえば National Council of Social Service の発足(1919年)などで、その成立が見当づけられる——

を除けば、また、労働党の発足がすでに第4の価値基準が世紀転換期に確立したことの目じるしだとすれば、1911年の国民保険法の成立をめぐって、はじめて出そろったとみてよいであろう。

ところで、たしかにイギリス「福祉国家」思想史は、現実制度への有効な結実面では、すぐれてニュー・リベリズムの政策思想史だと言ってよいだろうが、しかし、それはおそろくけっしてミドルクラス主流のイデオロギーの単元的・一義的な卓越展開ということではなくて、むしろ社会問題諸領域ごとの特殊諸団体の利害対立というミニ化された場での屈折した諸イデオロギー(諸価値基準)の多元的な衝突と、行政官僚機構に媒介されての妥協の結果の推積として、現代的諸条件のもとで資本主義が維持されるかぎり、「福祉国家」的ニュー・リベリズムがいわば受動的に展開してきたということにはかなるまい。ウォラス、ホブハウス、ホブスン、ハモンド夫妻を中心に、フェビアンズムともからめてニュー・リベラルたちの思想をくわしく検討したピーター・クラークが、「福祉国家は、本質的に保守的・実用機能的」³²⁾だと言ったのも、以上の文脈で理解できるように思われる。

(きむら まさみ・香川大学教授)

31) ブレイスウエイト(W. J. Braithwaite, 1875-1938)は、健保制度発足後、期待した全国健保委員会議長の職を、ロイド・ジョージの指令で教育庁次官から転じてきた12歳年長のモラント(ロイド・ジョージと同年齢)にとられ、加えてモラントから極端に冷遇されたのち出身の税務畑へ左遷され、健保法案づくりの栄誉さえモラントに奪われ、遺恨の手記を残したという埋もれた有能な社会行政官僚だが、その思想は、みずから社会主義者を標榜してはいるが、パンベリの指摘では、フェビアン的でも、いわんやマルクスのでもなく、「哲学的急進主義者というのが真相に近かろうし、社会問題への一般的接近はロイド・ジョージのそれと大同小異だった」とされる。Henry N. Bunbury (ed.), *Lloyd George's Ambulance Wagon: Being the Memoirs of William J. Braithwaite 1911-12*, 1957, p. 14. ちなみにモラントもブレイスウエイトも、ともにウィンチェスターおよびオクスフォードの出身で、トインビー・ホールでセツルメント運動参加の経歴をもった点に両者共通の思想面もあるが、モラントはフェビアンだったとみてよい。Cf. Gilbert, *op. cit.*, pp. 110n, 339n.

32) Peter Clarke, *Liberals and Social Democrats*, 1978, p. 2.

保育所運営についての問題点

加 藤 富 子

I はじめに

これまでの地方自治体の経営管理についての論議の多くが、実態に基づいた現実的・実証的なものでなく、観念的なべき論や声高なイデオロギー論に終始したきらいがある。これでは、現実の問題解決に役立つ結論はでてくるはずがない。地方自治研究資料センターは、このような傾向を残念に思い、昭和51年4月に設置されて以来、次々とこれまで抽象的に論じられていた諸テーマの実態についての調査分析に取り組んできた。

ところが、あくまで実態を明らかにしたいというわれわれの意図は、しばしば妨害を受けている。たとえば、地方自治体の職員の意識やその職務の実態についての調査は、職員労働組合から、保育所に関する実態調査については、一部の議員や児童を保育所に預けている父母から、ボイコットされるという事実が起こっている。実態をあいまいにしたままで、他の人の理解協力を得ることは困難であることをそれらの人々に知ってもらう必要がある。人々の中には、また、福祉や教育に関連する問題となると、その実態をうかがおうとするのは、まるで不可侵の聖域に踏みこむ不ティの輩といわんばかりに威丈高な態度をみせる者がいることは、まことに残念である。われわれは主権者のひとりとして、また納税者として、すべての行政運営の実態(つまり、予算執行の具体的内容)について知る権利を持っている。たとえ福祉や教育であっても、その経費が税金によって支出されるものである以上、納税者のコンセンサスは最大限に尊重され、追求されなければならない。そし

てそのために必要な情報は惜しみなく積極的に公開されなければならない。また、福祉が特定個人の受益のために要する費用を、本人以外の一般納税者に負担させるものである以上、その制度本来の趣旨と目的に合致しないフリーライダー(ただ乗り者)は原資をくい潰すものとして嚴重に排除される必要がある。それは、一般納税者に対する大きな不正な行為なのであるから。

このような立場に立って、地方自治研究資料センターの実態調査の成果も活用して、以下多くの問題を持っている現在の保育所の課題について率直な意見を述べてみたいと思う。

II 救貧対策として出発した保育所

保育所は、昭和22年に制定された児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、同法によると保護者が労働や疾病等のため、その監護する児童の保育を行えない場合、日々保護者の委託を受けて当該児童を保育する施設であり、入所は市町村長の措置によって行われる。また、その運営に要する費用は保護者が全額負担し、負担できないものについては、国・都道府県・市町村がその全部または一部を代わって負担することとなっている。

現行保育所制度について論ずる場合に、まず強調しなければならないことは、その根拠法規である児童福祉法が、敗戦直後の昭和22年という日本が最も窮乏化し、混乱状況にあった時に制定されたものであるという事実である。当時であって、誰が35年後の今日の高度経済成長を遂げ、都市化し、豊かで、高学歴で、高齢化した日本を想像することができたであろうか。現在の姿は当時とは

全く隔世の感がある大変化である。

そのような時代につくられた児童福祉法では、保育所を救貧対策、母親が働かねば一家が餓死するというような困窮家庭に対して公費で援助するものとして位置づけられていた。したがって、当初においては、保育所とは、「児童がけがなどをしないように、保護するための施設であり、幼児教育を行う幼稚園とは性格を異にする施設である」と幼稚園との差が説明されていたものである。

当時の救貧対策としての保育所の数は、全国で約1,500、入所児童数は約14万人にすぎなかった。しかし、高度経済成長は婦人の就労機会の増大を促し、昭和54年10月1日現在で、保育所数約2万1,400、入所児童数約195万5,000人に達し、中産階級の児童のための施設へと変ぼうを遂げている。そして保育所に対する国庫補助は、昭和55年でみると運営補助2,860億円、施設整備補助288億円、合計3,148億円に達している。

当時の保育所が該当者の数が少ない救貧対策であったことは、父母から徴収する保育料の決定方法について規定した児童福祉法第56条第2項からもうかがうことができる。

「市町村長が徴収すべき費用については、児童福祉司、社会福祉主事、又は児童委員の意見を聞き……その扶養義務者がその費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、当該費用は……市町村が代わって負担しなければならない」

この規定によると保育料の額は、所得額等によって一律に決めるのではなく、個別にそれぞれの家庭の事情を調査し（たとえば、家族の状況や生活の程度、借金の有無など）、その上で児童福祉司等の資格を有する者の意見を聞いた後に決定することになっている。

しかし、現在のように保育所入所児童の数が増えると、いちいち個別状況を把握し、個別に専門家の意見を聞いて決定するということは実際上不可能である。そこで入所措置を申請する父母の課税額に着目し、これによって所得階層に区分し、この所得階層に対応して、一律に保育料を決定している。このような一律決定は厳密には児童福祉

法の規定に反するものであるとして、より細かい実態に対応した保育料の決定を主張する父母もいる。しかし、それが不可能である以上、より現状に適合するように児童福祉法のほうを早急に改正する必要があるといえよう。この規定は、保育所の社会的機能の変化の度合いを示すものである。

III 保育に欠けていない児童の入所

保育所は前述のように児童福祉法の規定に基づく児童福祉施設であり、市町村長の入所決定により家族保育に欠ける零歳から小学校に就学するまでの乳幼児を対象に、日々保護者の委託を受けて保育を行う公の施設である。現在では、“保育”とは保護と教育が一体となったものといわれている。保育所の保育時間は原則として1日8時間、幼稚園と異なり、まとまった期間の休日を置かず年間を通じて運営されている。

保育所への入所は、市町村長が保育に欠けると認定することが必要であり、保護者が希望すれば誰でも入れるというものではない。保護者の労働または疾病等の理由により、保護者が保育の責任を十分に果たせない場合にのみ保育所への入所措置が行われる。

このような制度の建前と実態との間には、相当大的な開きがあり、現実には、保育所の中に保育に欠けていない児童もかなり多く入所しているところもある。

厚生省の入所措置基準（児童局長通知）によると、措置にあたっては、市町村長は「保護者が児童の保育を行えないこと」を実地に確認するなどによって、その適正化を図ることを指示しているが、保育に欠ける児童を入所させても、なお施設の収容定員に余裕がある場合に限って、入所措置基準に該当しない児童についても、私的契約で「保育に要する費用は保護者の負担であること」を条件として、受け入れることができることになっている（現実には実費よりはるかに少ない保育料しか払っていない場合がほとんどであると思われる）。

ところが、行政管理庁が昭和55年に実施した

「保育所に関する調査」(以下、「行管調査」という)によると、その対象とした83市町村の中には、入所措置に関して、次のような不適切な事務処理がみられたという。

① 児童の保育を行えない理由を実地にあるいは面接調査等によって確認せず、入所申請書のみによる形式的な書類審査で入所の決定を行っているもの。

② 入所申請書の徴収と保護者との面接調査は行っているが、実地確認しなければ把握の困難な申請事項の審査を省略しているもの。

③ 入所申請児童数が収容定員を下回った場合、厳格な審査を実施せず申請どおり入所させているもの。

④ 児童が入所でできれば就労したいとするものについて、具体的な就労先、就労開始日の状況を未確認のまま収容定員一杯に入所決定を行い、その後の就労状況を確認していないもの。

また、これら83市町村に所在する85保育所に入所している8,052人の措置児童の保育に欠ける状態の確認状況の調査をしたところ、62.1%(5,001人)については、家庭状況等の確認事務の処理が適切であると認められたが、残りの37.9%(3,051人)については、措置事由についての挙証資料が不備であるなどの不適切な状況がみられたという。

また、これら保育に欠ける状態の把握が不十分なまま入所措置しているものの中には、母親の就労等を入所措置の理由としているが、①その事実の認められないもの(1.2%, 100人)、②その事実は認められるが、保育所における保育時間外に就労しているなど、就労等の内容からみて当該児童の保育を行えないとする理由に乏しいもの(6.9%, 559人)のほか、③その事実は認められるが、入所の要件となっている祖父母等の同居人も当該児童の保育を行えないとする理由が薄弱なもの(2.6%, 205人)が、合わせて10.7%(864人)みられたという。

IV 保育所と幼稚園の混同現象

このように保育所の中に「保育に欠けていな

い児童」も相当数混在しており、今や幼稚園と保育所の区分は、きわめてあいまいなものになってきている。たとえば、昭和51年に文部省が実施した「幼児教育関係施設の整備計画等に関する調査」(以下、「文部省調査」という)は、都道府県によって異なる幼稚園と保育所の数の不均衡の状況について次のように述べている。

都道府県単位で幼稚園と保育所との普及状況を見ると、幼保を合わせた3～5歳児の合計による在園(籍)率は全国平均で63.5%(幼稚園39.6%, 保育所23.9%)であるが、都道府県別では最高84.8%から最低42.2%までの開きがある。また、3～5歳児を合計した幼稚園在園率は55.6%から13.4%の間にあり、同年齢児に対する保育所在籍率は60.3%から9.2%と都道府県によって著しく異なっている。

たとえば、5歳児についてみると、A県では幼稚園在園率が95.6%に対して保育所在籍率は0.8%であるのに、B県では幼稚園87.4%に対して保育所10.5%、と幼稚園在園率のほうが圧倒的に高い。ところが、C県では幼稚園23.2%に対し保育所69.0%、D県では幼稚園18.9%に対し保育所67.4%と保育所のほうに大きくかたむいている。

また、市町村別にみると人口規模の大きい市町村では、幼稚園・保育所ともに設置率が高くて、両者の設置率にほとんど差がないが、人口規模が小さくなるにつれて、幼稚園・保育所の設置率が低下する傾向がある。その際、特に幼稚園における低下の程度が著しい。さらに、幼稚園では市町村の人口規模が大きいところほど在園率が高く、逆に保育所では人口規模が小さいほど在籍率が高くなっている。そして、幼稚園未設置の市町村は30%以上に達しているという。

すなわち、都市化度が高く、古くから幼児教育が盛んで、私立幼稚園などがたくさん設置されていたところでは、幼児教育の本流は幼稚園という伝統が依然として続いているのに対し、農村的色彩が強く、幼児教育の伝統が乏しいところでは、建設や運営について、国や県から補助金が多額にあり財政的に有利な保育所をもっぱら幼児教育の

場として設置するという、幼稚園とスリカエた保育所が多いのである。

現に、市町村によっては首長の方針によって、保育所であるのに4～5歳児を優先的に受け入れ（保育に欠けているかどうかにかかわりなく）3歳未満児は全く受けつけないというところもあるという。

また、かつては幼児教育の場は幼稚園であって、保育所はいわゆる託児所的な救済施設であるという役割分担の考えが住民の中に浸透していたのが、最近ではそのような区別意識はなくなってきている。

現に筆者の住んでいる武蔵野市では、古くから幼児教育が盛んであって伝統を持つ私立幼稚園がたくさんあるが、大抵質素な木造建築のつつましいたたずまいのままである。ところが、新しく設けられた市立の保育所はいずれも鉄筋コンクリートの堂々たる構えですべてがデラックスなのである。たとえば、建物の壁には華やかなモザイク模様があり、すべり台は象さんを型どったものなのである。

そうなると、幼稚園は午前中でおしまいであるのに対し、保育所は8時間子供の面倒をみてくれるので、保育料は私立幼稚園の料金よりも安いというのであるから、最近では保育所のほうに子供を入れるために、母親が近所の商店に頼んでアルバイト証明を出してもらい、週何回か出かけて、子供が保育所に入所するとやめてしまうという例もあるという。

このような事情がかなりの程度一般的であることは、以下の行管調査における、保育所へ児童を預けている保護者があげた入所理由等のアンケート結果（複数回答）からもうかがうことができる。

（1）入所理由を、労働、疾病等の入所措置基準に具体的に掲げられている事項と教育・しつけ等の入所措置基準に具体的に掲げられていない事項に分けてみると、前者の回答数と後者の回答数はほぼ同数であり、なかには近くに幼稚園がないなど入所措置基準に具体的に掲げられていない事項のみを回答している保護者が全回答者数の11.8%を占めている（これらの数字は、以下のものを

含め回答者のみの比率であり、回答を拒否した者の数は含まれていない）。

（2）地域別の入所理由をみると、都市部においては「仕事を続けたいため」という母親の就労を理由とするものが最も多いが、農山漁村においては「子供の教育上好ましいため」という教育を理由とするものが最も多い。

（3）幼稚園の設置されていない地域における入所理由は、「子供の教育上好ましいため」という教育を理由とするものが最も多い。

（4）最多入所理由である母親の就労について、就労日数、就労時間の状況をみると、1ヵ月当りの就労日数が20日を超えるものが61.8%、また、1日当りの就労時間は8時間以上10時間未満のものが27.9%とそれぞれ最も多いが、なかには1ヵ月に15日以下就労のもの（10.2%）や1日4時間未満の就労のもの（8.2%）もみられる。

（5）家族構成をみると、「父子家庭、母子家庭」が3.2%、「父子祖父母家庭、母子祖父母家庭」が2.2%と少なく、全体の88.0%は「両親、子」「両親、子、祖父母」の家庭であり、特に第1次保育担当者である両親と第2次保育担当者である祖父母がともにそろっている家庭が30.6%みられる。

なお、4～5歳で入所した児童について、それまで入所させなかった理由をきくと、「3歳くらいまでは家庭で保育すべきだと思った」「小さいのでかわいそう」など母親の保育意識等に基づく理由が69.4%を占めているという。

V 保育に要する経費と保育料

児童福祉法第51条によって、保育所の「入所に要する費用および入所後の保護につき、第45条の最低基準を維持するために要する費用」は市町村が支弁すると規定されているが、その費用負担は、市町村長が「その扶養義務者から徴収しなければならない」（同法56条I）と扶養義務者の実費負担義務を明確にしたうえで、さらに市町村長は「児童福祉司、社会福祉主事または児童委員の意見を聞き、その扶養義務者がその費用の全部または一部を負担することができないと認めるとき

は、当該費用は、前項の区分に従い、国、都道府県または市町村が代わって負担しなければならない（同法第56条Ⅱ）と規定している。その負担割合は、国が最低基準を維持するために要する費用から扶養義務者から徴収する保育料・寄付金、その他の収入を差し引いた10分の8、県と市町村はそれぞれ10分の1を負担することとなっている（同法53条、55条、同施行令15条）。

ところで、国の負担金の具体的な算定基準は、毎年度の「児童福祉法による保育所措置費用国庫負担金の交付基準」（厚生事務次官通達）によって決められる。この交付基準は、最低基準省令に基づいて定める基準（給食等の事業費、人件費、管理費等の算定基準）に基づいて算定した保育単価（措置児童1人当りの措置費の月額単価）に各月初日の保育所在籍措置児童数を乗じて得た額の年間合計額（ただし、実支出額の方が少ないときは実支出額）から、保育料（入所措置を申請する父母の課税額によって所得階層に区分し、この所得階層に応じて一律に父母から徴収すべき保育料を交付基準によって決定している）等を差し引いた額の10分の8の割合で国からの交付額が決定されている（都道府県もその10分の1を負担することになる）。

したがって、市町村の保育所運営費についての超過負担の原因は、①市町村が独自に国の規定した最低基準を超えた施設等の整備や保母の配置を行っていること、②国が交付基準として決定した保育料よりも、より低額の保育料しか父母から徴収していないことによって生じていることになる。

これらの原因によって生ずる超過負担は、当然市町村の一般財源から支出されるものである。したがって、保育所にそれだけの経費を支出することは、それだけ他部門の事業が削られるというトレード・オフの関係にある以上、納税者のコンセンサスが必要なはずである。現行制度によれば、各市町村の保育料の徴収基準は、市町村長が制定権を持つ規則で決定されているが、これは他の公の施設の使用料と同様に、住民代表の合議体である議会が審議、制定する条例によって、決定することに改められるべきである。なぜなら、後述す

表1 保育実費と母親の収入

保育に要した経費 (1人1ヵ月)		保育所へ子供を預けて働いている 母親の月収 (一般的な場合の平均、税込)		構成 比 (%)
零歳児	244,235円	常勤	150,000円	37
1・2歳児	109,947円	パート	57,000円	33
3・4歳児	47,662円	自営	60,000円	20
5歳児	42,135円	内職	19,000円	9
		農業	21,000円	1

るように、児童を保育所に預けている父母の多くは、できるだけ保育料負担の低いことを望んでいるが、その他の住民の多くは、保育料を受益の程度と調和のとれたものにすることを望んでいるのであるから。

地方自治研究資料センターの調査によると、千葉県のA市が、昭和55年に支出した保育所における児童1人当りの経費は（建物建設費や土地購入費などの資金的経費は除外して）表1のとおりであった。

これによって明らかなように、3歳未満の児童、特に生後1年未満の零歳児の保育に要する経費は予想以上に多額であることがわかる。その差の原因はもっぱら保母の人件費にある。

人件費の保育経費全体に占める割合は、3歳未満児の場合は92.9%、3～4歳児は81.1%、5歳児は77.8%となっている。

A市の某保育所に3歳未満児を預けている父母と某地区の住民リーダーに対し、「高い経費をかけても零歳児を保育所で保育する必要があるかどうか」を質問したところ、「高い経費をかけても、保育所で保育すべきである」という者が、父母20.0%、住民リーダー3.8%、「育児休業制度など他の適切な方法を考えるのが適当」父母68.0%、住民リーダー57.7%と圧倒的に他の適切な方法を支持する者が多かった。すなわち、育児休業制度の導入などを考えることにより、零歳児の保育需要はかなり減少することが予想されるのである。

ところで、A市で保育所へ子供を預けて働いている母親は、フル・タイム勤務者が37%、パート・タイマーが33%、自営業が20%、内職9%、農業1%となっている。そして、それぞれの平均収入は表1のとおりである。ここで問題になるの

は、子供を保育所に預けて働いている母親の平均的月収が、内職や農業の場合、月2万円程度だということである。そのような低い収入しかあげていない母親は、果たして1ヵ月に幾日、また1日に幾時間、働いているのであろうか。

保育所時間は、通常1日8時間（午前8時30分から午後4時30分まで）となっている。ところが、多くの保育所は午後3時30分で児童に帰り仕度をさせ、「先生、さよなら、また、あした」とお別れの歌を合唱し、児童の多くは次々と迎えにきた母親等につれられて帰ってしまう。

地方自治研究資料センターが実施した2市における4保育所の調査によると3時30分に帰る子供達の比率は、保育所によって異なっている。自営業者（農業を含む）が多いところでは、早帰りの比率が高く残留児童は1割を割り、団地などでサラリーマン層が多いところでは、早帰り組は3分の1程度であった。

いずれにしても、母親がフル・タイムの職業についている比率は予想以上に少ないという印象を受けたものである。

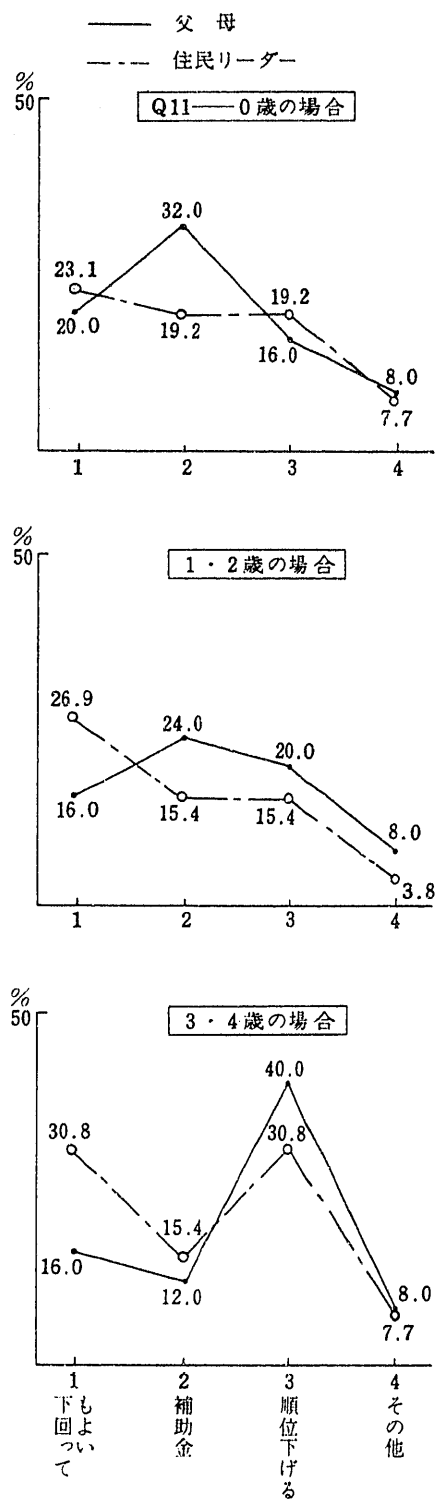
ところで、母親の月収が2万円程度の場合における児童保育をめぐる問題について、A市の某保育所の3歳未満児の父母と住民リーダーに対しアンケートによる回答を求めたところ、図1のような結果を得た。

この場合興味があるのは、3歳未満児の場合、住民リーダーのほうが「母親の収入が保育経費を大幅に下回ってもかまわない」という比率が高く、一方、「内職等の収入から保育料を差引いた金額を補助し、母親に保育してもらおう」支持が父母のほうにより高いことである。3歳未満児の場合は、2万円程度から保育料を差引いた額を父母に補助するほうがはるかに経費的には有利であるが、そうすると保育所へ子供を預けていない無職の母親にも補助金を支出せざるをえないことが考えられ、公平の観点から現実にはむずかしいことになる。

なお、3歳以上の児童に対しては、父母、住民リーダーとも「保育所へ入所させる優先順位を低くする」が大幅に増えていることが注目される。

前述したとおり、保育料は、主として国の基準

図1 保育実費と母親の収入に対する意識



- (注) 1. 母親の収入が保育経費を大幅に下回ってもかまわない。
 2. 内職等の収入から保育料を差し引いた金額を補助し、母親に保育してもらおう。
 3. このような家庭の子供については、保育所へ入所させる優先順位を低くする。
 4. その他。

にならない子供を預けている父母の課税額に着目し、これにより所得階層に区分して、算定する仕組みとなっている（市町村では政策として国の徴収基準よりも減額していることが多い）。

この保育料の算定にあたっては、父母の所得に応じて高低をつけるべきであるという応能原則と他の公の施設のように児童の受けるサービスに応じるべきであるという受益原則の両論がある。

この点について、たとえば東久留米市保育審議会は昭和55年12月17日の市長あての答申の中で次のように述べている。

「応益的な考え方を極限までおし進めれば、児童保育に要する費用を一切利用者に転嫁することになり、ひいては保育園利用者は一握りの高額所得者層に限られてしまう。したがってある程度まで応能負担を考えざるを得ない。

しかし、同時に保育園利用者が低廉な費用で済んでいるのは、国民全体、特に、当該地域の他の市民の税負担によるもので、それゆえ、負担に耐えられないからといって、利用者負担が低額であることを当然の権利とみる見解に組みこめない。

だが、一方応益負担にも次のような問題がある。①税制転用方式は税制の不公平を拡大再生産する恐れがある。②各自の所得は累進課税によって既に所得の再分配がなされており、そのうえ保育園利用者という狭い範囲によって所得再分配的措置をなすことは、中高所得者に二重の負担を強いる。応益的にいえば、所得の高低と無関係に受ける利益は同一であるのに、負担だけ異なることは問題がある。だが直ちに均一定額方式を採用した場合、現状にくらべて高所得層の負担が軽減し、低所得層の負担が増大するというドラスティックな改革となり、福祉の理念に反するという批判も当然のこととして生じよう。

したがって、過渡的措置として応益、応能両者の折衷案をとらざるを得ない」

この答申の中でも述べられているように、保育料の徴収にあたって、所得を課税額によって推定していることが1つの大きな問題となっている。

かつては、クロヨンといわれたが、現在はトーゴサンといわれているように、源泉徴収をされるサラリーマンは、ガッチリと10割の所得を税務署に把握されているのに、中小企業経営者の場合は5割、農家の場合は3割の所得しか捕捉されていないといわれている。したがって、サラリーマンと農家を比較すると生活の実態と税額の間には大きな不公平が存在する。これがサラリーマン層の父母の保育料引き下げ要求の理由となっていることは否めない。そこで、最近では、市町村の中には、固定資産税額を加味して、所得階層を上げる措置をとるところが多くなってきている。

VI 保育とコミュニティ・ケアの関係

保育所は集団生活の場であり、保育に欠ける乳幼児を保育し、積極的に人格形成を図るとともに、日本文化を将来次代を担う児童に伝承してゆくことが期待されているはずである。そういう面からいうと、現在の保育所は大変欠けた人的構成になっていると思う。つまり、乳幼児の世話をする人が保母という女性、それもそのほとんどが育児経験を持たない若い未婚の女性で占められている（最近では保父さんも出現しているが、それはまだほんの一部であって保育所の大勢に影響を与えるにはいたっていない）。

保育に欠ける乳幼児の多くは、母親が働いている核家族であると思われる。そのようにまわりの人間環境が単調な乳幼児が、保育所において主として未婚の若い女性によって介護されているとすると、中高年男女や兄弟世代の青少年と接触する機会がほとんどなく、思いやりとか違う世代との交流のあり方を体得することもなく、人格形成にゆがみを生じさせる危険性がある。また、日本人が古来から伝えてきた文化の伝承も日本人としての基盤を固めるために必要であると思うが、昔語りをしたり、古くから伝わる行事や遊びを祖父母から孫へと伝承する機会もほとんどなくなり、西洋のおとぎ話は知っているが、日本の昔物語りは知らないというような、日本人としての基礎文化を持たない人間をつくり出すおそれがある。

ところで、最近保育時間の延長を求める父母が多く、それに対して労働組合は保母の労働強化と拒否する姿勢が強く、土曜日の午後の延長もむずかしい。そこで、保育補助員を子育てを経験した主婦などから募集して、それらの人によって延長時間の子供の面倒をみているところが次第に増えてきている。

それに対して、「事故でもおきたらどうする」という批判の声もあるという。しかし、そもそも保育所は、保育に欠ける乳幼児に対して、家庭での保育機能を代替するものである。それに無事に自分の子供を育てた経験があり、健全な常識を備えた母親は育児経験のない若い女性よりも少なくとも子供を「保護」することには長じていると思われる。たとえ保母が乳幼児教育の専門的知識、技術を持っているとしても、年長幼児に対する教育の専門機関である幼稚園でさえ教育時間は1日4時間となっているではないか。

筆者がデンマークの保育所を見学した際、子供を自由に遊ばせていて、歌とか遊戯とかを子供に教えるようなことがほとんどされていないようなので、「幼児教育は行っていないのですか」とたずねたら、「乳幼児の教育とは集団生活に慣れさせることでしょう」と、むしろげんな顔をされた経験がある。それに比較すると、日本の保育所は子供にいろいろ細かい芸をしこみすぎ、画一的なある型に押しこめているのではないか。それが子供の自由な成長や意欲を失っていないかについて、反省する必要はないのであろうか。

子育てはもっと素朴な人間と人間のふれ合い、その間の心の交流を大切にすべきなのではあるまいか。

ところで子供の保育と地域の人達のふれあいの実例として読売新聞（東京版の昭和56年12月14日）に、父母の手で地域の子どもたちを保育する「幼児教室」の記事が載っていた。それによると、たとえば千葉県船橋市の前原団地では共働きの家庭のための保育所づくり、共同保育の運動の中から、母親が家庭にいる子も一緒に遊べる“お遊びの会”ができ、幼児教室が生まれたという。みんな幼稚園や保育所がなかったり不足したりしてい

る環境の中で、幼児がすこやかに成長する集団の場をつくってやりたいという母親たちの熱意でできた。そして、保育者の中には、“お母さん保母”もかなり加わっているという。

幼児教室の保育は、「集団の場で子どもたちを育てよう」「地域に根ざした保育」「親もともに育つ」などに力を入れている。したがって、子供を教室に“おまかせ”ではなくて、運営は父母と保育者によって進められている。そのため、「どんな子に育てたいか」「いま子どもについて何が問題か」など、ともに話し合う懇談会がよく開かれるという。

そして、幼児教室を永い間運営してきたある母親は「結局、子育ては1人でできるものではない。地域が自治体がともに育てるという考え方が大事だと思う」と述べている。

地域の人たちが主体となった手づくりの「幼児教室」、ここに乳幼児保育とコミュニティ・ケアの素朴なあり方が示されているのではなかろうか。

これからの保育所は、保母という若い女性集団が占拠する閉鎖的集団から脱皮し、コミュニティの乳幼児ケアのセンターとして開かれた保育所へと体質を変化させてゆく必要があると考える。保育所に対するニーズの増加は、直接的には都市化現象に伴い、人々が都市へと移動し、核家族が増大し、既婚女性の有職率が増加したことの反映である。そのために3世代同居の中では保持されていた祖父母世代と孫世代のつながりが断絶して、両者の間の隔離現象が一般化している。この核家族化によって断たれた世代間の接触は、家庭をこえたコミュニティを単位として回復させてゆくことが必要である。そこに、文化の伝承のみでなく、慰め励ましなどあたたかい人間的な心の交流が期待でき、祖父母と孫の両世代に有益な結果をもたらすはずである。

昨年は、国際障害者年であり、ノーマライゼーションという言葉がしばしばマスコミににぎわしていた。ノーマライゼーションとは障害者を健常者から隔離した施設収容主義を排し、常に健常者の中に一定割合でいろんな障害者が混じっているのが人生における通常の姿であり、健常者と障害者

をコミュニティの中において混在させ、健常者が障害者をいたわって共に生きてゆくことをいう。そして具体的には、保育所や幼稚園、小中学校において、障害児と健常児を混合して集団生活をさせ、幼い頃からしつけをしてゆくことがすすめられていた。

このような意味で“ノーマライゼーション”を主張するのであれば、障害者よりも、まずきに保育所をコミュニティに開放し、乳幼児と中高年の男女や年長青少年者が接触し、相互交流する場として設定することから始められるべきではなかろうか。

都市化した地域のコミュニティでは、核家族や独り暮らしの人達がふえ、特に介護や保育を必要とする老人や乳幼児に対するきめ細かい対人サービスを家族以外から調達しなくてはならなくなっている。これらの対人サービスをこれまで主として行政サービスに求めた結果、福祉関係の自治体職員がどんどん増える傾向がある。この場合、厚生省ではそのコストについての配慮が乏しく、市町村に対し、常勤の地方公務員によってきめ細かい対人サービスをもまかなうように指導している。ところが市町村における管理者のコスト意識のなさ、管理能力の低さのため、たとえば、普通の家事を行う老人家庭奉仕員の出勤経費が大都市部の多くでは1時間当たり5,000円についているというような驚くべき割高現象が現実になっている。

そこで、最近コミュニティ・ケアを唱え対人サービスの主体を主として中高年婦人のボランティア活動によってまかなおうというような傾向がでてきている。

しかし、ボランティアのような無償の労力提供が組織的に行われるためには、自分が援助を必要とするときには、確実にまわりから助けてもらえるという信頼とボランティア活動をしないことに対して、「けしからぬ」という一種の社会的圧力が存在することが必要である。すなわち、ボランティア活動は、宗教に基づく奉仕の精神というよりはサービス提供についての相互扶助、いわば社会保険的機能をみたすものである。かつての農村地帯における村落共同体においては、このような

信頼感と、まわりからの圧力があった。そこには、ボランティアの社会的基盤が存したといえる。

ところが、共同体の実を失い、バラバラのアトムの個人が混住している都市的地域になると、主婦の多くも職を持って家を出て働いている。それらの人々はそれぞれ労働の対価を獲得しているのに、地域に残った主婦等に対してボランティアと称して無償的な労力提供をうながしても、その間の不公平感を拭うしかけがない限り素直に受け入れられるはずはない。

そこで、近隣社会がコミュニティとしての実を伴うようになり、労力提供についての社会保険的な実態がで上がるようになるまでは、労力提供者に対し、通常のパート並みの報酬を提供するようにすることが妥当である。つまり、これによって1日拘束9時間に通勤時間が2時間というようなフル・タイムの仕事には時間的余裕から従事できない中高年主婦や定年退職後の高齢者に対して、毎日1時間とか2時間で週3回とかのこれまでは売りものにならなかった半端な時間の範囲内でも働く場を与え（たとえば、某老人家庭の家事週2回とか、保育所へ子供の世話に週3回午後3時間とか）、所得獲得の機会を拡大することが、もっとももっと進められるべきである。それがまた、最小の経費で最大の効果をあげるといふ公共の福祉追求の原則に適合する道でもある。

VII おわりに

「新しい酒は新しい皮袋に」といわれる。今や高度経済成長の成果の浸透によって、否応なく日本は貧しい農村タイプ社会から所得に恵まれた都市タイプ社会へと変ぼうをとげ、以前とは異なった全く新しい問題が起こってきている。

“福祉”も救貧的なものより、都市タイプ社会を前提としたものへと新しい組み替えが必要である。今や保育についても、他の福祉と同様に百家争鳴、試行錯誤によって新しい方向に進み出す必要があることを理解する必要がある。

(かとう とみこ・自治総合センター)

戦時住宅政策の展開過程 (1)

——日本の住宅政策の原型——

大 本 圭 野

はじめに

現在のわが国の住宅政策は破綻¹⁾している。第1に、住宅政策の中心をなす持家（建売住宅・マンション）は、住宅価格と取得能力とのギャップが大きく、潜在的需要の存在にもかかわらず売れず、「住宅不況」を示している。第2に既存の住宅供給システムそのものも破綻し、住宅金融公庫融資の貸付金利の引上げ、公営住宅建設戸数の減少、公団住宅の高家賃化、空家の増大などが進んでいる。

ここで、現在のわが国の住宅政策が成立した時点に立ちもどり、制度的枠組そのものの妥当性や政策内容の基本的性格についての再検討を行なう必要があるように思われる。これらの点の反省がなされないまま部分的な手直しを行なっても問題は解決しないであろう。

戦後、公営住宅、公団住宅、住宅金融公庫の融資住宅等の諸制度によって、わが国の住宅政策の基本的骨組が作られた。しかし、わが国の政策の特徴をみるうえで、戦後を起点として考えるだけでは不正確である。憲法をはじめ、経済、労働、婦人、教育、社会福祉の分野では、戦後GHQ（連合軍総司令部）の指導が非常に大きく、いわゆる戦後改革²⁾によってそれが実現した。しかし、都市政策、住宅政策については、GHQの直接指導

はきわめて少なく³⁾、戦後改革の側面は希薄であったといわねばならない。公営・公団住宅の出現は、戦前と異なる政策のようにみえるが、公営・公団住宅および持家政策の展開される歴史的基盤は決して戦後改革だけでは理解できない。日本の住宅政策は、経済政策に従属し、社会政策としての側面は少ないが、これは、戦後以降にこのような政策になったとは考えられない。むしろ戦前をとらえることによって、そのよってきた性格を正確に把握することができると思われる。

日本の住宅政策の成立についての理論的・実証的研究は、必ずしも豊かでないように思われる。筆者の知る限りでは、三輪恒⁴⁾、川名吉衛門⁵⁾、早川文夫⁶⁾、水本浩⁷⁾、渡辺洋三⁸⁾、西山卯三⁹⁾、上野洋¹⁰⁾諸氏の日本の住宅政策に関する諸研究が行なわれているが、以上の観点からの研究ではないように思う。

三輪論文⁴⁾では、わが国の住宅問題の変遷とその問題の特徴を5年ごとに機械的に時期区分を行ないとらえている。しかし、住宅政策を論じたものではない。川名論文⁵⁾では、三輪論文と同様わが国の住宅問題の特質を論じたもので江戸末期から昭和40年までの間を経済の景気変動との関係で

1) 拙稿「わが国における住宅政策の展開と特徴」賃金と社会保障、No. 825 (1981年9月上旬号)。
2) 東京大学社会科学研究所編『戦後改革』全8巻(1975年)。
3) 大橋武夫(戦災復興院計画局長, 1946年), 百田正弘(同院住宅企画課長, 1946年), 前田光嘉(建設省住宅企画課長, 1950年), 川島博(同課課長補佐, 1951年)などの諸氏にヒアリングを行なった。

4) 三輪恒「日本の住宅問題の変遷とその特質」新訂・建築学体系2『都市論・住宅問題』(1977年)。

5) 川名吉衛門「住宅問題の展開」東京都立大学都市研究会編『都市構造と都市計画』東京大学出版会(1968年)。

6) 早川文夫「日本の住宅政策・住宅運動」住宅問題講座1『現代住居論』有斐閣(昭和46年)。

7) 水本浩『土地政策と住宅政策』有斐閣(昭和54年)。

8) 渡辺洋三『土地・建物の法律制度』(上・中)東京大学出版会(1960年, 1962年)(上)p. 1, (中)p. 423, (中)p. 429。

9) 同上書, (上)p. 1。

10) 同上書, (中)p. 423。

とらえている。住宅政策論を展開したものではない。早川論文⁶⁾は、明治期から昭和35年頃までのわが国の住宅政策を論じたもので、時期区分は明治期、大正・昭和初期、戦時下、終戦直後という一般的年代区分を行ない、その時期内における住宅諸制度の説明を行なっている。水本論文⁷⁾は、法律の立場から戦前・戦後の住宅諸立法を10年きざみの年代別に説明を行ない、本格的住宅立法がすべり出すのは昭和25・26年頃と規定している。住宅政策成立の特徴については論じられていない。渡辺論文⁸⁾は、法学の立場から明治期から昭和26年の公営住宅法が制定されるまでのわが国の土地・建物の法制度を「民法に対する特別法の析出過程および析出させる特別法の意味」⁹⁾を明らかにする一環としてとりあげている。それゆえに、住宅政策一般をとり上げることを主題としていない¹⁰⁾とも述べている。このような限定のうえで渡辺氏は戦時住宅政策を「住宅政策のうち積極的側面である供給促進政策は、結局において限界あるものにとどまらざるをえなかった。積極的住宅政策に限界があるとき、絶対的住宅難のもとで派生してくる矛盾を処理するため消極的住宅政策への依存度は、相対的に大きくなる。この消極的住宅政策の中心は、いうまでもなく地代家賃統制令であった」¹¹⁾という観点から地代家賃統制令と借地借家法の改正についてのみ取り上げ、その内容と性格規定を行なっている。これだけでは、戦時住宅政策の一面を論じているとしても政策全体をとおした性格規定とはならないと思われる。戦後の住宅政策については、「戦後の本格的住宅政策の出発点が、昭和25年の住宅金融公庫法の成立および地代家賃統制令の改正という二つの政策であったことは、わが国の戦後住宅政策の基本的特徴のものがたるものであるとともに、その後の住宅政策の発展の方向を規定し、新たな矛盾の起点となるものであった。」¹²⁾と規定している。戦前・戦後の住宅政策の関係について、明確な形では論じられていない。もちろんそういうことを明らかにすることが渡辺論文の主題でないことは前記にある

ようにことわっていることであるが。

西山論文¹³⁾では、英国の住宅問題の発生とそれに対する住宅政策の歴史的展開が述べられている。日本の住宅問題と住宅政策については、日本の産業資本の発展との関係でとらえ、「第1次大戦時期に戦争中から戦後にかけての好況に伴う家賃の昂騰、住宅不足の激化を通じてはじめて住宅問題も社会の関心をあつめ、支配階級もまた住宅政策を曲りなりにもとりあげる段階に達した」¹⁴⁾と述べ、大正期に住宅政策が出現したと規定している。上野論文¹⁵⁾では、本の書名は『日本の住宅政策』となっているが、本書の中では住宅事情に対する「住宅対策」という言葉でつらぬかれており、住宅対策＝住宅政策ととらえている。時期区分は機械的に明治、大正、昭和前期、戦争直後、の年代区分でとらえ、そこにおける住宅対策としての諸施策を説明している。昭和25～30年の期間に住宅金融公庫法、公営住宅法が作られるが、この時期がわが国の住宅対策が応急的対策から恒久的対策¹⁶⁾へ推移すると規定している。

以上、いくつかの文献をとり上げたが、これらは、各年代の住宅問題の特質およびその住宅諸制度の説明に終わっているように思える。ただ、三輪恒氏は次のように述べている。

「戦時の住宅をめぐる諸問題は、戦後の住宅に2つの性格をはっきり残した点で特徴づけられる。1つには、ほとんどすべての住宅を破滅と貧困におこむ過程で社会的観点を変貌させ、配分、不均衡等を論ずる以前の問題に住宅事情を立たせてしまったことで、『不足戸数充足』『戸数政策』の根底を築いたことである。もう1つは、ほとんど紙上作業に終わったものの、『建設』にむすびつけた諸方策、諸技法方法論の取得が入念に提案検討しつづけられ、ほとんどそっくりそのまま戦後『建設』に用いられる基盤となったことである。戦後の『住宅問題』における成功も混乱も『戦時中』にすでにスタ

11) 同上書、(中) p. 429。

12) 同上書、(中) p. 516。

13) 西山卯三『日本の住宅問題』岩波新書(昭和27年)。

14) 同上書、p. 144。

15) 上野洋『日本の住宅政策』彰国社(1958年)。

16) 同上書、p. 94-104。

ートしていたといえよう。』¹⁷⁾

これは確かに正しい観点であると思われるが、理論的、実証的に整理されたものでなく、見解を述べているにすぎない。

小論では、住宅政策史研究の一環として、わが国の住宅政策が成立する過程とその背景および政策の特徴を明らかにする。それに際し、筆者の仮説として、戦後の日本の住宅政策は戦時期に成立し、その時点で政策の原型が作られたと考える。だが、戦時住宅政策についての基本的諸事実が未だ系統的に整理されていないように思われるので、ここでは関連諸事実を追跡してゆく。

なお、ここで取り扱う戦時とは、日中戦争（昭和12年7月7日）から太平洋戦争の降服（昭和20年8月15日）までの時期とした。

I 住宅問題の歴史的背景

(1) 戦時の住宅問題をめぐる状況

わが国の住宅問題は、第1次世界大戦を契機にした経済の好況とともに大都市を中心に大正期に起こった¹⁸⁾。それに対して政府は、住宅施策として公益住宅法（大8.4）、住宅組合法（大10.4）、借地借家法（大10.4）、借地借家調停法（大11.4）等を制定するが、それはいまだ住宅政策前史の段階であったといえる。現在の住宅政策に直接かわりあるのは、戦時住宅政策である。ここでは、昭和10年代の戦時の段階から分析を始める。

戦時における住宅問題は、昭和12年7月7日の日中戦争勃発に起因する。まず当時の住宅問題は、物価問題¹⁹⁾と関係し登場した。昭和16年の東京市の住宅所有関係が、持家25.2%（現在38.2%）、民営借家73.3%（44.8%）、給与住宅1.5%（5.6%、公共借家11.4%）²⁰⁾という中で、戦争によって民営が軍需にまわり住宅需給関係が窮屈になって地代家賃が高騰した。これを放置すれば、国民

生活は危機に陥り、また他の一般物価にも影響し悪性インフレを誘発する因子ともなる可能性があった。このような状況に対し、価格サイドからの統制として地代家賃統制令が行なわれていくが、それは借家経営者の利潤をおさえることを意味し、結果として民間住宅供給をストップさせることになり、住宅不足はよりいっそう深刻停滞になった。

また、近衛内閣による軍需充足のための生産力拡充政策によって、軍需工場に労働力を集中させたが、それは軍需工業地帯の住宅不足をまねき、大きな住宅問題が起こった。

他方、戦争が進むにつれて、資材が限られた資源の中で軍需に優先させられ、民需用は全般的に少なくなり、住宅は建てられなくなった。こうして住宅の絶対的不足は、民営借家の多いわが国において家賃を高騰させ、それに伴う住宅の質の低下という形で大きな問題となった。表1に示すように特に工場地帯および大都市においてであった。

表1 大都市の住宅不足状況（空家率）

（単位：%）

	東京市	大阪市	名古屋市	神戸市	横浜市	福岡市	川崎市	横須賀市
昭和11年	3.36	2.90	6.30	4.80	6.90	5.50	2.30	3.50
昭和12年	2.68	2.76	5.40	4.40	5.66	5.72	1.78	3.26
昭和13年	1.42	2.68	3.55	4.93	3.88	5.36	0.66	0.77
昭和14年	0.62	0.94	1.71	3.16	1.68	3.27	0.65	0.02

資料：厚生行政調査会編『住宅問題の解決』（昭和16年）p.41-45。

(2) 総力戦化と戦時住宅政策の契機

社会政策の発展の契機となる社会運動としての住宅運動は、昭和7年の上海事変を契機とした、軍需インフレと国際連盟の脱退による戦争準備体制に突入してゆく中で、社会運動への弾圧が強くなるとともに低調となっていた。「借家人組合運動は昭和9年頃より著しく不振に陥り、極左組合である全国借家人組合戦闘化同盟の自然消滅をはじめほとんど自然消滅あるいは有名無実となった。昭和11年7月全国借家人組合刷新同盟の解散があり、その後全分野において頽調の一途にありて、昭和12年末現勢には運動殆んどみるべきもなし」²¹⁾と指摘されている。また、内務省警保局編

17) 4) の p.361。

18) 厚生行政調査会編『住宅問題の解決』商工行政社（昭和16年）、p.19。

19) J.B. コーエン著、大内兵衛訳『戦時戦後の日本経済（上）（下）』岩波書店（1951年）、（上）p.144、（下）p.126。

20) 厚生省生活局『大都市住宅調査統計表』（昭和16年）。

『社会運動の状況』（昭和13年版）には、「借家人運動」の事項はなくなってしまう。

昭和15年には、戦争体制に入り、あらゆる労働団体、市民団体の解散、さらに国防保安法、治安維持法の改正、予防拘禁所設置法等により運動団体に徹底的弾圧を加えていった。

以上のような戦時体制のもとで、住宅運動は壊滅してしまう。そして、かかる自主的住宅運動の解体のうえに戦時住宅政策がつくられてゆくことになる。

戦時体制における住宅政策の要求の契機は、国民の生活要求からではなく、日中戦争および太平洋戦争にむかって日本国の総力戦的戦争を遂行、勝利に導くための国家的要請からであった。生産力拡充政策のためには労働力確保の一環としての²²⁾住宅が必要であり、また銃後の生活安定基盤対策としての住宅が必要であった。住宅政策の要求主体は、国民諸階層というより軍部にとっての戦争遂行上必要であったのであり、また軍部の要求²³⁾により住宅政策が推進されるのである。これは戦時の社会政策の進展²⁴⁾過程と類似の傾向を示している。

II 戦時住宅政策の成立と展開

戦時住宅政策が成立する過程は、前段階と本格的段階の2つに分けた。前段階の住宅施策は、価格政策として地代・家賃等の価格統制が主軸となって展開され、国家による住宅の直接供給としては、主に軍需工場の給与住宅が資金の融資という形で建設され、価格統制の補完的役割であった。本格的段階とは、厚生省社会局に住宅課が新設されることをもって画期とする。価格統制による政策に限界が生じ、国家による労働者および勤労者の住宅の直接供給が本格的に行なわれる時期を示

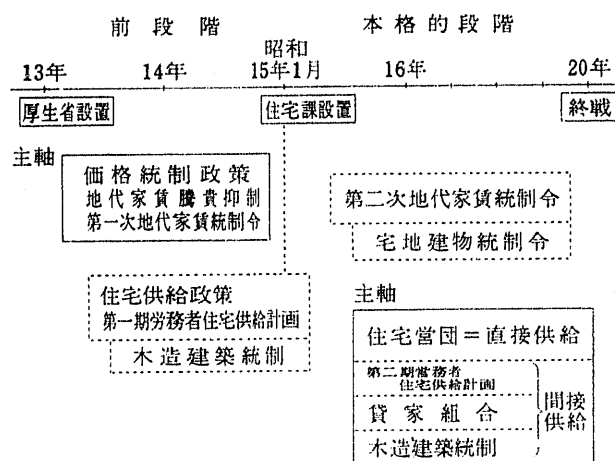


図1 戦時住宅政策の展開

す。前段階の住宅価格統制政策は、本格段階では強化されるが、しかし住宅供給政策の補完的な役割となる（図1、表2）。

(1) 戦時住宅政策の前段階（昭和13年1月～14年12月）

1) 第1次家賃統制令の背景

戦時経済政策の最も重要な政策は、物価の抑制であり、戦時経済の運命を左右する。戦争につきものの物資の不足からくる物価の値上りを放置すると、莫大な物資・資材を必要とする戦争は、ただちに危険に直面するばかりでなく、銃後の経済生活を破滅に導くことになる²⁵⁾。

日中戦争が勃発すると、政府はただちに暴利取締令（大正6年9月1日）の改正を行ない、取りあえず物資の不足を狙っての買占めや売惜みによる暴利行為を取り締まるとともに、取引の公平を期するために物品に販売価格の表示の励行を行なった。一方、軍需資材の確保を図るため、輸出入品等臨時措置法（昭和12年9月12日）を制定し、物資の需給調整を行なった。

昭和13年4月に第1次近衛内閣が成立すると同時に国家総動員法（昭13.4.1）が敷かれ、従来の物価統制だけでは十分な効果が期待されないことから本格的に物価政策を検討する委員会が作られた。昭和13年4月22日物価に関する事項を調査審

21) 内務省警保局編『社会運動の状況 9』（昭和12年）、p. 924。

22) 大河内一男『戦時社会政策論』大河内一男著作集第4巻、青林書院新社、p. 119。

23) 昭和14年～16年に厚生省社会局住宅課事務官加藤陽三氏の日記および証言でも明らかである。

24) 大河内「前掲書」、p. 10。

25) 山田小四郎『戦時生活と物価統制』学芸出版（昭和16年）、p. 10。

表 2 住宅諸立法 (年表)

年	内閣	月・日	立 法 名	備 考
住宅政策 前史	1926 (昭1) 1927 (昭2)	3月30日	不良住宅地区改良法公布	社会事業調査会の設置 (昭2) 土地賃貸価格調査法公布, 施行 (昭4・5) 家賃値下運動
	1936 (昭11)	岡田 3. 9 広田		同潤会東北地方農山漁村住宅改善調査委員会の発足
	1937 (昭12)	2. 2 林 6. 4	7. 7 日中戦争勃発	(10月11日) 鉄鋼工作物築造許可規則の公布
戦時住宅政策成立 (前段階)	1938 (昭13)	近第一 衛次	1. 11 厚生省設置 (内務省から分離) 8. 4 中央物価委員会, 地代家賃騰貴抑制答申	(3月) 社会事業法公布 (4月1日) 国家総動員法公布 (9月) 土地建物賃貸状況調査
	1939 (昭14)	1. 5 平沼 8. 30 阿部	6. 1 労務者住宅供給3ヵ年計画 7. 18 中央物価委員会, 地代家賃の釘づけ答申 8. 2 第1期労務者住宅供給計画 9. 19 欧州大戦勃発 10. 18 地代家賃統制令公布 20 施行 12. 23 厚生省社会局に住宅課設置	(3月) 各股販産業地に住宅政策懇談会の開催 (7月8日) 徴用令 (9月18日) 価格統制令の応急的措置 (11月8日) 木造建築等統制規則
(本格的段階)	1940 (昭15)	1. 16 米内 7. 22 第二次近衛	4. 13 労務者住宅建設損失補償制度実施 6. 27 住宅対策委員会の設置→9月 {諮問7月8日 7. 1 第2期労務者住宅供給計画 {答申9月9日 10. 19 第2次地代家賃統制令 (11月21日) 宅地建物等価格統制令 11. 19 住宅対策要綱の決定→(経済関係閣僚懇談会) 11. 25 宅地建物価格統制令 (12. 7) 経済新体制要綱発表	
	1941 (昭16)	7. 18 第三次 10. 18 東条	3. 7 住宅営団法公布→21年12月23日閉鎖 " 貸家組合法公布 4. 7 住宅営団法施行 7. 1 貸家組合法施行予定 12. 8 太平洋戦争開始	大都市住宅調査 工業都市住宅調査 (11月) 住宅設計基準 (食寝分離) 同潤会→住宅営団へ
	1942 (昭17)	東条		(2月21日) 地代家賃統制令の改正に関する件依命 「厚生行政簡素化の為にする機構改革」
	1943 (昭18)		12. 1 住宅課→勤労局施設課	(9月) 工場附属寄宿舍規則の改正 (10月28日) 労務者住宅供給計画に関する件
	1944 (昭19)			(6月8日) 戦時住宅緊急対策協議会, 厚生省大会議室控室に開催
	1945 (昭20)	7. 22 小磯 4. 7 鈴木	8. 15 ポツダム宣言受諾と降服	6. 25坪の簡易住宅計画

議するため、物価委員会を公布し、商工省内に中央物価委員会と各道府県に地方物価委員会が設けられた。委員会では、地代・家賃の騰貴抑制についての分科専門委員会が設けられ、そこで地代家賃統制令が審議された。

昭和13年8月4日、中央物価委員会は商工大臣の諮問に対し地代家賃統制に関する方策を次のように答申した。

1. 地代家賃に関する答申（昭和13年8月4日）

地代家賃ハ未ダ甚シキ騰貴ヲ招来シ居ラザルモ物資ノ調整ソノ他時局ノ影響ニヨリ更ニ之ガ騰貴ヲ見ルトキハ国民生活ノ安定ヲ脅カス虞アルヲ以テ之ガ対策トシテ強力ナル諸方策ヲ執ルノ要アルモ差シ当リ左ノ措置ヲ講ズルヲ緊要ト認ム

1. 地代、家賃（以下間代ヲ含クム）ハ時局ニ鑑ミ借地法、借家法等ノ規定ニ拘ハラズ現在ノ借主ニ対シテハ勿論借主ノ変更アリタル場合ニ於テモ此ノ際値上ゲヲ差控フルコト、権利金、敷金、造作代其ノ他借地借家人ノ負担トナルベキモノニ付亦同ジ

2. 新ニ賃貸スル土地ノ地代ハ附近類地ノ普通ノ地代ニ準ジテ之ヲ定メシムルコト

3. 新ニ賃貸スル建物ノ家賃ハ建築費ヲ考慮シ附近類地ノ同種ノ建物ノ普通ノ家賃ニ準シテ之ヲ定メシム

4. 家主ハ建物ノ修繕ヲ怠ラズ借地人借家人ハ地代、家賃ヲ滞納セザルコト

5. 地代家賃ニ関スル紛争解決ノ措置ニ付テハ前各号ノ趣旨ニヨリ処理スルコト

6. 土地、建物価格及ビ建築費ノ昂騰並ニ土地投機ヲ抑制スルノ措置ヲ講ズルコト

7. 特ニ小住宅ノ供給ヲ滑カニシ住宅難ニ陥ラザラシムルコト

8. 貸地、貸家（貸間ヲ含ム）ノ相談ニ応ズル公共施設ヲ拡充シ地代、家賃ノ合理化ヲ図ラシムルコト。

答申の内容は、第1に、従来の地代・家賃は現在以上に値上げしないこと、第2に新たに定められるべき地代・家賃は適正なる基準によってこれを定める。第3、住宅とくに小住宅の供給に努力する、ということが主要な内容であった。これを受けて政府は、内務、商工、厚生3次官共同の名で全国の各地方長官宛に通牒を発し、当面の措置として8月4日以後の値上げを抑えんとした。

2. 地代家賃騰貴抑制に関する依命通牒（昭和13

年8月4日）

地代家賃ニ関シテハ最近ニ於ケル貸家ノ私底又ハ物価ノ昂騰ニ伴ヒ既ニ騰貴セル向モ可有之一般的ニハ尚今後相当ノ騰貴モ予想セラレ之ガ影響ハ物価対策上並庶民生活保護上考慮ヲ要スベキ事案ニシテ其ノ騰貴ヲ抑制スルハ極メテ緊要ノ事ト被存候処右ニ関シテハ不取敢左記ニ依リ貴管内ノ情勢ニ応ジ其ノ抑制ニ関シ適當ノ措置ヲ講ゼラレ度

記

1 地代、家賃ノ騰貴抑制ハ左ノ方針ニ依ルコト、

(1) 既存ノ地代家賃間代ハ賃貸入ノ変更ノ有無ニ拘ラズ地主、家主等ノ自制ニ依リ現在ノ額ヨリ値上ゲヲ為サシメザルコト

(2) 土地家屋ニ付地代、家賃、間代ヲ定ムル場合ハ前号ノ趣旨ニヨリ出来ル限り低廉ニ定メシムルコト

(参考) 新ニ地代、家賃ヲ定ムル場合ノ標準。地代ハ附近類地ノ普通ノ地代ニ準ジテ定メシムルコト。家賃ノ建築費ヲ考慮シ附近類地ノ家屋ノ普通ノ家賃ニ準ジテ定メシムルコト。

第1項ノ趣旨ノ徹底ヲ図ルタメ左ノ方法ヲ講ズルコト

1. 地主家主等ヲ適當ナル場所ニ集合セシムル等ノ機会ヲ作り（地主組合、家主組合等アル場合ハ夫等ノ機関ヲ利用シ）此ノ際自制ニ依リ騰貴ヲ抑制セントスル趣旨ノ徹底ニ務ムルト共ニ出来ル限り左ノ申合セヲ為サシメ之ガ実行ヲ期セシムルコト

(イ) 時局ニ鑑ミ地代、家賃、間代等、現在額以上ニ値上ゲヲナサザルコト

(ロ) 貸家ニ付テハ家主ハ建物ノ修繕ヲ怠リ又ハ敷金造作代ヲ増額スル等新ニ借家人ニ負担ヲ課スルガ如キコトヲ為サザルコト

2. 国民精神総動員運動実施ニ際シテハ右ノ趣旨ノ徹底ヲ図リ一般ニ自制ノ効果ヲ挙ゲシムル様努ムルノ外左記事項ニ関シテモ講演内容又ハ印刷物等ニ取入レ其ノ趣旨ノ普及徹底ニ努ムルコト

(イ) 地代、家賃ノ滞納ノ他ノ借主ノ賃貸料ニ転嫁セシムルノ虞アルヲ以テ借地、借家人ハ之ヲ滞納セザルコト

(ロ) 土地価格ノ昂騰ヲ抑制スル為土地ノ投機ヲ阻止スルコト

3. 土地建物周旋業者ニ対シテ料金ノ値上ゲヲ認メザルハ勿論公定ノ料金ヲ厳守セシムル様嚴重ニ之ガ取締ヲナスコト

4. 土地ノ状況ニヨリ市（区）役所、町村役場、町会事務所等ニ地代、貸家、貸間相談係ヲ設ケシメ（既設ノ

モノアル向ハ更ニ拡充ヲ図リ）此ノ際斡旋事業ノミナラズ地代、家賃、間代ノ抑制低下ノ実ヲ挙ゲシメル積極的ニソノ機能ヲ發揮セシムルコト

5. 軍需工業地帯ニ於テハ勞務者ノ住宅難ノ緩和ヲ図ルタメ工場主ニ対シ勞務者住宅（特ニ独身者向住宅）ノ建設ニ積極的努力ヲ払フ様勧奨スルコト

6. 地方ノ事情ニ応ジ公営住宅ノ建設ヲ勧奨スルコト

7. 前各号ノ外地方物価委員会ノ意見ヲ徴スル等適宜ノ方法ニヨリ地方ノ事情ニ応ジタル適切ナル方策ヲ樹立シ之ガ実行ニ努ムルコト

地代、家賃問題ハ今後自制ノ効果ヲ挙ゲ難キ事態ヲ生ズルニ於テハ更ニ強力ナル措置ヲ講ズル必要アルヲ以テ常ニ管内ノ情勢ヲ査察シ適宜ノ措置ヲ講ズルト共ニ其ノ情勢ニ付テハ常ニ遅滞ナク報告スルコト。

この通牒の内容は、第1に地主・家主の自制により現在の額より値上げしない、第2に新たに地代家賃を定める時はできるだけ低廉に定めること。その方法は、1. 地主・家主を集め、自制による徹底に努める、2. 国民精神総動員実施に際し、借地・借家人は、地代・家賃を滞納しないこと、土地の投機も阻止すること、3. 土地建物周旋業者に対し、公定の料金を厳守すること、4. 市、区役所、町村役場、町会事務所に地代・家賃・貸間相談係を設ける、5. 軍需工業地帯の勞務者の住宅難の緩和のために、工場主に勞務者住宅の建設に努力することを励奨すること、6. 地方の事情により公営住宅の建設を励奨すること、であった。

以上、地代・家賃は地主・家主側の自制にまつという方法によってではあるが、今までの価格を釘付けされることになった。しかも、政府は自制の効果が挙がらない時には、法的強制による値上げ禁止の意向を有していることをほのめかしている。

この依命通牒に基づいて、地方庁においては、市（区）役所、町村役場、警察署等に関係者を集め自制の申合せをなさしめ、あるいは国民精神総動員運動に際し講演会または座談会を利用して趣旨の徹底を図る等各種の方途を講じた²⁶⁾。

3. 地代・家賃対策に関する中央物価委員会答申（昭和14年7月18日）

日中戦争の進展に伴う、一般物価の騰貴に加え、都市に集中する人口はますます増加する一方で、物資統制の強化によって家屋の新築数はかえって減少した。この事情は、単に地主・家主の自制によって騰貴抑制の成果を期待することを困難とするに至った²⁷⁾。

地代・家賃は、上記の通牒を無視して異常な騰貴がみられ、政府は法的措置をとることにした。昭和14年7月18日中央物価委員会は政府の諮問に対して答申し、地代・家賃に対し速やかに総動員法を発動することを強調した。

地代家賃対策ニ関スル中央物価委員会答申（昭和14年7月18日）

地代並ニ家賃ニ付テハサキニ昭和13年8月4日厚生省、商工、内務三次官ノ依命通牒ヲ以テ地主、家主ノ自制ニ訴ヘ騰貴抑制ノ成果ヲ期スベキ旨指示セラレ地方庁ニ於テハ種々之が趣旨徹底ニ努メタル結果常時ノ情勢ニ於テハ相当効果ヲ挙ゲルコトヲ得タリ。然レドモ長期建設ノ進展ニ対応スベキ一般物価政策ノ確立並ニ其ノ徹底ヲ期スル為ニハ地代家賃ノ適正標準ヲ調査決定スルノ要アリ之ガ決定ヲ為スハ勿論ナルモ事変ノ現段階ニ於テ国民生活ノ安定並ニ經濟運行ノ確保ヲ図ランガタメニハ地代家賃ニ付キ差当リ緊急必要ナル規制ヲ加フルノ必要アリ即チ此ノ際国家総動員法第19条ヲ発動シ左ノ如キ措置ヲ講ズルノ要アリト認ム。

1. 規制ノ対象ハ建物並ニ之ガ敷地タル土地ノ賃貸料トスルコト

2. 規制ニ当リテハ権利金、敷金ソノ他借地借家ノ条件ニシテ実質的賃貸料ト認ムベキモノモ併セ考慮スルコト

3. 規制ノ方策トシテハ過去ノ適当ノ時期ニ於ケル賃貸料及ビ賃貸条件ヲ以テ本規制実施ノ日以後ニ於ケル最高賃貸料及賃貸条件トシ特別ノ事由アル場合ノ外賃貸料ノ増額及借主ノ負担ノ増額トナル条件ノ変更ヲ認メザルモノトスルコト

4. 前号ノ時期以後ニ於テ新ニ賃貸ニ供セラルニ至リタルモノノ賃貸料及ビ賃貸条件ニ付テハ著ルシク不当ナリト認メラルル場合ニ於テ其ノ減額又ハ条件ノ変更ヲ命ジ得ルモノトスルコト

5. 以上ノ措置ハ緊急ニ規制ヲ必要トスル地域ヨリ逐次施行スルコト。

答申内容を要約すると、国家総動員法19条を発

26) 新井善太郎「地代家賃統制令に就て」斯民、34巻11号（昭和14年11月号）、p.3。

27) 新井「前掲書」、p.3。

動し、以下の措置を講ずること。第1、規制の対象は、土地の賃貸料、2、規制は権利金、敷金、その他の賃料も考慮、3、規制の方法は、過去の適当な時期の賃貸料および賃貸条件をもって最高賃貸料および賃貸条件とし、負担増の変更を認めない。地代家賃規制の基準は、昭和13年8月4日現在の水準をもって妥当と認めた。

4. 欧州大戦勃発とオール・ストップ令（昭和14年9月19日）

中央物価委員会では、綜合物価対策の根本方針が決定し、これに基づいて最高販売価格その他の戦時物価対策が樹立されようとするとき、突如、第2次欧州大戦（昭和14年9月19日）が始まった。この報が入るや日中戦争下にあるわが投機商品市場は俄然異常な活況を呈し、東株は一夜にして100余円、3日のうちに130円、4日目に170円台に暴進した²⁸⁾。政府は思惑を封じ、物価の高騰を抑圧するための措置として14年9月19日の閣議において、価格公定までの応急処置としての物価の一般引上げを停止することを決定し、同27日国家総動員審議会の審議²⁹⁾を経て10月18日には、いわゆる9・18ストップ令を出し関係勅令の公布をみるに至った。わが国経済史上画期的な価格等統制令、賃金臨時措置令、会社職員給与臨時措置令、地代家賃統制令が、国家総動員法第19条に基づいて公布され、ここに価格、運送料、保険料、賃貸料、加工賃、賃金、給料に及ぶおよそ価格の全面的停止が14年9月18日を期限として釘付けとされた。この9月18日とは、その方針が決まった日（19日）の前日を指定日としたのであって、特別の理由はない³⁰⁾。

国家総動員法、第19条（物価統制）

政府は戦時に際し国家総動員上必要あるときは勅命の定むる所により価格、運送料、保管料、保険料、賃貸料及加工賃に関し必要な命令を為すことを得。

国家総動員法施行令要綱第19条（物価統制）

第1 暴利の取締に付定むること。

第2 販売価格、運送料、保管料等の公示又は届出に付定むること。

第3 最高販売価格、戦時保険料の最高限度に付定むること。

国家総動員法19条の発動により、その違反者は罰則第33条により3年以下の懲役または5,000円以下の罰金が科せられた。

9・18停止令の有効期間は、勅令施行の日より満1ヵ年と定めた。地代家賃統制令は15年10月19日で失効することになった。

2) 第1次地代家賃統制令（昭14・10・19）

9・18オールストップ令に基づき地代・家賃に関しては、第1次地代統制令（昭14・10・19）が発行され、昭和15年10月19日で失効するという時限的なものであった。

第1次地代家賃統制令の内容は、1. 値上げ禁止。物価、俸給、賃金等は、9・18令停止基準はすべて昭和14年9月18日となっているが、地代家賃のみは昭和13年8月4日現在の価格をもって値上げ禁止を受ける最高額の基準とする、2. 条件引上げ禁止。敷金・礼金・地代・家賃の支払条件等借地借家の諸条件に対しても8・4禁止令を準用して、同日以後における条件の引上げを禁止する、3. 値上げ命令。地方長官は地代家賃審査会の議を経て、引上げを命ずることができる、4. 値上額の回復。昭和13年8月5日から10月20日の間、すなわち自制的値上禁止期間においてすでに値上をしてしまったものに対して、契約を8月4日以前のものにもどし、値上げによる増額は返還する。敷金その他の条件も回復の規定が適用されるというものであった。

3) 第2次地代家賃統制令の背景

第1次家賃統制令は、最初から時限的なもので有効期間は1ヵ年間で昭和14年10月19日～15年10月18日であった。第1次統制令の失効と同時に次の統制令が必要とされた。実際に第1次統制令実施後の現実の状況は、実施以後の定められる地代家賃に対して何らの基準が示されず、原則として放任されていた。新築家屋の貸主等は建築費の騰貴も原因しているが、住宅難の現状につけ込み高い家賃をとり、統制の効果を乱すものが多く出た。地代家賃適正標準を設定し無政府的高家賃を規制する必要があった。

28) 山田「前掲書」, p. 40.

29) 新井「前掲書」, p. 1.

30) 山田「前掲書」, p. 42.

さらに、住宅供給という点から考えると、資材、資金、土地等のすべての条件が困難となっている時には、貸家、貸地の経営に対し他の産業との関連から、住宅供給を活発にせねばならず、地代家賃に対して適正標準を定めることが住宅政策の必要の条件となってきた。当時住宅課事務官加藤氏によると、「最近、大阪 市役所において同市所在の総住宅数の1割以上に達する66,111戸の貸家を所有する1,944人の家主について今後貸家新築の意思の有無を調査したものによると、その意思なきものが総数の95.8%の1,863人に及んでいる状況であって、その理由としては建築材料入手困難のため、敷地なきため、資金不足のためという理由をあげているのが総数の40.7%の759名、材料高きため、家賃統制のため、採算とれざるため等家賃の問題に関係する理由をあげているのが総数の34.9%の651名に達している（同市社会部報告251号15頁）。従ってこれら民間の貸家建築を促進するためには、資材、資金、敷金について適当なる対策を講ずると共に、賃貸料についても貸地、貸家の経営に時局下において適当と認められる収益を得しめることとしてその将来に対する見通しを与えることが必要であるので、本令制定の機会においてまず家賃および地代について適正と認められる標準を決めることとなったのである」³¹⁾

以上の必要からまず、価格形成中央委員会³²⁾の答申を受け、それに基づき第2次家賃統制令が作られた。

価格形成中央委員会答申（昭和15年9月3日）
地代家賃適正標準³³⁾

31) 加藤陽三「地代家賃統制令解説（上）」警察研究第11巻11号（昭和15年11月号），p.60。

32) 従来、内閣に設置されていた中央物価委員会は発展的解消し、昭和15年4月1日に物価対策審議会となり、また商工省に価格形成中央委員会が設置された。

33) わが国の地代家賃統制令（第1次、第2次）は、厚生省社会局の嘱託であった杉本正幸氏の理論に基づいて、中央物価委員会のための価格形成中央委員会に提出された未定稿の私案を修正することにより作られていった。杉本正幸『不動産価格論』文雅堂銀行研究社（昭和39年），p.286～291にその経緯が述べられている。また当時の住宅課の事務官加藤陽三氏の証言によってもそのことが述べられた。

地代家賃の適正標準については、同著『不動産賃料と価格の統制』巖松堂、に理論が詳述されている。

第1 新ニ定メラルル地代及家賃

① 新ニ定メラルル地代（年分）ハ土地資本ノ年百分ノ4.2³⁴⁾ニ相当スル金額ヲ以テ標準トス但シ地方ノ実情ニ依リ土地資本ノ年百分ノ三及百分ノ六ノ範囲内ニ於テ之ニ代ルベキ率ヲ定ムルコトヲ得ルモノトス

（備考）

(1) 本標準ノ左ノ条件ヲ前提スルモノトス

(イ) 地代ハ後払、敷金ハ之ヲ徴収セザルコト

(ロ) 借地期間ハ三十年

(ハ) 地租及同附加税ハ貸主ノ負担

(2) 土地資本

土地資本ハ昭和13年8月4日ニ於ケル適正妥当ノ評価額ニ依ルモノトス

（略）

② 新ニ定メラルル家賃（月分）ハ左ノ各号ノ金額ヲ合算シタルモノヲ以テ標準トス

(1) 地代又ハ地代相当額（月割額）

(2) 火災保険料（月割額）

34) 杉本氏が地代決定標準をどのようにして決めたかが述べられてある。

「土地資本利子も原則としては純粋利子と危険補償料とを払って構成すべきである。本書は国家の信用を以て補証されている国債利廻を以て純粋利子とし、最近5年間の平均利廻4分0382を以て其の大きさと定める。危険補償料は土地を賃貸して純収益を取得する為に負担する危険の対償であって、その大きさは危険の大小に因って異なる。

明治年間の東京地方裁判所の判決には、『現今公債の利率は五厘である。経済上の理論に依れば市街地の所得利潤の割合は、公債利率の下位にあるべきものとす』と謂ふがあり、また江戸時代のことはよく分らないが、西鶴織留には五日歸りにおふくろの意見として、『六分に廻れば大屋敷買って借家賃取るほど慥かなる事なし』とあり、其の頃の土地利廻は3分位であったと言う人もある。東京市では以前は普通常識的に4分としていたが近年は5分を要求するようになったという人もある。東京の実例に依れば利廻の低きは銀座通りで2分5厘以下のものもあり、場末に行けば高きは1割以上に及ぶものもあるも、大体3分乃至7分とするのが妥当であるまいか。最低を3分と見たのは将来地価の騰貴を抑へる政策の行はれることに依り、また最高7分と見たのは、大正10年より昭和10年に至る18年間の個人間抵当金利、株式利廻、勸業銀行抵当利率、会社銀行利廻、国債発行利廻、国債利廻の平均が7分41である事業によったものである。

併し、標準率を3分乃至7分と規定すれば、総て皆高きに従って地代を定める虞があるので、原則率を定める必要あり之を4分とした。右は今述べたように国債利廻が4分0382である事実によったものである。……依って各都市に於ては4分を原則率とし、具体的には土地の情況により3分乃至7分の間に適正利率を決すべきである。」（同著『地代家賃不動産価格評価基準』巖松堂、昭和14年，p.74-78）。

(3) 建物資本ニ別表(イ)ニ定ムル率ヲ乗ジテ得ベキ金額

(4) 供益費

第2 既ニ存スル地代及家賃

既ニ存スル地代及家賃ハ原則トシテ之ヲ据置クモノトス但シ著シク低額ナリト認メラルモノハ申請ニ依リ適当ニ増額許可スルコトヲ得ルモノトシ著シク高額ナリト認メラルモノハ適当ニ減額ヲ命ズルモノトス

(略)

第3 地代家賃ノ修正

(略)

以上

家賃適正標準乗率表(百分率)

用途別 構造別	イ 普通借家	ロ 下宿共同住宅の借家
(イ) 木造	1.14	1.46
(ロ) 煉瓦造・石造コンクリート	0.95	1.09
(ハ) 鉄骨鉄筋コンクリート	0.82	0.96

4) 第2次地代家賃統制令の内容³⁵⁾

価格形成中央委員会の答申を受け、それに基づいて昭和15年10月19日に第2次地代家賃統制令が敷かれた。内容は答申に準じている。その内容は、

1. 統制を受ける地代および家賃：建物所有の目的で賃借され、また地上権を設定された土地(借地)の地代と賃借された建物の家賃である。

2. 地代家賃の最高額およびその増額の禁止：地代、家賃の最高額は、①昭和13年8月4日以後本令施行前に地代または家賃ありたるものについては本令施行前における最後の地代または家賃。

3. 地代および家賃の適正標準：新築その他によって今後新に定められる地代、家賃について次のように適正標準を定められた。

(1) 地代適正標準

(2) 家賃適正標準

(1)(2)については、価格形成中央委員会答申と同一である。

4. 地代および家賃の変更：地代、家賃はその最高額を越えてこれを定めることを禁止されているが、厚生大臣の定める事由ある場合には地方長

官の許可を受けてこれを増額することができる(第4条)

地方長官は許可、認可または命令をなさんとするときは地代家賃審査会の意見を聴くことを要する(第10条)。

5. 敷金、修繕費の負担等地代または家賃以外の借地、借家の条件の統制

6. 取締規定及び罰則：本令による命令に違反した者は3年以下の懲役または5千円以下の罰金に処せられる(国家総動員法第33条)。情状によっては懲役および罰金を併科されることもある(同法第35条)。

5) 宅地建物価格統制令(昭和15年11月25日)

一般物価の統制については、昭和14年10月20日より施行せられた価格等統制令によって所請、9・18価格を超えて物品その他の価格を引き上げることが禁じた。そして、公定価格の設定、協定価格の認可等により極力物価騰貴を抑制したが、土地建物、有価証券、書画骨董、生鮮魚介蔬菜類は、9・18価格で抑える技術的方法が困難であるという理由で例外として除外した。ところが、土地・建物は投機思惑的売買の好餌となり日中戦争前の数倍となり甚しいのは10倍に暴騰^{36), 37)}するに至った。

土地建物は経済活動の源泉であり、生産力拡充の点から土地の価格が高いことは重大な問題となる。つまり、高い敷地を買収して工場を造ると、工場製品の価格に影響することになる。

また、住宅政策からみても、家賃地代が抑制されながら、その基準である土地建物の価格が抑制されないということは政策的矛盾であり、また適正な地代家賃を生み出すために適正な土地建物の価格がなくてはならない。と同時に、悪性インフレの防止という点から、土地や建物や書画骨董に思惑的に投資されることは、他面貯蓄の奨励、公債の消化を阻害することになり、国の経済活動からみて好ましくなく、土地建物の価格の適正な抑制が必要となり、国家総動員法に基づいて土地建

36) 中央物価統制協力会議編『宅地建物等価格統制令解説』(昭和16年1月), p. 3-4。

37) 長谷川公一「宅地建物価格統制令に就いて」警察研究第2巻第2号(昭和16年2月), p. 36。

35) 情報局編『地代家賃統制令解説』(昭和16年), p. 6-45。

物等価格統制令が公布された。その内容は³⁸⁾、第1に、土地建物等の投機的に転売買される価格の統制である。すなわち、9・18以後有償取得した宅地建物は登記費用、不動産取得税および同附加税、建築税等を加算する以上の価格で売ることができない。建物について9・18後の建築した建物で、使用収益している場合、登記費用その他一定額を加えた以上で売ることができない。

第2は、土地分譲の明確化、宣伝広告等により土地熱を異常に煽り地価を昂騰させる土地分譲価格の適正化をはかる。これは、宅地の分譲の際、地方長官の認可を受けること。認可後認可額および必要な事項を現場に掲示するか新聞広告等する場合、施行規則に示す事項を広告の中に書かねばならぬ。これにより分譲の明朗化を図る。

第3は、宅地以外の土地の譲渡価格の適正化をはかる。宅地以外の土地が宅地として譲渡する場合、宅地分譲の場合と同じく地方長官の認可を受けなければならない。

その他、地方長官が許可または認可等の行政処分をなす場合における価格の適正を期すため、宅地建物評価委員会の意見を聴くことを要することになった。宅地建物評価委員会は官制によって各道府県に設けられ、関係官庁の官吏、土地建物につき知識経験を有する民間人をもって組織された。

以上のようにして、地代家賃および土地、住宅の価格に関して、全面的に統制することになった。

一方、経済新体制確立（昭和15年12月7日）によって基本国策の決定、公定価格の全面的拡大や限界価格の設定、取締陣の強化等によって物資の価格面への統制は順次整備されていった。また、物資の配給消費面が完全に行なわれなければ統制経済は成功しない。しかし、現実には物資不足によって闇取引は絶えなかった³⁹⁾。

とくに生活必需物資については消費生活に直接影響を与えるので配給の円滑を図ることが緊要なことであった。

戦時経済政策は、物価の安定と購買力の吸収、生活必需物資の最小限の確保によって達成される

ため、政府は価格の抑制と同時に重要物資および生活必需品確保のため、配給と消費両面への統制を強化して、物資別による配給の一元化を図った。他方消費についてもその規制を行なうことになり、生活必需品の切符制を実施し、さらにその拡大を図るために統制的分配制度確立の基礎として、昭和16年4月1日に、国家総動員法に基づいて生活必需物資統制令を公布した。それにより建築資材の購入は切符制に変わっていった。

III 地代家賃統制令の意味

満州事変（昭和6年）以来のひきつづく産業の重工業化の強行により、また日中戦争には、都市、工業地帯の人口集中、および資材の民需から軍需へまわることによる資材不足等から、よりいっそう一般都市勤労者および工場労務者の住宅難が顕著になった。こうした住宅問題は、当時の国家目標である生産力拡充政策に大きく影響を及ぼし、国家もまた戦時の国民生活の安定ということから何らかの対策をとらざるをえなかった。政府のとした最初の住宅政策が価格統制政策つまり地代家賃統制であった。これは、以上みたように戦時経済政策の一環として、物価統制、賃金統制等と一連に行なわれた政策である。渡辺洋三氏が指摘するように、「地代家賃統制令は、賃金統制令とともに、軍需資本の利潤の人為的維持の増大を目的としたものである。しかもここには資本対被資本の対抗関係はすでに存在していない。資本に対抗する社会勢力は、強力をもって弾圧され、対抗の自由をすでに奪われてしまっているからである。」⁴⁰⁾

日中戦争時には、すでに借家運動は消滅し住宅改善要求の対抗としての力ももっていなかった。それゆえに政策は国家による上からのものとなり、運動による譲歩としての社会政策的改良政策ではなかった。国家にとって、住宅政策を価格政策で行なうことは、国家権力行使のみで国家資金を必要としない消極的、安あがり政策であった。

38) 中央物価統制協力会議編「前掲書」, p. 15.

39) 山田「前掲書」, p. 116.

40) 渡辺洋三『土地建物の法律制度(中)』東京大学出版会(1962年), p. 431.

地代家賃の統制基準である地代適正標準、家賃適正標準は、貸地経営者および貸家経営者の経営採算ベースから経験的に割り出したもので、それは市場価格を考慮に入れた政策価格であり、貸地、貸家経営者にとって最小限の利潤は見込まれていた。しかし、住宅問題が激化する中で、地代家賃統制という政策手段は政策効果を十分に発揮しなかった。むしろ、それは、貸家経営者にとって経営採算からみて新たな住宅投資をおさえる結果となった。従来、わが国の住宅供給は民間貸家経営者にまかされていたが、ここに至り地代家賃統制は、民間住宅供給を制限する結果となった。この点、渡辺氏も「地代家賃統制令は、家主の投機的寄生的利益をうばい、前期的家主の犠牲において、大衆を保護しようとしたものであり、その意味では、貸家資本の近代化、合理化を上から人為的におしすすめようとしたものであるといえる。」⁴¹⁾と指摘している。しかし、地代家賃統制令は、家主を犠牲にして大衆を保護したというよりは、正確には軍需産業利益のために零細中小家主の利益を圧迫し犠牲にしたととらえるべきだと考えられる。第2次地代家賃統制令では、地代は、4.2%の利まわりをみているが、それは、統制令が破綻してゆくことを最初から内包した値といえる。4.2%は、当時の国債の利まわりを基準にしているが、当時国債の利まわりは、戦争費用を捻出するため、金利を高くすると国家負担となるため政策的に低くおさえられていた。地代の利まわりを高くすると家賃および物価を上げることにもつながり、また賃金をも上げなければならぬ結果となる。当時賃金統制、物価統制をやっている以上それは不可能に近いことである。それゆえに地代の利まわり

も低くおさえざるをえず、地主・家主の犠牲となっていた。一方、当時の土地供給と土地需要の関係から4.2%の中に供給に比べ需要の強さを予定していなかったと考えられる。土地は供給に制約があるため他のものに比べ相対的に需要が高くなるはずである。もともと、地代に関し、利潤率4.2%を見込んだ統制は無理であったと考えられる。また家賃の最高限度は、その最高水準が市場価格の実勢から遅れをとれば機能しなくなるはずである。

日中戦争から太平洋戦争（昭和16年12月）に突入し戦局が激化する中で、建築資材の不足、建築費の高騰により住宅を新築する者の減少、貸家住宅建設の減少で、低物価政策等と家屋新築奨励との間に矛盾をきたした。住宅の価格統制政策は強化されるとともにその政策効果を失っていった。地代家賃統制に関し、最初から最後まで一貫して理論的提起者であった杉本氏自身が地代家賃統制令の政策目的が達せられなかったことを語っている⁴²⁾。

戦時体制の中でますます生産力拡充が必要とされ、そして軍需工場への労働力確保のための住宅が必要となったが、民間の住宅供給のみに依存することに期待できず、国家が自ら住宅に直接供給にのり出さざるをえなくなっていった。その前期的段階が、昭和14年8月2日出される第1期労務者住宅供給計画である。これはまだ直接供給というより大蔵省預金部資金の融資による間接的供給であり、厚生省に住宅課が新設されて、住宅政策が本格的段階に入ると国家による直接供給が行なわれてゆく。この点の詳細については次回で述べる。

(おおもと けいの・社会保障研究所研究員)

41) 渡辺「前掲書」, p. 455。

42) 杉本正幸『不動産価格論』文雅堂銀行研究社（昭和39年）, p. 386に地代家賃統制令の結末が述べられている。「第2次統制令はあらゆる借地借家を対象とし、既存のものは其の儘停止し、新規に契約するものは適正標準によって其の額と条件とを定めるものとした。既存の賃料もまた単に値上げを停止するのみでなくこれが増減の原則を定め、当事者の申請により又は職権を以て値下げを命令する途を開く等、総合的に新旧賃料を適正化しようとする理想を持っていた。所が漸次戦災を被って建物は激減し借家事情が錯乱した為、此の目的は遂に達せられなかった。」

定年退職者の職業移動・引退・生活水準

——計量社会学的分析——

平岡 公一

I 課題と方法

仕事役割 (working role) からの離脱＝職業生活からの引退は、産業社会における男子高齢者の加齢に伴う役割変化の最も重要な一側面をなしている¹⁾。したがって、高齢者の地位・役割の社会学的研究においては、仕事役割からの離脱の形態、それを規定する要因、およびそのことによる生活全般への影響の解明が重要な研究課題となってくる²⁾。このような研究課題に対して、定年退職者の職業移動 (引退もふくむ) と生活水準の格差に関する計量社会学的分析を通して接近しようとするのが、本稿の主要なねらいである。

まずはじめに、課題の特定化をこのように行なった根拠について多少くわしく述べておく。

この「仕事役割からの離脱」の特質としてまず第1に指摘できることは、それが一時点において全面的に行なわれるとは限らないということである。フルタイムの就業形態からよりゆるやかな (パートタイム等の) 就業形態への移行を通して段階的・漸進的に離脱が行なわれることも少なくない。

近年では、退職年齢の弾力化、「半労働制」の実施、「生きがい就労」の場の提供などの諸施策が政策課題として追求され、あるいは将来の政策課題として論議されている³⁾。

しかし、年金制度が成熟化し、社会的に定着している欧米先進諸国では、さまざまな変異はあるにせよ、老齢・退職年金の受給開始とともに職業生活から引退することが1つの生活慣習として、また、望ましい老後像として定着しており、それを軸にして老後生活の設計や公的援助の計画立案が行なわれているといわれている⁴⁾。

この点に関してわが国の場合、かなり異なった特質が存在している。すなわち、(1)65歳以上の男子の労働力率は、欧米先進諸国に比べて著しく高い。(2)加齢に伴う労働力率の低下はかなりゆるやかなテンポで進行し、年金支給開始年齢においても急激な低下はみられない⁵⁾。(3)定年退職者の多くは再就職するので、定年退職経験者にとっては、「定年退職」と「完全引退」という2つ

- 1) 高齢者の加齢に伴う役割の変化については、次の文献を参照。山根常男「老人の地位・役割の変化」(那須宗一・増田光吉編『講座日本の老人・3)老人と家族の社会学』, 垣内出版, 1972, 所収) および直井道子「年齢と性の社会学的考察——年齢と性の社会化研究序論——」(上), (下)』(『社会老年学』Vol. 3, 1976およびVol. 5, 1977)。
- 2) 社会老年学および老年社会学におけるこのテーマに関する研究の成果については、次の文献を参照。R. C. Atchley, *The Sociology of Retirement*, Schenkman, 1976 (牧野拓司訳『退職の社会学』, 東洋経済新報社, 1979)。松村健生「定年退職と社会的適応——活動理論と離脱理論の再検討——」(『季刊社会保障研究』Vol. 14, No. 2, 1978, pp. 56-69)。

- 3) この点に関する欧米諸国の実情については、次の文献を参照。石岡慎太郎「高齢者の社会的インテグレーション」(『季刊社会保障研究』Vol. 15, No. 1, 1979, pp. 14-20)。菊池幸子「半労働制——スウェーデンの場合」(『ジュリスト総合特集・高齢化社会と老人問題』, 有斐閣, 1978, 所収)。高橋武「社会保障財政の国際動向」(『季刊社会保障研究』Vol. 16, No. 3, 1981, pp. 62-81)を参照。わが国の事情については、東京都社会福祉協議会高齢者問題委員会『高齢者就労の問題——理論と実態——』1980, および社会保障研究所 (三浦・小林・高橋・中野稿)『高齢者の福祉と雇用について』1980, を参照。
- 4) この点については、山崎清「大都市老齢雇用者階層の年金と就業・退職」(上), (下)』(『国民生活研究』第19巻第1号および第2号, 1979)を参照。
- 5) この点については、田中博秀『現代雇用論』日本労働協会, 1980, および総理府社会保障制度審議会事務局『高齢者の就業・失業・退職と年金に関する欧米諸国の状況とわが国の状況との比較研究』1979, を参照。

の「できごと」を経て段階的な引退が行なわれるのが一般的である⁶⁾。

このような特質の存在は、次のような要因によって説明されている。すなわち、(1)老齢・退職年金をはじめとする社会保障制度の整備のおくれ。(2)加齢に伴う労働能力の衰退とマッチしていない若年定年制の存在。(3)定年年齢と年金支給開始年齢とのギャップの存在。(4)自営業としての就業機会および低賃金の雇用機会が高齢者にかなり開かれていること。(5)職業の継続を望ましいとする独特の価値志向(職業観)の確固たる存在。(6)就業以外の社会参加・自己実現の機会の欠如⁷⁾。

したがって、産業化・都市化に伴う就業構造・産業構造の変動、社会保障制度の整備(特に年金の成熟化)、定年年齢の引上げ、次々と高齢に達してくる人々の世代的な価値志向の変化、高齢者の社会参加の機会の増大などに伴って、将来欧米先進諸国との差異が縮小していくことが予想される。

しかし、他方では、定年制の新設の動き、家族の扶養機能の低下、労働市場の二重構造の確固たる存在、年金支給開始年齢引上げの動き、労働に対して経済的報酬ばかりでなく自己実現などの内的報酬を求める価値志向の浸透、中高年層における教育費・住宅費負担の大きさ、などの要因は、上記の「日本の特質」を存続させる方向にはたらくであろうと思われる。

さて、仕事役割からの離脱過程に関するこのような「日本の特質」の存在を前提にするならば、定年退職後の再就職の形態、就労・不就労の規定

要因——社会的な概念定義からすれば、「再就職」も「失業」・「引退(非労働力化)」も「職業移動」の一形態である——の分析、および、定年退職前後の職業的地位が老後生活に与える影響の分析は、老年社会学の重要な研究課題となるものと考えられる。そしてこのような研究は、社会保障政策をはじめとする公共政策の立案・評価のための1つの基礎的資料となることが期待される。

本稿では、こうした問題関心に従って、都内の特定地域に居住する定年退職者を対象とする社会調査のデータを利用して、(1)定年退職を契機とする職業移動の構造。(2)定年退職後の職業的地位の規定要因。(3)就労・不就労の規定要因。(4)生活水準の格差の規定要因、に関する計量社会的分析を行なうことを課題としている。

このようなテーマに関しては、従来から、雇用(失業)問題論・老人問題論の観点からの研究が積み重ねられてきているが、本研究は、従来の研究の成果をふまえながらも、(i)一貫して社会的な概念規定、分析枠組、分析手法を用いて分析を行なうこと、(ii)官庁統計等の2次的資料ではなく社会調査の個票データを利用して、多変量解析等の手法も用いて分析を行なうこと、という2点において、従来とは異なった角度から課題にアプローチすることを試みるものである。

次に、このテーマに関する従来の研究を展望し、分析の課題と方法についてまとめておく。

(1) 定年退職を契機とする職業移動(「再就職」)に関する従来の実証的研究においては、次の点が明らかにされている。

① より小規模な企業への移動、自営業への移動が大きな比重を占めている。これは、日本経済に特徴的な、(i)労働市場の二重構造(労働条件、定年制施行状況の企業規模別格差)、(ii)農林漁業、販売・サービス関係の自営業の吸収力の大きさ、を前提条件とするものである。

② このことの帰結として、一般的に言って、再就職後は、所得・労働条件が低下することが多い。

③ 昭和50年国勢調査によって高齢者の職業別就業状況をみると、高年齢層ほど専門的技術的職

6) この点については、山根常男、前掲論文、を参照。ただし、周知のように、中小・零細企業の中には定年制を施行していないところも多く、すべての雇用者が定年退職を経験するわけではない。下山房雄氏の推計によると、「40～54歳の中高年労働者のうち、定年制にでくわさない人達が、少なくとも3割、250万人はいる」という(下山房雄『高齢者の労働問題』労働科学研究所、1978、p. 158)。

7) この点については、注 5) にあげた文献および総理府社会保障制度審議会事務局『高齢者の就業と引退』1981、を参照。なお、ここで列举した諸要因のうちどれがより重要なものであるか、相対的重要度が歴史的に変化するものなのか、といった点は十分吟味されていない。今後の重要な研究課題であろう。

業従事者・生産労働者・事務従事者・運輸通信従事者の比率が少なく、農林漁業・サービス・販売関係の職業の比率が多いことがわかる。この事実は、職業別の引退年齢のちがいのほかに、定年退職を契機とする職業移動によって生じているものと思われる⁸⁾。

本稿では、このような知見をふまえながら、社会移動・職業移動の社会学的研究⁹⁾で用いられてきた概念規定・分析枠組・分析手法を用いて、職業移動を、職種間の移動・役職の変化・従業先の企業規模の変化などの構成要素に分解し、それぞれがどのような特徴をもつのか、また、それらがどのように関連しているか、職業移動の構造の基本的特徴は何か、などの点についてさらに立ち入った分析を行なう。

(2) つづいて、定年退職後再就職した場合の職業的地位が、定年到達時の職業・職業的地位ばかりでなく、学歴・職業経歴などの先行要因によってどのように規定されているかを分析する。

大都市の中高年雇用者の職業経歴の調査結果によると、定年到達を間近にひかえた雇用者の間には、「高学歴—大企業ホワイトカラー—職歴安定、低学歴—中小企業ブルーカラー—職歴不安定という二重構造的格差が見られる」¹⁰⁾とされているが、このような格差がどのように定年退職後まで影響を及ぼしているかを明らかにするのがここでの課題である。

(3) 第3の課題は、定年退職者が就労するか、

就労しないかということが、どのような要因によって規定されているかという点についての分析である。

このテーマに関して、わが国でもすでに、雇用問題論などの観点から、官庁統計等の2次資料を用いた研究がいくつか行なわれており、高齢者の有業率・労働力率と年齢、健康状態、教育程度、居住地域、家族構成、年金の加入・受給状況、過去の職業(職種・従業上の地位・産業)などとの相関関係が分析されている¹¹⁾。

個々の要因との相関関係だけではなく、要因間の相対的重要度の確定、「擬似相関」でない「真の相関」¹²⁾の確定のためには、多変量解析の手法を用いた研究が必要であるが、このような研究もすでにいくつか行なわれている。

山崎清氏は、大都市の老齢夫婦(のみ)世帯を対象とする調査のデータを用いて数量化Ⅱ類による分析を行なっている¹³⁾。その結果によれば、就労・不就労の最も強い規定要因は健康状態であり、年齢がこれにつづいている。保有貯蓄額、社会階層、住居形態、受給・加入年金制度の規定力は予想に反してかなり低い値となっている。

また、アメリカにおける同様な研究の結果によると、就労か引退かを決める重要な要因は、「十分な退職後所得」の有無、年齢、健康状態であるとされている¹⁴⁾。

近年では、年金の就労抑制効果が実際に存在するかどうかという点についての関心が、社会保障政策や雇用政策のあり方をめぐる論議との関連でかなり高まっているが、その点についての精密な分析は以上の系列の研究では行なわれておらず今後の重要な研究課題となっている。

以上の研究は、理論的モデルを前提にせず事実

8) 総理府社会保障制度審議会事務局『高齢者の就業・失業・退職と年金に関する欧米諸国の状況とわが国の状況との比較研究』1979。高橋祐吉『日本型労働市場とライフサイクル』(下山房雄編『日本の中高年・8)高齢化社会の労働生涯』垣内出版、1980、所収)。小林謙一『日本の雇用問題』東京大学出版会、1979、第3章。労働省労働基準局『定年到達者調査結果の概要』1980。

9) 職業移動研究のレビュー論文としては、直井優「職歴パターンの分析——展望と課題」(職業研究所『職業の社会学的研究(その2)』1974、所収)および原純輔「職業経歴の社会学的研究——到達点と課題」(職業研究所『職業の社会学的研究(その3)』1981、所収)がある。社会移動研究については、安田三郎『社会移動の研究』東京大学出版会、1971、および富永健一編『日本の階層構造』東京大学出版会、1979、を参照。

10) 東京都老人総合研究所(袖井・本間・高取・直井稿)『定年退職に関する長期的研究——定年前の者に対する調査結果報告』1976、p. 150。

11) 注5)注7)であげた文献および氏原正治郎「高齢者をめぐる労働政策と社会政策」『季刊労働法』1980年春季号、特に94-96ページを参照。

12) 「擬似相関」については社会統計学の多くの概説書でふれられている。たとえば、安田三郎『社会統計学』丸善、1969、pp. 100-115、西田春彦・新睦人『社会調査の理論と技法(Ⅱ)』川島書店、1976、第12章を参照。

13) 山崎清「大都市老齢雇用者階層の年金と雇用(2)」(『国民生活研究』第15巻第3号、1975、pp. 24-51)。

14) R.C. Atchley, op. cit., Chap. 4.

発見的な分析に主眼がおかれている研究であるが、労働経済学分野においては、より理論的な視点を明確にしながら、「高齢者の労働供給」の規定要因の分析が行なわれている。島田晴雄氏らのグループの研究では、主体均衡理論にのっとり、家計の合理的選択を前提として導かれる労働供給関数を用いて分析が行なわれており、期待賃金率・非勤労所得・本人以外の世帯員の所得などが高齢者の労働供給に与える影響が明らかにされている¹⁵⁾。アメリカでの一連の研究の成果によれば、年金システムと健康状態が高齢者の就労・引退の二大要因であるとされている¹⁶⁾。

本稿では、以上展望してきた研究成果をふまえながら、定年退職者の就労・不就労と年齢・健康状態・職業経歴・収入源・家族構成などの要因との関連を、クロス表分析・数量化Ⅱ類による分析によって明らかにしていく。今回の分析ではデータの制約から、受給年金額や非勤労所得の効果に関するパラメーターの推定は行なえない。しかし、定年退職の就労・不就労の理由が多様であり、しかもその理由に社会的属性による系統的な差異があることを明らかにし、理由の類似性と差異によって就労者・不就労者をそれぞれ2つのグループに分けて分析を行なう点に本研究の独自の試みがある。このような分析は、自発的な就労・不就労の選択を可能にする条件の解明に寄与することが期待される。

(4) 第4の課題は、定年退職者の生活水準の格差の要因を、過去の職業経歴・生活歴との関連で分析していくことである。

高齢者の経済生活のあらゆる面に著しい階層的格差がみられることは、しばしば指摘されることであり、実証的研究によってすでに確認されていることである¹⁷⁾。この点からさらに一歩進んで、

この格差が形成される社会的メカニズムが、高齢期という生活周期上の位置の特性をふまえて明らかにされることが必要である。

この点について、HenrettaとCampbellは興味深い分析を行なっている¹⁸⁾。彼らは、社会学における「地位達成過程」の研究で用いられる分析枠組に依拠し、重回帰分析を用いて、父親の職業、本人の学歴、職業（現職または主な職業）などが収入に及ぼす影響の分析を、同一のコホートに対する2時点での調査データに関して行なった。その結果、退職後の収入の格差も、退職前の収入の格差もほぼ同じモデル（パラメーターの大きさ、相対的順位がほぼ等しいという意味で）によって説明できることが明らかにされている。

本稿では、先行する研究を参考にしながら図1に示す分析枠組によって分析を行なう。

現在の生活水準の格差をひき起こす要因連関の1つの経路としては、「定年前職（定年到達時の職業）」が現職（現在の職業）を規定し、現在の職業活動から得る稼得収入が生活水準を規定するという経路が仮説的に想定される。もう1つの経路としては、「定年前職」によって、老後のために蓄積される資産の額、年金受給額、家族の扶養能力が異なり、それが現在の生活水準の格差をひき起こすという経路を想定する。さらに、こうした一連の要因連関に対して、さらに学歴・職歴などの先行要因が影響を及ぼすと想定する。

ただし、分析上の1つの問題点は、資産額・年金額、扶養能力に関するデータが、今回の調査データにはあまり含まれていないことである。現職をコントロールしてもなお先行要因・「定年前職」

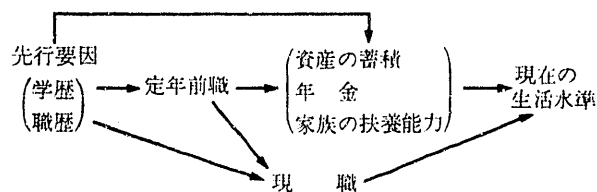


図1 定年前職・現職・現在の生活水準の関係

（および注4）の文献を参照。

- 15) 島田晴雄・清家篤・古郡頼子・酒井幸雄・細川豊秋『労働市場機構の研究』経済企画庁経済研究所, 1981。
- 16) 神代和欣・桑原靖夫「高齢化社会と労働供給の問題点」『季刊社会保障研究』Vol. 15, No. 2, 1979, pp. 84-129)で紹介されている。
- 17) 国民生活センター(山崎清稿)『老年期生活の社会階層性に関する調査報告』1974, 山崎清「大都市高齢雇用者階層の住宅——住宅政策と年金制度の関連づけのために——」『季刊社会保障研究』Vol. 16, No. 1, pp. 2-20)を

- 18) J. C. Henretta and R. T. Campbell, "Status Attainment and Status Maintenance: A Study of Stratification in Old Age," *American Journal of Sociology*, Vol. 41, pp. 981-992.

が現在の生活水準に有意な影響を及ぼしていることが確認された場合、直接は測定されない媒介要因として資産額・年金額・扶養能力が作用しているのだと解釈することによってこの問題に対処していかざるをえない。

II 利用するデータについて

本研究で利用するデータは、「定年制問題研究会（代表者・青井和夫・津田塾大学教授）」が1980年2月に東京都練馬区・足立区・田無市内に居住する55歳以上70歳未満の定年退職経験者（男性のみ。再雇用・勤務延長制度などの適用を受け同一の企業にとどまっている者は除く）を対象として行なった社会調査のデータである。調査対象の選定にあたっては、上記3地区内の特定町内を地域特性を考慮して有意に選出し、そこに居住している該当年齢層の男性全員に往復ハガキを郵送し、返信されたハガキによって定年退職経験者¹⁹⁾と確認された者750名を調査対象とするという方法がとられた。実査の方法としては、調査員による面接聴取法が用いられ、有効回答は529票（有効回答率70.5%）であった²⁰⁾。

本調査は、主として定年退職者の生活適応を促進するあるいは阻害する要因を社会心理学的な観

19) 官公庁等で広く行なわれている勧奨退職制度も、実質的には(強制的)定年制度として機能しているとみなして、定年制度に含めて考えている。

20) この調査の実施と集計・分析にあたっては、文部省科学研究費一般研究B445021の援助を得た。筆者は、この調査には実査の直前の段階から参加した。調査の設計、質問票の作成は、松村孝雄（東海大学）、和田修一（国立精神衛生研究所）、船橋晴俊（法政大学）の各氏の手によるものである。本稿の執筆にあたって、データの利用を許可し有益な示唆をいただいたことに関して青井教授、上記の各氏および他の研究会メンバーの方々にお礼を申し上げたい。

なお、この調査の報告書は、定年制問題研究会『定年退職後の職業移動と生活適応』1981、としてすでに公開されている。本稿は、この報告書に所収の拙稿「定年退職を契機とした職業移動の構造と生活水準の格差」および平岡公一・和田修一・直井道子「定年退職後の職業移動と生活適応：（1）職業移動の構造と生活水準の階層的格差」（第53回日本社会学会大会一般研究報告、1980）と一部重複している。

なお、上記の報告書執筆後データの再チェックと一部のコードの変更を行なった。そのため、本稿と前掲拙稿とでわずかな数値のちがいが出ている部分もある。

点から解明することを主たる目的として行なわれたものである。したがって、所得・消費等経済生活の面に関する細かなデータはあまりふくまれていない。しかし、職業に関しては、(i)定年到達時、(ii)定年退職後初めて仕事についた時²¹⁾、(iii)現在の3時点のそれぞれについてかなり細かく正確なデータがふくまれており²²⁾、冒頭で述べた課題への接近のためには有用なデータだと思われるので、再分析を試みることにした。

調査対象者の基本属性を概観しておく。

まず年齢構成をみると、55歳～59歳が44名(8.3%)、60歳～62歳149名(28.3%)、63歳～64歳123名(23.3%)、65歳～69歳213名(40.3%)となっている。定年年齢（2回以上定年退職を経験した場合は1回目の定年年齢）は、55歳以下が204名(38.8%)、56歳～59歳151名(28.7%)、60歳110名(20.8%)、61歳～69歳61名(11.6%)である。

定年退職までつとめていた企業の規模——以下「定年前職規模」と略す——をみると、従業員数

表1 定年到達時の職業・定年到達までの勤続年数

		本調査*	定年到達者調査(男)
定年到達時の職業	専門的技術的職業	10.0%	11.7%
	管理的職業	35.0	27.6
	事務	20.7	12.8
	販売業務	1.0	1.0
	採鉱・採石作業	0.6	2.9
	運輸通信業務	6.4	3.3
	保安業務	7.6	4.6
	サービス業務	1.3	0.7
	技能工・生産工程作業	16.4	27.2
	その他	8.1	—
勤続年数	分類不能	0.2	—
	1～9年	10.4%	5.3%
	10～19年	18.1	10.9
	20～29年	36.6	39.8
	30年～	34.9	43.5

* DK, NA は除いて比率を計算してある。

21) 定年到達後再雇用・勤務延長制度などの適用を受け同一の企業にとどまった場合には、その後退職して別の仕事についた時点の職業についてたずねている。

22) 前掲拙稿 pp. 16-17 を参照。なお、職業に関する質問項目の設定とコーディング方法は、1975年SSM調査(富永健一東京大学教授を中心とする研究グループによって行なわれた社会階層と社会移動に関する全国調査)の方法にならった。

29人以下が38名(7.4%), 30人~499人が115名(22.4%), 500人~999人が23名(4.5%), 1,000人以上が207名(40.2%), 官公庁が132名(25.6%)となっている。大企業の比率が高いのは定年制の施行状況からみて当然であるが、官公庁にかなり偏っていることがわかる。

表1は、定年到達時の職業と定年到達までの勤続年数の分布を、1980年4月に行なわれた労働省の「定年到達者調査」²³⁾の結果と比較できるようにまとめて示したものである。

まず、職業についてみると、本調査の方が、管理的職業・事務の比率が高く、技能工・生産工程作業、「その他」の比率が低くなっている点が目立つ。このことは、本調査の調査対象に元公務員がふくまれていること、大都市の職業構造の特性、調査方法の相違によるものと思われる。勤務年数についてみると、本調査の方が年数の短い方に集中していることがわかる。この違いの原因の1つは、本調査の調査対象に従業員99人以下の企業の定年到達者がふくまれている点にあるものと思われる。

このように、本調査は、都内の特定地域居住の定年退職者の悉皆調査という性格をもつものであって、全国のあるいは大都市の定年退職者全体を代表するサンプルを対象としたものではない。しかし、ここでの研究課題に合致する調査データで筆者が自由に利用できるものはほかにはないので、事例調査的な限界に留意しながらこのデータを利用して分析をすすめていくことは、課題への第1次の接近として意義のあるものと思われる。

III 分析結果(1)

——定年退職を契機とする職業移動の構造——

本稿では、職業移動とは、(ア)従業先の移動、(イ)職種(狭義の職業)間の移動、(ウ)従業上の地位の変化、(エ)役職の変化、(オ)労働力状態の変化、(カ)産業間移動、のすべてをふくむ多面的

な概念として用いられる²⁴⁾。

以下では、まず、(1)において、従業先の企業規模の変化を分析し、つづいて、(2)~(5)において、(イ)・(ウ)・(エ)・(カ)の分析を行ない、(6)においてはこれをまとめる意味で、総合職業分類を用いて、職業移動のパターン、職業間の距離などの分析を行なう。(7)では、以上の結果を整理して職業移動構造の特性を明らかにする。(8)~(10)では、職業移動に伴って生じる職業威信、雇用上の身分、月収の変化をとりあげて分析する。(オ)の労働力状態についての分析は、IVで行なう。

表2は、定年到達時、定年退職後初めて職業についた時、現在の3時点における職業——以下では、それぞれ「定年前職」、「定年後初職」、「現職」と略す——の分布(単純集計結果)を比較できるような形にまとめて示したものである。表中に示されている比率の計算にあたっては、無職の者と、DK・NAの者は除外して計算した。無職の者——「定年後初職」では131名、「現職」では196名——をふくめて計算した比率の変化をみるためには、表中の実数の比較を行なえばよい。

以下の(1)~(6)の各項では、まず初めにこの表にそって3時点の職業分布の変化を検討し、さらに必要に応じて移動表——表側に「定年前職」、表頭に「定年後初職」ととったクロス表——の分析、移動パターンの抽出など立ち入った分析を行なうという手順で分析をすすめていく。

(1) 従業先の企業規模の変化²⁵⁾

表2-Aをみると、定年前職→定年後初職→現職とすすむにつれてより小規模な企業の比率が増加している。また、定年前職では従業員数1,000人以上の大企業・官公庁に集中していたのに対して、定年後初職・現職では、299人以下の中小・零細企業に集中していることがわかる。

表に示されているカテゴリー分類を前提にして、

23) 調査対象者は、昭和47年度、50年度、53年度に全国の従業員100人以上の企業において定年に到達した者1万2,463名(うち男性1万1,368名、女性1,095名)。

24) 職業移動のこのような定義については、原純輔「職業経歴の分析」(富永健一編前掲書所収)を参照。

25) ここでは仮に「企業」に自営業、個人企業を含めて考えている。

表 2 3時点における職業分布 (単純集計結果)

	定 年 前 職		定 年 後 初 職		現 職	
	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率
A. 企業規模 なし(経営者のみ)	—	—	31	(8.8)	41	(13.7)
1～4人	5	(1.0)	21	(6.0)	22	(7.3)
5～29	33	(6.4)	63	(17.9)	56	(18.7)
30～299	94	(18.3)	146	(41.5)	111	(37.0)
300～499	21	(4.1)	28	(8.0)	19	(6.3)
500～999	23	(4.5)	15	(4.3)	14	(4.7)
1,000人以上	207	(40.2)	40	(11.4)	29	(9.7)
官 公 庁	132	(25.6)	8	(2.3)	8	(2.7)
DK, NA	14	—	46	—	33	—
B. 職 種						
専門的職業	52	(10.2)	37	(10.3)	37	(12.5)
管理的職業	179	(34.9)	105	(29.2)	81	(27.4)
事務的職業	149	(29.2)	97	(26.9)	82	(27.7)
販売的職業	7	(1.4)	25	(7.0)	26	(8.8)
熟練的職業	51	(10.0)	34	(9.5)	30	(10.1)
半熟練的職業	54	(10.6)	39	(10.9)	24	(8.1)
非熟練的職業	19	(3.7)	21	(5.9)	15	(5.1)
農林的職業	0	(0)	1	(0.3)	1	(0.3)
DK, NA	18	—	39	—	37	—
C. 従業上の地位						
経営者・役員	25	(5.1)	62	(16.3)	52	(16.1)
一般従業者	463	(94.9)	265	(69.7)	211	(65.0)
単 独	—	—	32	(8.4)	40	(12.4)
自営業主	—	—	10	(2.6)	10	(3.1)
家族従業者	—	—	6	(1.6)	5	(1.5)
内 職	—	—	5	(1.4)	6	(1.9)
DK, NA	41	—	18	—	9	—
D. 役 職						
経営者・役員	25	(5.1)	62	(18.1)	52	(17.9)
部長・局長クラス	87	(17.8)	35	(10.2)	25	(8.7)
課長クラス	69	(14.1)	20	(5.9)	18	(6.2)
支店長・店長クラス	28	(5.7)	10	(2.9)	4	(1.4)
係長・主任クラス	85	(17.4)	18	(5.3)	12	(4.2)
監督・職長クラス	43	(8.8)	3	(0.9)	1	(0.4)
校長・院長等	13	(2.8)	3	(0.9)	1	(0.4)
主任研究員・技師長等	8	(1.7)	2	(0.6)	2	(0.7)
役 職 なし	130	(26.6)	141	(41.2)	119	(41.1)
単 独	—	—	32	(9.4)	40	(13.8)
自営業主	—	—	10	(2.9)	10	(3.5)
家族従業者	—	—	6	(1.8)	5	(1.7)
DK, NA	41	—	56	—	44	—
E. 産業 (大分類)						
農林・水産	3	(0.6)	2	(0.6)	2	(0.7)
鉱 業	8	(1.6)	4	(1.1)	2	(0.7)
建設	20	(3.9)	26	(7.4)	17	(5.7)
製造	185	(36.3)	86	(24.3)	70	(23.5)
卸 小 売	22	(4.3)	48	(13.6)	40	(13.4)
金融・保険	42	(8.3)	26	(7.4)	22	(7.4)
不動産・運輸通信*	45	(8.9)	47	(13.3)	42	(14.1)
電気ガス	8	(1.6)	4	(1.1)	3	(1.0)
サービス	45	(8.9)	104	(29.5)	94	(31.5)
公 務	130	(25.6)	6	(1.7)	6	(2.0)
DK, NA	21	—	45	—	35	—
第2次産業計	221	(43.5)	120	(34.0)	92	(30.9)
第3次産業計	284	(55.9)	231	(65.4)	204	(68.5)
F. 総合職業分類						
自 営**	16	(3.2)	99	(29.1)	96	(33.7)
専門	47	(9.4)	18	(5.3)	15	(5.2)
管 理	162	(32.6)	56	(16.4)	39	(13.6)
大企業ホワイト	124	(24.8)	31	(9.1)	25	(8.7)
中小企業ホワイト	28	(5.6)	70	(20.5)	59	(20.7)
大企業ブルー	67	(13.4)	9	(2.6)	7	(2.4)
中小企業ブルー	55	(11.0)	58	(17.0)	45	(15.7)
DK, NA	30	—	57	—	47	—

* この二種の産業が1つのカテゴリーに併合されているのはコードのミスによる。

** 従業員数 500 人未満の企業の経営者をふくむ。

表 3 定年前職×定年後初職の移動表 (職種間移動)

定 年 前 職	定 年 後 初 職									計
	専 門	管 理	事 務	販 売	熟 練	半 熟 練	非 熟 練	農 林	無 職	
専 門	21 [5.302]	7 (0.623)	5 (0.487)	2 (0.779)	2 (0.566)	1 (0.240)	0 (0.0)	0	10	48
管 理	9 (0.640)	78 [1.953]	26 (0.712)	9 (0.986)	4 (0.319)	7 (0.472)	2 (0.250)	0	33	168
事 務	5 (0.490)	19 (0.656)	49 (1.849)	7 (1.057)	7 (0.768)	4 (0.372)	7 (1.207)	0	42	140
販 売	1 (4.800)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (5.379)	0 (0.0)	0 (0.0)	0	3	5
熟 練	0 (0.0)	1 (0.106)	8 (0.924)	2 (0.925)	16 (5.379)	1 (0.284)	4 (2.113)	1	13	46
半 熟 練	1 (0.240)	0 (0.0)	3 (0.277)	4 (1.479)	3 (0.807)	25 (5.689)	4 (1.690)	0	13	53
非 熟 練	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (1.849)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.910)	4 (6.762)	0	8	18
農 林	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計	37	105	96	24	33	39	21	1	123	479

各行上段は実数。〔 〕内は結合指数、()内は分離指数。

結合指数、分離指数の計算にあたっては、定年後初職が無職のケース・農林のケースは除外して計算した。

民間企業の退職者のうち定年後初職でより小規模な企業へ移動した——たとえば「500人～999人」から「300人～499人」へ——者の比率を計算すると、69.3%に及ぶ。これに対して、(このカテゴリー分類でみて)より大規模な企業に移動した者の比率は、4.2%(11名)にすぎない²⁶⁾。官公庁の退職者でも、定年後初職では、そのうち66.7%が従業員数499人以下の中小・零細企業につとめている。

以上のことから、定年退職を契機とする職業移動においては、官公庁・大企業から中小・零細企業への移動、および、より小規模な企業への移動の比重がきわめて高いことがあらためて確認されるのである。

(2) 職種 (狭義の職業) 間の移動

つづいて、1975年 SSM 職業大分類を用いて、職種間の移動の分析を行なう²⁷⁾。

26) 定年退職後仕事についたことがない者を除いて計算した数値である。

27) この分類については、直井優「職業の分類と尺度」(1975年 SSM 調査委員会『社会階層と社会移動：1975年 SSM 全国調査報告』1978, 所収)を参照。ここでこの分類法を採用するのは、これが従業上の地位や産業の観点を除いて純粋に職種という観点からつくられた分類であり、産業社会間の比較研究でも汎用性が高いと思われるからである。

表2-Bには、この分類による3時点の職種の分布が示されている。これを見てまず気づくことは、定年前職→定年後初職→現職の間で大きな比率の変化がみられないことである。5%を超える変化がみられるのは、管理的職業——以下では「管理」と略す。他の職業についても同じ——の比率が34.9%→29.2%→27.4%と減少しているところと、販売の比率が1.4%→7.0%→8.8%と増加しているところのみである。それでは、このことは、管理からの流出と販売への流入を除くと職種カテゴリー間の移動はほとんど行なわれないことを意味するのだろうか。

表3は、定年前職職種×定年後初職職種の移動表²⁸⁾であるが、これを見るとそのような予想が全く誤りであることがわかる。移動の量はかなり多いにもかかわらず、それが相殺されていて職業分布には変化があらわれてこないのである。移動の量の指標として粗移動率(職種カテゴリー間の移動を行なった者の比率)をとると、その値は、無職へ移動した者もふくめて計算すれば0.597、除

28) ここでは移動表の分析、移動パターンの分析を行なう場合には、定年前職と定年後初職の間の移動のみとりあげる。調査対象者の中には定年退職後間もない者もあり、定年後初職と現職との間の移動は非常に少ないためである。

外して計算すれば 0.458 となる。定年退職後仕事についてた者のうち、定年到達時とはちがったカテゴリーに属する職業についてた者は、実に 45.8% にのぼるのである。

さて、このようにして、職種間の移動が量的に大きなものであることが確認されたが、それでは、職業移動の主要なパターンはどのようなものだろうか。そして、その移動の流れを規制する原理、言い換えれば人員配分規則はどのようなものであろうか。

この問題に接近するために、次に、移動表の各セルの実数とともに、結合指数・分離指数²⁹⁾に注目して分析を行なう。

結合指数 (Index of Association) とは、周辺分布 (職業分布) を所与とした時にある職業カテゴリー (この場合は職種カテゴリー) の (移動に関する) 閉鎖性の程度を示す指標であり、次の数式で示される。

$$I. A. = f_{ij} / (n_i \cdot n_j / n) \quad (i=j)$$

ただし f_{ij} は各セルの度数 ($i, j=1, 2, \dots, k$),

$$n_i = \sum_{j=1}^k f_{ij}, n_j = \sum_{i=1}^k f_{ij}, n = \sum_{i=1}^k \sum_{j=1}^k f_{ij} \text{ である。}$$

これに対して、分離指数 (Index of Dissociation) は、周辺分布 (職業分布) を所与とした時に職業カテゴリー間の関連の強さを示す指標であり、次の数式で示される (記号は上記と同じ)。

$$I. D. = f_{ij} / (n_i \cdot n_j / n) \quad (i \neq j)$$

結合指数も分離指数も、算出された数値は、2 時点の職業の間に全く関連が存在しない場合——社会移動の用語で言えば「完全移動」の状態——に期待される度数 ($n_i \cdot n_j / n$) に対する実際に観察された度数 (f_{ij}) の比率を示しているものと解釈できる。

さて、ここでは、「主要な移動のパターン」を、次の 2 つの条件をみたすものとして規定する³⁰⁾。

① 移動の実数が、表 3 の 1 つのセルあたりの

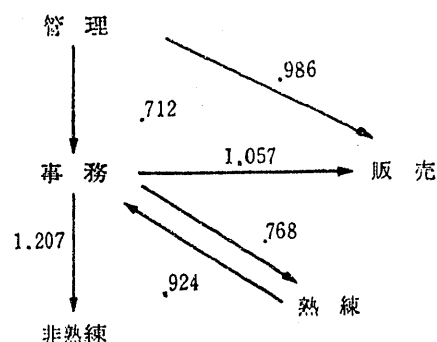


図 2 職種間の移動の主要なパターン (定年前職→定年後初職)

平均ケース数 $[(479-123)/(8 \times 8) = 5.56]$ を上回ること。

② 分離指数が 0.7 を超えていること。

図 2 は、この条件をみたす「主要な移動のパターン」を示したものである。これをみると、事務の開放性の高さ (結合指数の低さ) を反映して、事務を中心として管理・販売・熟練・非熟練が結びつくというネットワークができあがっている。

管理は、定年前職→定年後初職において最も減少が著しい職種カテゴリーであるが、その最大の流出先は事務になっている。販売は、定年後初職における流入率が 100% であるが、その多くは、管理・事務から補充されている。事務と熟練の間では、マニュアル・ノン・マニュアルの境界を超えた双方向的な移動の流れがある。この点は興味深い。

以上で移動の主要なパターンが明らかにされたが、それでは、移動の流れを規制する原理はどのようなものだろうか。

もし職種カテゴリーに対して一次元的な序列づけが行なわれていると仮定すれば、まず第 1 に次のような仮説を考えるのが妥当であろう。

<仮説 1> 職種カテゴリーのハイアラキーにおいて順位が近い職種カテゴリー間の移動の方が、順位が遠い職種カテゴリー間の移動より容易であろう³¹⁾。

ところで、われわれは、原則として、職種を名

29) 結合指数・分離指数については、安田三郎『社会移動の研究』東京大学出版会、1971、pp. 65-127 および今田高俊「社会的不平等と機会構造の趨勢分析」(富永健一編前掲書所収)、p. 132 注7)を参照。

30) この基準には強い理論的根拠があるわけではなく、1 つの暫定的な基準にすぎない。このような基準のとり方については、原純輔前掲論文を参照。

31) Blau と Duncan は、アメリカにおける世代間・世代内の職業移動に関してこの仮説を検証している。P. M. Blau and O. D. Duncan, *The American Occupational Structure*, Free Press, 1967, Chap. 2 を参照。

義尺度のレベルで取り扱っており、序列づけを想定していない。しかし、一般に、社会的地位は職業によってかなりの程度規定されているのだから、職種自体にも序列を想定しても問題はないであろう。そしてこの序列づけのためには、職業的地位の尺度である職業威信尺度³²⁾を利用するのが妥当であろう。

定年前職の職種カテゴリー別に職業威信スコアの平均値を算出したところ次の順位になった（農林は除外）。

- ①専門(65.35), ②管理(62.57), ③事務(48.83), ④熟練(40.62), ⑤半熟練(39.71), ⑥販売(37.30), ⑦非熟練(27.53)。

さて、この順位に従って移動表のカテゴリーの順番を入れかえてみる。そして、移動の容易さを分離指数で測ることにする。そうすれば＜仮説1＞は次のように置き換えられる。

＜仮説1'＞（入れかえが行なわれた）移動表（分離・結合指数のマトリックス）においては、各行・各列にそって対角要素から遠い位置にいけばいくほど分離指数は低下する。

実際に順番を入れかえた表をあらためて示すことは省略し結論だけをのべるが、この仮説は棄却された。移動の流れを規制する原理には、職種の格付けだけではなく、必要とする技能・知識の類似性、産業と職種との結びつきなども関連してくるものと思われる。

この点についてさらに突っこんだ分析を行なうのはこのデータでは困難であるから、次に、より単純な、そして職業移動研究において基本的命題となっている次の仮説を検討する。

＜仮説2＞ 職業移動の最も大きな障壁は、マニュアル労働関連職種とノン・マニュアル労働関連職種の間に存在する³³⁾。

32) 職業威信尺度とは、社会的地位・職業的地位の総合的尺度として、社会移動・職業移動の研究においてかなりの程度、定着しているものである。1975年SSM調査では289の職業小項目のすべてに100点満点の職業威信スコアが与えられ分析に利用された。本研究でもこの尺度をそのまま利用している。直井優「職業的地位尺度の構成」(富永健一編前掲書所収)参照。

33) この命題については、P. M. Blau and O. D. Duncan, op. cit., Chap. 2 および原純輔「職歴データの蒐集・ア

この仮説を検証するために、次のような分析を行なった。すなわち、職種カテゴリー間の親近性の指標として分離指数を用いて、数量化IV類——この手法については後段で説明する——を行ない、その計算結果によって、各職種カテゴリーを二次元空間内にプロットし、その布置状況を観察した。しかしこの仮説を支持する結果は得られなかった³⁴⁾。

そこで、次に、より単純な分析を行なう。表4は、職種カテゴリーをノン・マニュアル（専門・管理・事務・販売）とマニュアル（熟練・半熟練・非熟練）の2カテゴリーに併合した上で移動表を作成したものである。これをみると、ある程度の障壁の存在は明らかである。数量化IV類の結果を考えあわせると、この境界が最大の移動の障壁であるかどうかは別にして、ある程度の大きさの障壁の存在が確認されたといってよい。

表4 定年前職×定年後初職の移動表(2カテゴリー)

	ノン・マニュアル	マニュアル	無職	計
ノン・マニュアル	238 (65.9) [1.18]	35 (9.7) [0.49]	88 (24.3)	361 (100.0)
マニュアル	24 (20.5) [0.39]	59 (50.4) [2.69]	34 (29.1)	117 (100.0)
計	262	94	122	478

() 内は比率, [] 内は結合指数, < > 内は分離指数を示す。

以上、職種間の移動について分析を行ってきた。職種の分布の変化、職種間移動のパターン、移動を規制する原理としてのマニュアルーノン・マニュアルの障壁の存在が明らかにされた。

(3) 従業上の地位の変化

表2-Cは、定年退職を契機として、一般従業者から経営者・役員、単独、自営業主、家族従業者

へ処理・分析（職業研究所『職業の社会学的研究（その2）』1974、所収）を参照。

34) 職業移動構造の分析のために数量化IV類の手法を利用したものは、伊賀光屋「婦人就業の周期的変化と歴史的变化」(『社会学評論』, 115号, 1978, pp. 37-56)がある。

表 5 定年前職×定年後初職の移動表(役職)

(単位: 人, %)

定 年 前 職	定 年 後 初 職				
	経営者・役員	一 般 従 業 者		自 営 業 者	計
		役 職 あり	役 職 なし		
経営者・役員	12(66.7)	3(16.7)	2(11.1)	1(5.6)	18(100.0)
部長・局長クラス	26(36.6)	26(36.6)	11(15.5)	8(11.3)	71(100.0)
課長クラス	7(16.3)	17(39.5)	17(39.5)	2(4.7)	43(100.0)
支店長・店長クラス	5(21.7)	10(43.5)	5(21.7)	3(13.0)	23(100.0)
係長・主任クラス	2(3.8)	12(23.1)	29(55.8)	10(19.2)	52(100.0)
監督・職長クラス	2(6.9)	5(17.2)	18(62.1)	4(13.8)	29(100.0)
校長・院長等	1(10.0)	4(40.0)	5(50.0)	0(0.0)	10(100.0)
主任研究員・技師長等	1(16.7)	4(66.7)	1(16.7)	0(0.0)	6(100.0)
役職なし	5(6.7)	10(13.3)	47(62.7)	13(17.3)	75(100.0)
計	61(18.7)	90(27.5)	135(41.3)	41(12.5)	327(100.0)

に移動した者が多いことを示している。(1)の分析結果と考えあわせると、中小企業の経営者・役員と自営業が、定年退職者の再就職先として一定の比重を占めていることが予想される。この点については、(6)で確認される。

(4) 役職の変化³⁵⁾

表2-Dは、3時点における役職の分布の変化を示したものである。これをみると、(3)で確認したことのほかにはいわゆる下級管理職・中間管理職の比率が定年後初職では軒並み低下している点が目につく。下級ホワイトカラー・ブルーカラーの職業経歴の延長にあるような役職は、再就職先では用意されないということであろうか。

この点について立ち入った分析をするためには、移動表の検討が必要である。表5は、定年前職役職×定年後初職役職の移動表である。煩を避けるために定年後初職の役職は4カテゴリーにまとめている。

この表によれば、定年後初職での役職の機会という点からみると定年退職者は、大雑把にみて3つのグループに分かれているように思われる。

定年前職が経営者・役員の場合、定年後初職でも3分の2が経営者・役員になる。

部長・局長クラスから支店長・店長クラスの場合も、定年後初職で何らかの役職につける者が

6～7割になる。

ところが、係長・主任クラス以下になると再就職先で役職につける機会は大きく減少する。これらの人々の間では、一般企業で良好な雇用機会が少ないためか、自営業に移動する者が多い。しかし、さらに細かくみると、そのうち単独・家族従業者の占める比率が高く、雇人のいる自営業主はごくわずかしかない(表は省略)。

(5) 産業間移動³⁶⁾

表2-Eは、3時点における産業(大分類)別分布を示したものである。定年前職→定年後初職の間で比率の増加が著しいのはサービスおよび卸小売であり、それぞれ20.6%、9.3%の増加となっている。これに対して、製造は12.0%の減少である。また、公務は当然のことながら定年後初職・現職では少数になっている。

第1次産業・第2次産業・第3次産業という3分類でみると、定年前職→定年後初職→現職の間で第2次産業の比率は43.5%→34.0%→30.9%と減少しているのに対して、第3次産業の比率は、55.9%→65.4%→68.5%と増加している。

移動表(省略)をつくって検討してみると、産業間移動の主要なパターンは、製造→卸小売(21

35) 役職の分類法については注26)の文献を参照。

36) 職業移動論の観点からの産業間移動の研究については、次の業績が参考になった。関々田孝雄「産業移動の分析——'75年SSM調査を中心として」(第53回日本社会学会大会一般研究報告, 1980)。

表 6 定年前職×定年後初職の移動表(総合職業分類)

定 年 前 職	定 年 後 初 職								計
	自 営	専 門	管 理	大ホワイト	中小ホワイト	大ブルー	中小ブルー	無 職	
自 営	6 (1.873)	0 (0.0)	3 (1.622)	0 (0.0)	2 (0.904)	0 (0.0)	0 (0.0)	5	16
専 門	10 (1.040)	13 (7.717)	3 (0.541)	2 (0.673)	4 (0.602)	1 (1.121)	0 (0.0)	9	42
管 理	40 (1.135)	2 (0.324)	41 (2.015)	10 (0.917)	18 (0.739)	3 (0.917)	7 (0.338)	28	149
大 ホワイト	19 (0.870)	1 (0.261)	8 (0.634)	13 (1.924)	22 (1.458)	2 (0.987)	10 (0.779)	37	112
中小ホワイト	6 (1.114)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (1.233)	8 (2.209)	0 (0.0)	2 (0.649)	8	26
大 ブ ル ー	5 (0.419)	0 (0.0)	1 (0.145)	3 (0.812)	10 (1.212)	3 (2.707)	19 (2.707)	20	61
中小ブルー	11 (1.111)	1 (0.576)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (0.439)	0 (0.0)	19 (3.265)	13	47
計	97	17	56	30	67	9	57	120	453

各行上段は実数, [] 内は結合指数, () 内は分離指数。

名), 製造→サービス(25名), 公務→サービス(38名)の3パターンに尽きている。

このようにみえてくると, 産業間移動の基本的な流れは, 第2次産業, 特に製造業から, 第3次産業, 特に卸小売・サービスへの移動, および公務から民間企業, 特にサービスへの移動にあるといえる。

(6) 総合職業分類による分析

以上, (1)~(5)では, 職業移動をその構成要素に分解し, それぞれについて分析を行ってきたが, 以下では, それぞれの構成要素がどのように関連しているのか, そして職業移動の構造の基本的特徴は何か, という点を明らかにするために, SSM 総合職業分類を用いて分析を行なう。この分類は, 原純輔氏の作成によるもので, 職種と企業規模と従業員上の地位を組み合わせた分類である³⁷⁾。

表2-Fには, この分類による3時点の職業分布が示されている。

これをみると, 定年前職→定年後初職の間で比率が増大しているカテゴリーと減少しているカテ

ゴリーとが明確に区別できる。比率が増大しているのは, 自営, 中小ホワイト, 中小ブルーである。これに対して比率が減少しているのは, 専門, 管理, 大ホワイト, 大ブルーである。(1)で確認したことからすると, 後者の職業群から前者の職業群へ大量の移動が行なわれていることが十分予想される。この点を確認し, 移動の主要なパターンと移動の流れを規制している原理を明らかにするために, 次に, 移動表を利用した分析を行なう。

表6は, 総合職業分類による定年前職×定年後初職の移動表である。各セルには, 実数とともに結合指数, 分離指数が記入されている。この移動表をもとに, 以下では次の2つの方法により分析をすすめていく。

① 次の2つの条件をみたすものを「移動の主要なパターン」と規定し, 移動の流れの特徴を検討する。

(i) 移動の実数が, 表6の1つのセルあたりの平均ケース数 $([453-120]/[7 \times 7]=6.80)$ を上回ること。

(ii) 分離指数が1.0を超えること。

② 分離指数を職業カテゴリー間の親近性の指標として用いて数量化IV類(eij型数量化)を行ない, 移動における結びつきの強さという観点から職業カテゴリー間の距離を求める。

数量化IV類とは, n 個の個体または属性があり,

37) この分類については, 注24)の文献を参照。

ここで大企業とは, 従業員500人以上の企業および官公庁を, 中小企業とは, 従業員500人未満の企業をさす。また「自営」のカテゴリーには中小企業の経営者も含まれている。

そのうち i 番目のものと j 番目のものとの相互の親近性を表わす何らかの数量 $e_{ij}(i, j=1, 2, \dots, n)$ が与えられているとき、その個体または属性に内的に意味をもつ適当な一次元的あるいは多次元的数値——ここでは仮に「カテゴリー・スコア」とよぶ——を、親近性が強い個体間ほどその数値の差が小さくなるように与えるという統計的手法である。詳しい数式は省略するが、そのような数値を求める計算は、行列の固有値・固有ベクトルを求めることに帰着する³⁸⁾。

ここでの計算においては、固有値を第二根まで求めたところ、第一根が1.135、第二根が0.756であった。

図3は、横軸に第一根の正規化されたカテゴリー・スコア、縦軸に第二根の正規化されたカテゴリー・スコアをとって、各職業カテゴリーをプロ

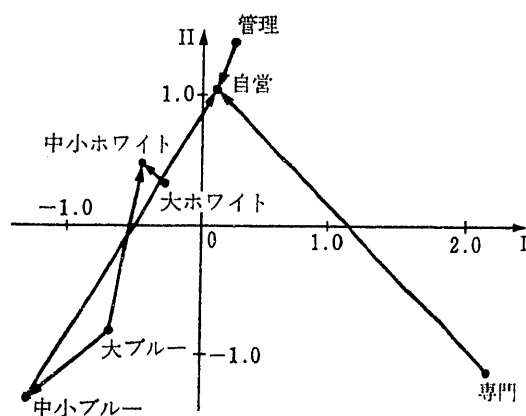


図3 数量化IV類結果および移動の主要なパターン

38) 解析の手順は次のとおりである。

この手法のねらいからすれば

$$Q = - \sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^n e_{ij} (x_i - x_j)^2 \quad \dots\dots (1)$$

なる量と考えたとき、 Q の値ができるだけ大きくなる（マイナス符号をとれば小さくなる）ように、各個体または属性に与える数値 x_i を定めればよい。

そのための計算は、結局次の固有方程式を解くことに帰着する。

$$Ax = \lambda x$$

A の要素は、対角要素が $-\sum_{j=1}^n (e_{ij} + e_{ji})$ 、その他が $(e_{ij} + e_{ji})$ 、 λ は固有値、 $x = (x_1, x_2, \dots, x_n)$ は固有ベクトル。

詳しくは、安田三郎『社会統計学』丸善、1969、pp. 211-215、河口至商『多変量解析入門Ⅱ』森北出版、1978、15章、などを参照。

ットしたものである。図には、同時に「移動の主要なパターン」を示す矢印が書きこんである。

この図における各職業カテゴリーの布置状態を(1)～(5)における分析結果と照らしあわせて検討することによって次のような考察を行なうことができる³⁹⁾。

① 図中に示されている「移動の主要なパターン」は、管理→自営、専門→自営、中小ブルー→自営、大ホワイト→中小ホワイト、大ブルー→中小ブルーとなっている。この移動のパターンをみると、職業分布の変化を検討したところで予想したとおり、中小企業および自営業への強い移動の流れがある⁴⁰⁾。この点が、従業先の企業規模の変化ばかりでなく、職業移動の流れ全体をも規制する原理の1つであることが確認されたといえてよい。

ところで、図によれば、自営への流入は、管理、専門、中小ブルーの3方向から生じているが、(4)での分析結果を照らしあわせると、同じ「自営」というカテゴリーへの移動といっても、管理、専門の場合は主として中小企業の経営者への移動であるが、中小ブルーの場合は主として単独・家族従業者への移動であるということがわかる。

② 図中の各職業カテゴリーの布置状況をみると、7つの職業カテゴリーは、①専門、②管理・自営・大ホワイト・中小ホワイト、③大ブルー・中小ブルーという3つのクラスターに分かれている。これらのクラスターの内部では移動が行なわれやすく、クラスターの境界を超えた移動は行なわれにくい。

これをみると、企業規模の変化ばかりでなく、職種間の移動の障壁もまた移動の流れを規制する

39) ここでの分析は分離指数を基礎にした分析なので、次の点に留意する必要がある。すなわち、分離指数とは、すでに述べたように2時点における職業分布（周辺分布）を所与とした場合の職業カテゴリー間の関連の強さを示す指標であるから、職業分布がどのように決まってくるかという問題はここでは視野の外におかれていることである。たとえば、定年退職者と定年退職を経験していない中高年齢雇用者あるいは若壮年雇用者がどのような関係にあるかということは所与のものとして扱われている。

40) 前掲拙稿 pp. 22-24 では流入率・流出率の分析も行なっていたこの点を確認した。

原理であることがわかる。そして、その移動の障壁は、(2)で明らかにしたマニュアルとノン・マニュアルの間の境界に存在するばかりでなく、専門と他の職業カテゴリーとの間にも存在することがこの図から確かめられる。専門は、結合指数が他の職業カテゴリーに比べて著しく高くなっており、閉鎖性が非常に強いためにこのような障壁が生じているのである。

③ 数量化IV類という手法では、カテゴリー・スコアは何らかの内的な意味をもつように与えられる。それでは、ここで与えられたカテゴリー・スコアにはどのような意味づけができるであろうか。

第一根のカテゴリー・スコアの大小関係は、専門>管理>自営>大ホワイト>中小ホワイト>大ブルー>中小ブルーとなっている。

大企業>中小企業という序列と、(2)でとりあげた職種間の序列を組み合わせて7つの職業カテゴリー間の序列をつくると、(仮に自営を中小企業の管理職とみなせば)このカテゴリー・スコアの大小関係と一致する。したがって、この第一根のカテゴリー・スコアは、職業移動の流れを規制する原理の1つが、職業の序列——ただし、SSM総合職業分類を利用して職業を分類した場合の序列——であることを示しているのである。

(7) 職業移動構造の基本的特徴

以上の分析の結果、定年退職を契機とする職業移動の流れを規制する原理として、次の4点が明らかになった。

① (SSM 総合職業分類でみた場合の) 職業の序列

② マニュアル労働関連職業—ノン・マニュアル労働(専門職は除く)関連職業—専門的職業の三者の間の移動の障壁の存在

③ 中小企業・自営業への移動の強い流れ

④ 製造業から卸小売・サービス業への移動の流れ

定年退職後の再就職については、雇用・労働条件の低下とともに、定年到達までの職業とは全くちがう職業に就くことを余儀なくされ、過去の職

業経験を生かせないことが問題点として指摘されてきた⁴¹⁾。本調査の結果をみても、定年退職を契機とする職業移動は、「終身雇用」と年功序列制度のもとで安定した職業経歴を歩んできた雇用者にとってはそれまでに経験したことがないであろうほど大規模なものであることは明らかである。しかし、その職業移動は全く無秩序に行なわれるのではなく、上記のような原理に規制されているのである。

このような職業移動構造は、より根本的には、中高年齢者の労働市場構造や定年制などの制度的条件によって規定されているものと思われる。しかしその点に関する分析は本稿の課題を超える。

(8) 職業威信の変化

次いで、職業移動に伴って職業的地位がどのように変化するかということについて、職業的地位の総合的指標である職業威信尺度を用いて検討する。

表 7-A は、3時点における職業威信スコアの分布と平均・標準偏差を示したものである。

まず、平均値をみると、定年前職→定年後初職では約 1.5 の低下、定年前職→現職では約 1.7 の低下となっている。威信スコアが 100 点満点であって、実際には 30 点から 80 点の間に幅広く分布していることを考えると、変化の程度はかなり小さいといえる。

次に 5 つのカテゴリーにまとめた場合の変化をみてみよう。定年前職と比べて定年後初職・現職において比率が増加しているのは、40 未満と 70 以上のカテゴリーであり、50~60、60~70 のカテゴリーの比率は減少している。70 以上のカテゴリーの比率が 6.5%→17.3%→18.6% と増加している

41) 1980 年の「定年到達者調査」によれば、定年到達後他の企業に再就職した者のうち、「仕事の内容が同一または類似」の者は 32.2%、「仕事の内容は異なるが、元の経験は生かせる」36.6%、「関係がない」が 30.0%であった。

定年退職を契機とする職業移動が老後の生活適応に及ぼす影響については、次の業績がある。和田修一「定年退職後の職業移動と生活適応」(定年制問題研究会、前掲書、所収)。同「定年退職後の職業移動と生活適応」(『季刊社会保障研究』Vol. 17, No. 3, pp. 322-335)。

表 7 職業威信、雇用上の身分、月収の変化

	定 年 前 職		定年後初職		現 職	
	実 数	比率	実 数	比率	実数	比率
A. 職業威信						
44未満	77	(15.1)	91	(25.4)	82	(27.6)
40～	92	(18.0)	73	(20.4)	52	(17.6)
50～	114	(22.3)	58	(16.2)	52	(17.6)
60～	195	(38.1)	74	(20.7)	55	(18.6)
70～	33	(6.5)	62	(17.3)	55	(18.6)
DK, NA	18	—	40	—	28	—
平 均	52.6		51.1		50.9	
標準偏差	12.0		15.1		15.0	
B. 雇用上の身分						
常 勤			190	(59.5)	142	(55.4)
嘱 託			105	(32.9)	92	(35.9)
臨時雇・日雇・ 季節雇			13	(4.1)	13	(5.1)
パートタイム			6	(1.9)	5	(2.0)
そ の 他			5	(1.6)	4	(1.6)
C. 月収 (本人)						
10万未満	15	(3.2)	46	(14.9)		
10万～	31	(6.6)	66	(21.4)		
15万～	94	(20.0)	68	(21.9)		
20万～	125	(26.7)	47	(15.2)		
25万～	73	(15.6)	28	(9.1)		
30万～	75	(16.0)	20	(6.5)		
40万～	56	(11.9)	34	(11.0)		
DK, NA	60	—	81	—		
平 均	26.68		21.91			
メジアン	22.86		17.24			

比率の計算にあたっては無職および DK, NA を除外して計算した。

のは、中小企業の経営者・役員(威信スコア70.5)の増加のためであろう。

従業先の企業規模の変化は威信スコアには反映していないこともあって、全般的な傾向として、多少の平均の低下と、分布の面での両極分解の傾向が指摘できる。

(9) 雇用上の身分の変化

表 7-B は、経営者・役員・一般従業者に関して、定年後初職・現職の雇用上の身分の分布を示したものである。常雇は定年後初職で59.5%、現職で55.2%にすぎず、嘱託、臨時雇・日雇・季節雇、パートタイムが残りを含め、しかもそれらは定年後初職→現職の間で増加している。定年退職者の雇用の不安定性がこの結果からもうかがわれ

る。

(10) 月収の変化

最後に、定年前職→定年後初職における月収の変化を検討する。

表 7-C は、定年到達時と定年退職後初めて仕事についた時点での調査対象者本人の手取り月収の分布および平均・メジアンを示したものである。月収額は消費者物価指数でデフレートし1980年現在の価格で表示してある。

平均・メジアンの額をみると、定年後初職では、平均で4.77万円、メジアンで5.62万円低下している。月収の分布をみると、定年後初職では定年前職に比べて明らかに額の低い方により集中している。ただし、40万円以上の比率はほとんど変わっておらず、両極分解の傾向がみられるようである。

表 8 は、定年到達時の月収に対する定年後初めて職業についた時の月収の割合の分布を示したものである。平均は 0.787 であり、1.0 未満の者が 71.8% を占めている。しかし、他方では、1.2 以上が 7.4%、1.5 以上が 8.1% と月収がかなり増加した者も少なくない。

以上、職業移動に伴って職業威信、雇用上の身分、月収がどのように変化するかを概観してきた。多くの人々にとって、そして平均的にみれば、職業的地位・労働条件は低下するものの、少数の人々についてはかえって向上し、部分的な両極分

表 8 月 収 の 変 化

	比 率
*0.5未満	24.3%
0.5～	20.4
0.7～	27.1
1.0～	12.7
1.2～	7.4
1.5～	8.1
計	100.0 (N=309)
平 均	0.787

* 定年後初めて職業についた時の月収
定年到達時の月収 を示す。

解の傾向がみられることが明らかになった。

IV 分析結果(2)

——定年退職後の職業的地位の規定要因——

定年退職後再就職した場合の職業的地位が定年到達時の職業的地位、および、学歴・職業経歴などの先行要因にどのように規定されているかを分析するのがここでの課題である。

定年後初職における職業的地位の指標をいくつかとりあげ、学歴・勤続年数・定年前職規模という先行要因との相関を調べるという分析はすでに別のところで行なった⁴²⁾。

ここでは、単に2変量間の相関をみるのではなく、多変量を同時にモデルにくみこんで計算を行なうことによって、学歴等の先行要因が、定年到達時の職業的地位とは独立に定年後初職における職業的地位に影響を及ぼしているかどうかを明らかにする。

そのための分析手法としては重回帰分析を用いる。

ここで従属変数としてとりあげるのは、定年後初職における職業威信である。この変数をとりあげるのは、職業威信尺度が、職業的地位の総合的指標としての妥当性・信頼性・有効性が検証済みの尺度だからである⁴³⁾。

独立変数としてはまず、定年前職における職業威信——以下「定年前職威信」と略す——をとりあげる。つづいて、先行要因に関する変数としては、学歴、および、(職業経歴の安定性の指標として)定年到達までの勤続年数、定年前職規模をとりあげる。このほか、パラメーター推定のバイアスを避けるため、従属変数に系統的な影響を及ぼすと考えられる年齢という変数も独立変数として回帰式に投入する。

モデルは次のとおりである。

$$Y = a_1 + b_1X_1 + b_2X_2 + b_3D_1 + b_4D_2 + b_5X_3 + b_6X_4 + e$$

式中、Yは定年後初職における威信、X₁は定

年前職威信、X₂は学歴(学校教育を受けた通算年数)、D₁は定年前企業規模に関するダミー変数(大企業・官公庁=1, 中小企業=0)、D₂も同じくダミー変数(官公庁=1, 大企業・中小企業=0)、X₃は年齢、X₄は勤続年数である。

計算結果は表9に示されている。

まず単純相関係数(r)をみると、年齢との相関を除いて符号は正であり、定年退職前に有利な状況にあった者ほど定年退職後も威信の高い職業に就いているという傾向があらわれている。特に定年前職威信・学歴との相関係数はそれぞれ.526, .520と大きい。しかしr²の値をとると、それぞれ.277, .270であり、単一の変数では定年後初職における職業威信の分散の3分の1も説明できない。

これに対して、重回帰分析を行なった場合、決定係数は.393となり、説明力はかなり高まる。投入された6変数のうち、定年前職威信(X₁)、学歴(X₂)、大企業・官公庁ダミー(D₁)の3変数の従属変数に対する効果は統計的に有意である。

以上の計算結果によれば、定年後初職の職業的地位の最も大きな規定要因は、定年到達時の職業的地位である。しかし、また、定年到達時の職業的地位が同じ者であっても、学歴の高い者の方が、あるいは中小企業でなく大企業・官公庁につとめていた者の方が定年退職後の再就職において有利であることが、ここでの計算結果から確認される。「学歴社会」や「二重構造的格差」の影響が定年退職後の就業機会にまで及んでいるのである。

ただし、実際にこの就業機会の格差が生み出さ

表9 定年後初職の職業威信の規定要因(重回帰分析)

	相関係数 (r)	偏回帰係数	
		非標準化	標準化
定年前職威信	.526	.450*	.346
学歴	.520	1.582*	.330
大企業・官公庁ダミー	.254	5.687*	.169
官公庁ダミー	.082	-3.000	-.087
年齢	-.083	-0.124	-.024
勤続年数	.122	0.014	.010
定数		13.570	

* 1%水準で有意。決定係数：R²=.393

42) 前掲拙稿 pp. 28-29。

43) 注32) 参照。

表 10 就労・不就労の理由

	第1の理由	第2の理由
働いている理由		
働かないと生活に困るから	78(24.3)	15(6.3)
働けばくらしにゆとりができるから	44(13.7)	43(18.1)
働くことが生きがいだから	47(14.6)	25(10.5)
仕事をしていく上での能力や体力に自信があるから	40(12.5)	29(12.2)
健康を保つ上でよいから	41(12.8)	53(22.4)
働けるうちは働くのが常識だから	60(18.7)	53(22.4)
家で何もせずにいるのも仕方がないから	7(2.2)	15(6.3)
そ の 他	4(1.2)	4(1.7)
合 計	321(100.0)	237(100.0)
働かない理由		
健康が許さないから	59(30.9)	8(6.3)
やりたい仕事が見つからなかったから	36(18.8)	27(21.1)
仕事をする能力に自信がなくなったから	7(3.7)	9(7.0)
もう十分働いたから	36(18.8)	16(12.5)
仕事以外でやりたいことがあるから	11(5.8)	19(14.8)
生活のため働く必要がないから	13(6.8)	24(18.8)
働き口が見つからなかったから	23(12.0)	20(15.6)
そ の 他	6(3.1)	5(3.9)
合 計	191(100.0)	128(100.0)

() 内は比率, DK, NA は比率の計算から除外。

れる社会的メカニズムは、このモデルの分析からでは必ずしも明確にならない。高学歴者・大企業退職者というレッテルが、それ自体として定年退職後著しく有利に働くとは考えにくい。職業経歴を通じて形成された職業的能力・技術、人格的評価、再就職の際の「コネ」や「つて」などモデルにはふくまれていない要因の複合した結果として「利益の集積」、「不利益の集積」のメカニズムが働いているものと考えられる⁴⁴⁾。

V 分析結果(3)

——就労・不就労の規定要因——

Ⅲ・Ⅳでは、定年退職後再就職した人々に分析の対象を限定して、職業移動の構造、および職業移動と先行要因との関連の分析を行ってきた。

44) この概念については、P.M. Blau and O.D. Duncan, op. cit., Chap. 5~6を参照。また、筆者は、修士論文(「貧困と相対的不満の社会学的分析」1979, 未公開)においてこの概念の意義を貧困研究との関連で論じたことがある。

つづいて、以下では、定年退職者が就労するか、就労しないかということが、年齢・健康状態・職業経歴・収入源・家族構成などの要因によってどのように規定されているかという点の分析を行なう。

(1) 就労・不就労の理由

就労・不就労の客観的な規定要因は何かという問題は、就労・不就労の主観的動機の問題と複雑にからまりあっている。従来、老人問題論・雇用問題論の観点からの研究においては、就労・不就労の理由が経済的理由に還元できるということを明示的もしくは暗黙の前提として議論が行なわれることが少なくなった。実際、国民全体の生活水準が低く、老後保障制度がきわめて不備であった時点においては、これは妥当な研究方針であったといえよう。しかし、年金制度の充実と成熟化がすすみ、職業に関する価値観も変容しつつある今日ではこの方針は再考の余地があるだろう。特に本調査の対象者には中・上階層の者が比較的多い

表 11 就労理由と社会的属性の関係

	働かないと生活に困る	働けばくらしにゆとり	働くことが生きがい	能力や体力に自信	健康によい	働くのは常識	何もせずにはいても仕方ない	クラマー係数 ⁴⁵⁾ ($\sqrt{Cr}$)
年齢	55~59	65~69	65~69	55~59	63~64	55~59	60~62	.162
学歴	尋常小以下	中学	高校	高校	尋常小以下	高等小	大学	.219
定年前職	ホワイト	ホワイト	管理・専門	管理・専門	ブルー	ホワイト	ブルー	.234
定年前職規模	中小	大	大	官公	官公	官公	中小	.197
階層帰属意識	下	中の下	中の上以上	中の上以上	中の下	中の下	下	.203
くらしむき評価	貧しい	豊か	ふつう	豊か	豊か	豊か	ふつう	.232
現職	ホワイト	ホワイト	自営	管理・専門	ブルー	管理・専門	ブルー	.198

表の見方については本文中に説明がある。

表 12 不就労理由と社会的属性の関係

	健康が許さない	やりたい仕事が見つからない	仕事をする能力に自信なし	もう十分働いた	仕事以外にやりたいことあり	働く必要がない	働き口が見つからない	クラマー係数 ⁴⁵⁾ ($\sqrt{Cr}$)
年齢	55~59/60~62*	60~62	55~59	65~69	65~69	65~69	65~69	.134
学歴	中学	高校	高等小	高校	高校	高校	大学	.200
定年前職	ホワイト/ブルー**	管理・専門	ブルー	管理・専門	ホワイト	ホワイト	管理・専門	.154
定年前職規模	中小	大	官公	官公	官公	中小	中小	.232
階層帰属意識	下	中の下	中の下	中の上以下	中の中	中の上以上	下	.248
くらしむき評価	豊か	貧しい	ふつう	ふつう	貧しい	豊か	貧しい	.238

表の見方については本文中に説明がある。

*「55~59歳」と「60~62歳」が同比率。

**「ホワイト」と「ブルー」が同比率。

と思われるので、就労・不就労の非経済的理由にも着目せざるをえないものと予想される。

表10は、就労・不就労の理由——第1の理由と第2の理由をたずねている——についての回答の単純集計結果を示したものである。

細かな説明は省略するが、就労理由・不就労理由のどちらも回答が幅広くちらばっており、経済的理由ばかりでなく非経済的理由もかなり多い。就労・不就労の理由が実に多様であることがこの結果からうかがわれる。

次に、就労理由・不就労理由と社会的属性の関連をみておこう。回答の選択肢の設定のしかた如何によって如何ようにも変わるとも思われる就労理由・不就労理由が、実は客観的根拠をもっており、一定の信頼性があるということを確認する必要があるからである。

表11・表12は、社会的属性（年齢・学歴・定年前職・定年前職規模・階層帰属意識・くらしむき評価・現職）と就労理由・不就労理由（第1の理

由）の間のクロス表（計13表）のデータを要約的に示したものである。

表中に記入されているカテゴリー名は、そのカテゴリーが、ある選択肢に反応した比率の最も高いカテゴリーであることを示している。1例をあげると、「働かないと生活に困る」という回答の比率は、55~59歳で30.3%、60~62歳で29.0%、63~64歳で25.7%、65~69歳で17.5%なので、「55~59歳」というカテゴリー名が記入されているのである。

具体的な相関のあり方について、細かな説明は省略し結論だけを示すならば、おおよそ次のことがいえる。

45) クラマー係数の計算式は次のとおりである。

$$\sqrt{Cr} = x^2 / [N \cdot \min\{(r-1), (c-1)\}]$$

ただし、 N は総ケース数、 r および c はカテゴリー数。この係数値は0から+1までの値を示し、値が大きいほど2変数間の関連が強いといえる。くわしくは、安田三郎、前掲書 pp. 51-55。

1° 一般的に、経済的理由・非自発的理由は、主として年の若い層、社会的地位の低い層に多く、非経済的理由・自発的理由は、主として年齢の高い層、社会的地位の高い層に多い。

2° しかし、高学歴層、定年前職＝管理・専門職層では、自らの選好に適した職業がないための不本意な不就労も多い。

3° 「能力や体力に自信」を持つ層と、「仕事をする能力に自信なし」と感じる層ではその社会的属性は対照的である。

このようにみてくると、定年退職者の就労・不就労の理由が多様であり、かつ、その理由に社会的属性による系統的な差異があることが確かめられる。

(2) 就労者・不就労者の類型化

さて、前項で確認されたことを前提にすると、就労・不就労の規定要因の分析を行なうにあたっては、就労者・不就労者をそれぞれ1つのグループにまとめて分析を行なうのではなく、就労・不就労の理由によって就労者・不就労者をさらに細かく分割して分析を行なうほうが望ましいだろう。

そのような類型化を厳密に行なうためには、高齢者の就労・不就労の動機構造に関する社会心理学的な分析が必要とされる。しかし、そのような先行業績は存在しないので、ここでは、前項での分析を参考にしながら、暫定的にサンプルを以下に示す4つのグループに分けて分析を行なうことにする。

A. 「非経済的（動機による）就労」型——就労している者のうち、その第1の理由として、「生きがい」、「能力や体力に自信」、「健康のため」、「常識」のいずれかをあげた者。

B. 「経済的（動機による）就労」型——就労している者のうち、その第1の理由として「生活に困る」、「働けば暮らしにゆとり」のいずれかをあげた者。

C. 「自発的不就労」型——就労していない者のうちその第1の理由として「もう十分働いた」、「仕事以外にやりたいことがある」、「働く必要がない」のいずれかをあげている者。

D. 「非自発的不就労」型——就業していない者のうちその第1の理由として「健康が許さない」、「やりたい仕事が見つからない」、「能力に自信なし」、「働き口が見つからない」のいずれかをあげている者。

このいずれかの型にあてはまらないケースは、以下の分析の対象から除外する。

このように類型化してみると、分析の対象となるのは484名であり、その内訳は、「非経済的就労」型が最も多く185名(38.2%)を占め、つづいて「非自発的不就労」型が123名(25.4%)、「経済的就労」型が118名(24.4%)、「自発的不就労」型が58名(20.0%)となっている。

(3) クロス表分析

さて、分析の対象となる定年退職者が(2)であげた4タイプ——以下「就労—不就労タイプ」と称す——のどれに属するかということが、年齢・健康状態・職業経歴・学歴・家族構成・(本人の勤労所得以外の)収入源・現在の生活水準とどのように関連しているかを明らかにするのが次の課題である。ここで就労・不就労タイプとの関連を検討するのは次の12変数である。

I ①年 齢

II ②健康度——4段階の自己評価

III 職業経歴に関する変数

③定年前職。④定年前職規模。⑤定年到達までの勤続年数。

IV ⑥学 歴

V 家族構成・収入源に関する変数

⑦同居子タイプ——「A. 未就労の子が同居」、「B. 同居子なし」、「C. 就労している子が同居」の3タイプに分けた。AとCの双方に該当する場合はAに分類した。

⑧妻タイプ——「妻の勤労収入がある」、「妻の勤労収入がない」、「未婚・離別・死別」の3カテゴリー。

⑨財産収入——「貯金や利子や株券などの配当」または「地代や家賃などの不動産収入」が「あり」か「なし」の2カテゴリー。

VI 現在の生活水準に関する変数

表 13 社会的属性と就労—不就労タイプの関連

(単位: %)

社会的属性	就 労—不 就 労 タ イ プ				計
	「非経済的就 労」	「経済的就 労」	「自発的不 就労」	「非自発的 不就労」	
年齢* [.107]					
55~59	50.0	28.6	4.8	16.7	100(N=42)
60~62	38.8	31.3	9.0	20.9	100(N=134)
63~64	38.5	23.1	10.3	28.2	100(N=117)
65~69	34.7	20.3	16.8	28.2	100(N=202)
健康度*** [.228]					
非常に健康	47.7	27.7	15.5	9.0	100(N=155)
どちらかといえば健康	36.9	27.0	11.9	24.2	100(N=252)
どちらかといえば不健康	30.2	12.7	7.9	49.2	100(N=63)
病 弱	8.0	12.0	4.0	76.0	100(N=25)
定年前職** [.136]					
管理・専門	47.4	19.2	11.3	22.1	100(N=213)
ホワイト	29.7	31.1	14.2	25.0	100(N=148)
ブルー	31.6	29.1	9.4	29.9	100(N=117)
定年前職規模* [.130]					
中小企業	34.7	30.6	6.9	27.8	100(N=144)
大企業	35.6	25.0	12.5	26.9	100(N=216)
官公庁	46.8	16.1	16.9	20.2	100(N=124)
学 歴 [.119]					
尋常小以下	27.1	28.8	13.6	30.5	100(N=59)
新制中・高等小	33.3	19.3	14.0	33.3	100(N=114)
新制高・旧制中	35.2	31.0	9.2	24.6	100(N=142)
高専・旧制高	50.6	20.2	12.4	16.9	100(N=89)
新制大・大学院	44.4	23.5	12.3	19.8	100(N=81)
勤続年数 [.093]					
1~9年	44.0	28.0	6.0	22.0	100(N=50)
10~19年	36.7	32.2	6.7	24.4	100(N=90)
20~29年	34.6	26.4	13.7	25.3	100(N=182)
30~39年	39.3	17.8	14.7	28.2	100(N=163)
同居子タイプ [.035]					
未就労の子が同居	42.9	22.9	11.4	22.9	100(N=70)
同居子なし	35.9	25.5	12.7	25.9	100(N=220)
就労している子が同居	38.2	24.6	11.6	25.6	100(N=199)
妻タイプ [.075]					
妻の勤労収入あり	32.9	21.9	16.4	28.8	100(N=73)
妻の勤労収入なし	39.1	25.8	10.6	24.5	100(N=396)
未婚・離別・死別	33.3	16.7	22.2	27.8	100(N=18)
財産収入*** [.204]					
あ り	31.1	17.0	20.7	31.1	100(N=360)
な し	40.6	27.5	8.9	23.1	100(N=135)
階層帰属意識*** [.150]					
中の上以上	53.3	25.0	10.0	11.7	100(N=60)
中の中	44.2	20.4	14.4	21.0	100(N=181)
中の下	34.6	27.2	13.2	25.0	100(N=136)
下	22.9	29.5	7.6	40.0	100(N=105)
くらしむき評価*** [.178]					
貧しい	14.9	34.3	7.5	43.3	100(N=67)
ふつう	39.2	24.2	12.9	23.7	100(N=372)
豊 か	55.8	17.3	13.5	13.5	100(N=52)
住居形態* [.141]					
持 家	41.7	22.2	11.6	24.5	100(N=379)
その他	26.3	32.5	13.2	28.1	100(N=114)

〔 〕内はクramer係数($\sqrt{C\phi}$)*, **, *** は χ^2 検定の結果を示す。***... $p < .001$ **... $p < .01$ *... $p < .05$

⑩階層帰属意識——8 カテゴリーで尋ねたものを「中の上以上」、「中の中」、「中の下」、「下」の4 カテゴリーにまとめた。

⑪くらしむき評価——5 カテゴリーで尋ねたものを「貧しい」、「ふつう」、「豊か」の3 カテゴリーに併合。

⑫住居形態——「持家（1戸建・マンション）」、「その他」の2 カテゴリー。

収入源については、その種類（特に年金収入）および額に関してより詳しい情報がほしいところであるが、この調査データからは得られない。

表13は、前記の12変数と就労—不就労タイプの間のクロス表である。 χ^2 検定の結果、12の関連のうち8つの関連が5%水準で有意であった。

関連の強さは、クramer係数 ($\sqrt{C_r}$) によって測られるが、そのクramer係数の値が最も高いのは、健康度と就労—不就労タイプの関連である ($\sqrt{C_r}=.228$)。当然予想されるように、健康度の低下とともに「非自発的不就労」の比率が増え、他のタイプの比率は減る。

つづいて財産収入との関連 ($\sqrt{C_r}=.204$) が強い。財産収入のある者の方がいない者より、「自発的不就労」の比率が11.8%、「非自発的不就労」の比率が8.0%高い。財産収入は、「自発的不就労」を促進するとともに、健康を害したり適職が見つからない時に「非自発的不就労」を続けるための下支えになるということであろうか。

クramer係数 ($\sqrt{C_r}$) が .200 を割って比較的弱い有意な関連がみられるのは、年齢、定年前職、定年前職規模、階層帰属意識、くらしむき評価、住居形態との関連である。

まず年齢との関連をみると、高年齢になるほど就労していない者の比率が増えている。しかし、「自発的不就労」と「非自発的不就労」が同程度に増えており、加齢に伴って自発的な引退の条件が生じてくるとはいえない。

経済的な理由による就労からの解放と自発的な引退の条件の形成には、階層的要因がより影響を及ぼしているようである。就労—不就労タイプと定年前職、定年前職規模、階層帰属意識、くらしむき評価、住居形態との関連をみると、全般的にみ

て、階層的地位の高い層ほど「非経済的就労」、「自発的不就労」が多く、階層的地位の低い層ほど「経済的就労」、「非自発的不就労」が多いという傾向がみられるのである。

なお、就労—不就労タイプと「同居子タイプ」、「妻タイプ」との関連は、予想に反して統計的に有意でなかった。家族構成、本人以外の世帯員の収入と就労・不就労の関係は、この分析によるかぎり明確でない。

ただし、以上行なってきた分析は2変数間の関連の分析にすぎず、ここで見出された相関が真の相関なのかどうかは明らかにしえない。2変数間の関連の分析で有意な関連がない場合でも、他の要因を統制すると有意な関連がみられる場合がある⁴⁶⁾。そこで、次に数量化Ⅱ類による分析を行う。

(4) 数量化Ⅱ類による分析

数量化Ⅱ類とは、外的基準（従属変数）が分類で与えられている（カテゴリーカル・データである）場合に、要因カテゴリー—反応として質的に測定されている（カテゴリーカル・データである）数種の要因（独立変数）と外的基準との間の関連を解析するための統計的手法である⁴⁷⁾。この手法は、判別分析をカテゴリーカル・データの場合にも拡張したものであると解釈できる。

ここでの分析における外的基準（従属変数）は、就労—不就労タイプ（「非経済的就労」、「経済的就労」、「自発的不就労」、「非自発的不就労」）である。これに対して、要因（独立変数）は、クロス表分析で用いた変数のうち階層帰属意識を除いた11変数（計33カテゴリー）である⁴⁸⁾。公的年金制度、定年制度との関連を考慮に入れて59歳以下の者は分析の対象から除外し、最終的には397ケー

46) 注12)の文献参照。

47) 数量化Ⅱ類については、安田三郎前掲書、pp. 194-201 および河口至商、前掲書13章参照。

48) 「健康度」と「妻タイプ」についてはカテゴリーの併合を行なった。「くらしむき評価」と「階層帰属意識」は説明力をテストするための代替指標として相互にモデルに投入して計算を行なった。その結果、「くらしむき評価」の方が説明力が高いことが明らかになったので最終的にはこの変数の方を採用した。

表 14 数量化Ⅱ類結果 (カテゴリー・ウェイト, 決定係数)

		第 一 根	第 二 根	第 三 根
年 齢	60—62	3.95	* -13.85	4.08
	63—64	- 1.13	- 6.26	- 5.57
	65—69	- 1.81	12.00	0.56
健 康 度	健 康	** 9.78	8.14	* 6.83
	やや健康	1.57	- 1.10	1.41
	不 健 康	-21.34	-11.07	-15.77
定 年 前 職	管理・専門	- 1.82	7.80	* - 6.90
	ホワイト	0.86	- 1.90	14.90
	ブルー	2.22	-11.07	- 6.09
定年前職規模	中小企業	1.51	* -13.38	3.98
	大 企 業	- 1.18	2.14	2.33
	官 公 庁	0.40	12.70	- 9.19
学 歴	尋常小以下	** 0.09	11.25	7.10
	高等小・新制中	- 6.62	5.40	0.80
	新制高・旧制中	0.72	- 7.16	0.17
	高専・旧制高	3.44	3.51	-10.17
	新制大・大学院	3.94	- 7.99	4.43
勤 続 年 数	1 年～	** 9.46	- 2.04	- 2.62
	10年～	- 0.94	- 5.82	1.14
	20年～	0.53	- 0.76	3.79
	30年～	- 3.13	5.05	- 4.18
同 居 子	働いていない子と同居	- 0.13	0.14	- 9.47
	同居している子なし	0.05	- 3.67	1.09
	働いている子と同居	- 0.01	4.12	1.74
妻 タイ プ	収入あり	- 3.36	14.18	-13.15
	そ の 他	0.39	- 1.63	1.51
財 産 収 入	あ り	** - 6.24	** 21.70	* 14.41
	な し	2.55	- 8.85	- 5.88
く ら し む き	貧 し い	** -14.68	- 7.52	10.85
	ふ つ う	1.55	0.04	0.02
	豊 か	7.73	9.39	-14.07
住 居 形 態	持 家	0.80	- 1.12	- 2.78
	そ の 他	- 2.98	4.17	10.36
決定係数		.24351	.10324	.06645
明確に判別されるグループ		+	経済的就労 非経済的就労 ↑ 非自発的不就労	自発的不就労 ↑ 経済的就労 ↑ 非経済的就労
		-		

**...偏相関係数が.15以上の要因。

*...偏相関係数が.10以上の要因。

カテゴリー・ウェイトは数値を100倍して示してある。

表 15 数量化Ⅱ類結果 (偏相関係数)

要 因	第一根	第二根	第三根
年 齢	.097(6)	.147(2)	.050(9)
健 康	.386(1)	.085(6)	.106(3)
定 年 前 職	.059(7)	.091(4)	.132(1)
定年前職規模	.044(9)	.115(3)	.069(7)
学 歴	.137(4)	.086(5)	.074(5)
勤 続 年 数	.131(5)	.048(9)	.048(11)
同居子タイプ	.002(11)	.047(10)	.050(9)
妻 タイプ	.044(10)	.062(7)	.061(8)
財 産 収 入	.150(3)	.172(1)	.123(2)
くらしむき評価	.221(2)	.051(8)	.080(4)
住 居 形 態	.056(8)	.026(11)	.072(6)

() 内は偏相関係数の大きさの順位を示す。

表 16 数量化Ⅱ類結果
(外的基準カテゴリー別サンプル・スコア)

	「非経済的 就労」	「経済的就 労」	「自発的不 就労」	「非自発的 不就労」
第一根	{ 5.043 11.699 }	{ 4.688 11.659 }	{ 0.194 11.953 }	{ -11.523 14.296 }
第二根	{ 1.541 23.962 }	{ -9.149 21.995 }	{ 19.582 24.130 }	{ -2.383 27.052 }
第三根	{ -5.286 18.349 }	{ 5.791 16.973 }	{ 6.670 18.740 }	{ -0.990 19.635 }

{ 上段: 平 均
下段: 標準偏差

ス进行分析の対象とした。解は第三根まで求めた。

各カテゴリーのカテゴリー・ウェイト (正規化されたもの) および決定係数 η^2 は表14に, 偏相関係数は表15に示されている。決定係数 η^2 は, 第一根が 0.24351, 第二根が 0.10324, 第三根が 0.06645 であった。

判別グラフ (省略) を検討してみると, 第一根では, 「非自発的不就労」群と就労群 (「非経済的就労」群+「経済的就労」群) とが最も明確に判別されている。第二根では, 「自発的不就労」群と「経済的就労」群とが最も明確に判別されている。第三根では, 「非経済的就労」群と不就労志向群 (「経済的就労」群+「自発的不就労」群) が最も明確に判別されている。参考までに, 外的基準のカテゴリー別サンプル・スコアの平均値と標準偏差を表16に掲げておく。

各要因の説明力の大きさは, 偏相関係数で示される。

偏相関係数の値をみると, 第一根では健康度が

0.386 とずばぬけて大きく, つづいて, くらしむき評価 (.221), 財産収入 (.150), 学歴 (.137), 勤続年数 (.131), 年齢 (.097) の値が比較的大きくなっている。その他の変数の係数値はこれらからずっと引き離されている。第二根では, 偏相関係数が .100 を超えるのは, 財産収入 (.172), 年齢 (.147), 定年前職規模 (.115) のみであり, 定年前職 (.091), 学歴 (.080), 健康度 (.085) がこれにつぐ。その他の係数値はかなり小さい。第三根では, 定年前職 (.132), 財産収入 (.123), 健康度 (.106) の係数値が, .100を超えているが, その他の係数値は判別効率の悪さを反映してかなり低くなっている。

外的基準が3以上のカテゴリーからなる場合の数量化Ⅱ類の分析においては, ある2つのグループを判別するのに有効な要因が他のグループの判別においても有効であるとは限らない。しかし, 大雑把にいて, 就労-不就労タイプの判別において説明力の特に高い変数は, 財産収入・健康度であり, くらしむき評価・年齢・学歴がこれにつづいているといえよう。

健康度・年齢の説明力が高いのは当然予想されたことであったが, このような身体的条件のみによって就労・不就労志向およびその実現可能性が規定されているのではないことに注意する必要がある。特に財産収入の説明力の高さが注目され, また全般的に階層的要因が大きく作用している傾向がみられる。これに反して「同居子タイプ」, 「妻タイプ」という家族関係の要因の説明力は低くなっている。

さて, 以上の結果を念頭におきながら, 次に, どの要因のどのカテゴリーが外的基準のどのカテゴリーと結びついているかをみることによって, 定年退職者が4つのタイプに分化していく社会的・心理的メカニズムを探ることにしよう。

まず, 第一根のカテゴリー・ウェイトに即してみていくと, 「非自発的不就労」との結びつきが最も強いのは「不健康」であり, このほか, 「くらしむき=貧しい」, 「財産収入あり」, 「高等小・新制中卒」, 「勤続年数30年以上」, 「65~69歳」, 「定年前職=管理・専門」, 「妻収入あり」と結びつ

いている。この結果からみると、(i)不健康・高齢化のため身体的理由から就労が困難になること、(ii)本人の勤労所得以外の収入源があって生活の最低限の下支えができること、(iii)安定した職歴をもつ者は職業に関する欲求水準が高くそれに見合った就職口を見つけるのが容易でないこと、などが「非自発的不就労」をひき起こす条件であると考えられる。

つづいて、第二根のカテゴリー・ウエイトに即してみていくと、「自発的不就労」との結びつきが強いのは「財産収入あり」、「65～69歳」、「定年前職規模＝官公庁」であり、このほか「定年前職＝管理・専門」、「学歴＝尋常小以下」、「健康」、「働いている子と同居」、「妻の収入あり」、「くらしむき＝豊か」と結びついている。(i)加齢とともに「引退志向」が強まること、(ii)本人の勤労所得以外の収入源の存在によって生計にゆとりが生じること、(iii)定年到達前の職業的地位が高く安定した職歴をもち、受給年金額が高く、資産額も相対的に多いこと、などが「自発的不就労」を可能にする条件であると考えられる。

これに対して、「経済的就労」と結びついているのは、「財産収入なし」、「60～62歳」、「定年前職規模＝中小企業」、「学歴＝新制大・大学院」、「同居している子なし」、「妻の収入なし」、「くらしむき＝貧しい」である。「自発的不就労」とはほぼ対蹠的なメカニズムによって、「経済的就労」が生じていると考えられる。

最後に、第三根のカテゴリー・ウエイトに即して「非経済的就労」との結びつきが強いカテゴリーをみると、それらは、「定年前職＝管理・専門、またはブルー」、「財産収入なし」、「不健康」、「くらしむき＝豊か」であることがわかる。生計のゆとり、専門・管理職の経験が「非経済的就労」につながることは理解できるが、他の要因については判別効率の悪さを反映して解釈が困難な結果が出ている。

以上、数量化Ⅱ類という手法を用いて定年退職者の就労・不就労の要因分析を行ってきた。判別の効率は必ずしもよくなかったが、定年退職者が「非経済的就労」、「経済的就労」、「自発的不就

労」、「非自発的不就労」の4タイプに分化する社会的・心理的メカニズムの一端が明らかになった。就労・不就労の理由に注目して「就労—不就労タイプ」を構成し、これを従属変数として分析を行なうという方針の妥当性は一応確認されたといえるだろう。なお、年金制度（国民年金支給開始年齢・在職老齢年金制度）との関連を考慮して、64歳以下と65歳以上にサンプルを分割した上でそれぞれのサンプルに関して同様の分析を行なってみたが、基本的な結果に変わりはない。クロス表分析との斉合性などをみても、全体として安定した結果が得られたといえるだろう。

ただし、データ分析の方法の厳密性という観点からみると、いくつかの限界があったことも事実である。

第1に、年金受給額、職業観などかなり重要と思われる要因が分析に含められていないということである。数量化Ⅱ類のモデルの中では明示的に制御しえなかったこれらの要因によってもたらされた（就労—不就労の）各タイプへの分化は、代わって職業経歴、生活水準に関する諸要因によって説明された。そして、事後的に解釈をつけ加えることによって、そのことによって生じる欠陥を補おうと試みた。

第2に、「就労—不就労タイプ」の設定によってこれまでの研究よりも精緻な分析が可能になったが、すでに明らかにされている就労・不就労の理由の多様性・多元性からすれば、タイプ分けがやや単純すぎるくらいであったということである。

こうした問題点は、いずれもデータの制約から生じたものであり、今後新たなデータの開発を行ない、慎重な配慮の下で改善が試みられるべきものである。

VI 分析結果(4)

——生活水準の格差の規定要因——

次の課題は、図1に示した分析枠組に従って、定年退職者の生活水準の格差の規定要因の分析を行なうことである。

まず、生活水準の客観的指標として世帯収入

表 17 定年到達時の職業、先行要因と現在の生活水準の関係

		世帯収入 (万円)	貯蓄 (万円)	くらしむき* (5点評価)	くらしむき満足** (5点評価)	持家率 (%)	階層帰属意識 中の上以上 (%)
学歴	尋常小以下	290.6	491.9	2.82	3.02	65.6	6.7
	新制中・高等小	349.6	799.0	2.94	3.43	72.5	7.8
	新制高・旧制中	420.9	1,017.7	3.01	3.34	76.2	8.7
	高専・旧制高	474.5	1,218.0	2.97	3.33	81.7	17.0
	大学・大学院	496.0	1,547.4	3.02	3.32	88.0	28.1
勤続年数	1～	368.2	620.1	2.76	3.02	57.4	11.3
	10～	379.5	910.1	2.92	3.12	73.1	14.0
	20～	398.7	983.2	2.99	3.36	74.7	11.2
	30～	449.4	1,268.5	3.02	3.45	87.3	14.5
定年前職規模	中小企業	339.4	729.5	2.84	3.16	63.8	8.0
	大企業	418.9	1,118.0	3.00	3.35	80.4	15.6
	官公庁	480.7	1,229.8	3.08	3.47	87.9	14.1
定年前職	ブルー	308.8	612.7	2.90	3.15	59.7	5.0
	ホワイト	390.6	796.9	2.94	3.34	73.1	9.8
	管理・専門	484.6	1,409.5	3.05	3.41	88.7	19.8

*「非常に豊か」=5点,「やや豊か」=4点,「ふつう」=3点,「やや貧しい」=2点,「非常に貧しい」=1点として計算。

**「非常に満足」=5点,「やや満足」=4点,「どちらともいえない」=3点,「やや不満」=2点,「非常に不満」=1点として計算。

(年収)・貯蓄額(本人夫婦)・住居形態,主観的指標としてくらしむき評価(5段階)・階層帰属意識(8段階)・くらしむき満足度(5段階)をとり,定年到達時の職業的地位に関する変数(企業規模・職種)および先行要因(学歴・勤続年数)との関連を分析する。

表17は,世帯収入,貯蓄額,くらしむき評価,くらしむき満足度の平均値,および,持家率,「中の上」以上の階層帰属の比率を,学歴,勤続年数,定年前職規模,定年前職の各カテゴリー別に示したものである。

くわしい説明は省略するが,全般的にみて,定年到達時の職業的地位と先行要因によって現在の生活水準に系統的な差がみられることが明らかになっているといえてよい。すなわち,学歴が高いほど,勤続年数が長いほど,現在の生活水準が高く,また,中小企業でなく大企業・官公庁につとめていた者の方が,ブルー・カラーよりホワイト・カラー,ホワイト・カラーより管理・専門職の方が,現在の生活水準が高いという結果が示されている。

以上の分析結果は当然予期されたことであるが,この分析のみによっては図1によって示されるよ

うな因果連関の構造を明らかにすることはできない。

そこで,次に,重回帰分析・逐次パス解析による分析を行なう。

分析は,全サンプルに対してと,有職者のみに対してと両方を試みたが,紙幅の都合上,有職者のみを対象として行なった分析の結果だけを以下に示す⁴⁹⁾。

さて,分析において用いる生活水準の指標は,量的変数でなければいけないので,世帯収入および貯蓄額をとりあげることとする。世帯収入は生活水準のフローの面の,貯蓄額はストックの面の指標と考える。現在および定年到達時の職業的地位の指標としては,それぞれ,現職および定年前職の職業威信を用いる。先行要因に関する変数としては,学歴・定年到達までの勤続年数・定年前職規模を投入し,このほか従属変数に系統的な影響を及ぼす可能性のある変数として年齢を回帰式に投入する。パス解析におけるこれらの変数間の因果序列は次のように想定する。

因果序列1:学歴,勤続年数,定年前職規模,

49) 全サンプルを対象にした分析結果については,前掲拙稿p.38に示した。

年齢, 定年前職威信

因果序列 2: 現職威信

因果序列 3: 世帯収入, 貯蓄額

ここでの主眼はパス解析にあるが, ダミー変数の効果をみるためには通常の重回帰分析の方がわかりやすい面もある。双方のモデルを以下に掲げておく⁵⁰⁾。

重回帰分析:

$$X_7 = a_{70} + a_{71}X_1 + a_{72}X_2 + a_{73}X_3 + a_{74}X_4 + a_{75}X_5 + a_{76}X_6 + e_7$$

$$X_8 = a_{80} + a_{81}X_1 + a_{82}X_2 + a_{83}X_3 + a_{84}X_4 + a_{85}X_5 + a_{86}X_6 + a_{87}X_7 + e_8$$

$$X_9 = a_{90} + a_{91}X_1 + a_{92}X_2 + a_{93}X_3 + a_{94}X_4 + a_{95}X_5 + a_{96}X_6 + a_{97}X_7 + e_9$$

式中, X_8 は世帯収入, X_9 は貯蓄額, X_1 は学歴(学校教育を受けた通算年数), X_2 は勤続年数, X_3 は定年前職規模に関するダミー変数(大企業・官公庁=1, 中小企業=0), X_4 も同じダミー変数(官公庁=1, 大企業・中小企業=0), X_5 は年齢, X_6 は定年前職威信, X_7 は現職威信を示している。

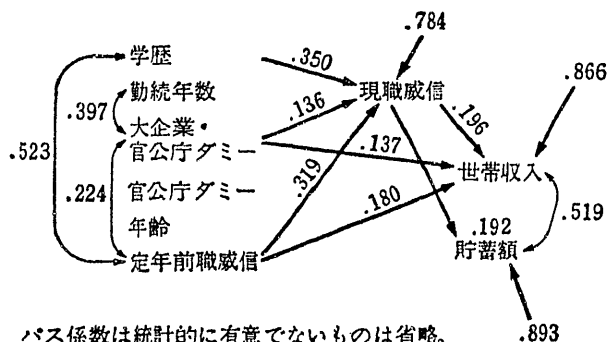
逐次パスモデル:

$$\begin{cases} x_7 = p_{71}x_1 + p_{72}x_2 + p_{73}x_3 + p_{74}x_4 + p_{75}x_5 + p_{76}x_6 + p_{7u}x_u \\ x_8 = p_{81}x_1 + p_{82}x_2 + p_{83}x_3 + p_{84}x_4 + p_{85}x_5 + p_{86}x_6 + p_{87}x_7 + p_{8v}x_v \\ x_9 = p_{91}x_1 + p_{92}x_2 + p_{93}x_3 + p_{94}x_4 + p_{95}x_5 + p_{96}x_6 + p_{97}x_7 + p_{9w}x_w \end{cases}$$

ただし x_i は X_i を標準化したもの。 x_u, x_v, x_w は誤差項。 $p_{ij}(i=7, 8, 9, j=1 \sim 7, u, v, w)$ は

表 18 生活水準の規定要因 (重回帰分析・パス解析)

	従 属 変 数		
	現職威信	世帯収入	貯 蓄 額
y 切片			
a_{i0}	18.911	188.2	868.6
$a_{i0} + a_{i1}$ 大企業	23.321	259.4	972.9
$a_{i0} + a_{i1} + a_{i4}$ 官公庁	21.817	233.7	945.5
パス係数			
p_{i1} 学 歴	.350*	.084	.080
p_{i2} 勤続年数	.010	.084	.062
p_{i3} 大企業・官公庁ダミー	.136*	.137*	.128
p_{i4} 官公庁ダミー	-.044	.083	.048
p_{i5} 年 齢	.036	-.051	-.087
p_{i6} 定年前職威信	.319*	.180*	.143
p_{i7} 現職威信		.196*	.192*
決定係数 (R^2)	.385	.250	.202
残余変数効果 (p_{1u}, p_{8v}, p_{9w})	.784	.866	.893

*5%水準で有意。 $i=7, 8, 9$ 

パス係数は統計的に有意でないものは省略。
相関係数は.20以下のものおよびダミー変数
相互間のものは省略。

図 4 生活水準の規定要因 (パス・ダイアグラム)

パス係数。

表18には, 重回帰分析における y 切片, およびパス解析におけるパス係数, 決定係数, 残余変数効果が示されている。パラメーターの推定には, 通常の最小二乗法を用いている。

図4は, 計算の結果をパス・ダイアグラムの形で示したものである。これを見るとわかるように, 統計的に検証された因果の経路としては, (i) 学歴・定年前職規模・定年前職威信→現職威信→世帯収入・貯蓄額という現職威信を経る経路と(ii) 定年前職規模・定年前職威信から直接世帯収入を規定する経路との2つがあることが明らかになっている。

ただし, 後者の経路に関しては, モデルの中に

50) パスモデルの個々の式は, 誤差項にも係数がついている点を除くと, 回帰式(ただし変数がすべて標準化されている場合)と変わらない。パス解析については, 安田三郎編前掲書 pp. 262-267, H. B. Asher, *Causal Modeling*, Sage Publications, 1976 (広瀬弘忠訳『因果分析法』朝倉書店, 1980)を参照。パス解析の応用例としては, 富永健一編, 前掲書, O. D. Duncan, D. L. Featherman and B. Duncan, *Socioeconomic Background and Achievement*, 1972, Seminar Press, R. P. Boyle, "Path Analysis and Ordinal Data," *American Journal of Sociology*, Vol. 75, No. 4, pp. 461-480などが参考になる。

ダミー変数を用いた重回帰分析については, J. Johnston, *Econometric Methods* (2nd ed.), McGraw Hill, 1972, Chap. 6を参照。

組み入れられていない資産額、年金受給額、家族の扶養能力が実際には媒介要因として重要な役割を果たしていると解釈しておく方が妥当であろうと思われる⁵¹⁾。

さて、最後に、「生活水準に対する規定力は、定年前職威信と現職威信でどちらが強いのか」という問題を設定しそれを解明することによって、生活水準の格差を生み出すメカニズムを検討する。ここでは、「相関係数の分解」というパス解析に固有の方法を用いて、定年前職威信の「直接効果」・「総効果」と現職威信の「総効果」を比較することによってこの課題に接近する。

定年前職威信と世帯収入の相関係数 $r_{86} = .387$ は次のように分解される。

$$\begin{aligned} r_{86} &\equiv DE_{86} \text{ (直接効果)} + IE_{86} \text{ (間接効果)} \\ &\quad + SE_{86} \text{ (擬似効果)} \\ DE_{86} &= p_{86} = .180, \quad IE_{86} = p_{87}p_{76} = .063 \\ SE_{86} &= r_{86} - DE_{86} - IE_{86} = .144 \end{aligned}$$

また、定年前職威信と貯蓄額の間の相関係数 $r_{96} = .339$ は次のように分解される。

$$\begin{aligned} r_{96} &\equiv DE_{96} + IE_{96} + SE_{96} \\ DE_{96} &= p_{96} = .143, \quad IE_{96} = p_{97}p_{76} = .061 \\ SE_{96} &= r_{96} - DE_{96} - IE_{96} \\ &= .135 \end{aligned}$$

ここで直接効果 (DE_{86}, DE_{96}) とは、定年前職威信が世帯収入 (貯蓄額) に直接及ぼす効果のことであり、間接効果 (IE_{86}, IE_{96}) とは、定年前職威信が現職威信を経由した上で世帯収入 (貯蓄額) に及ぼす効果である。直接効果と間接効果の和は総効果と呼ばれるが、これを TE_{86}, TE_{96} と表わすと、

$$\begin{aligned} TE_{86} &\equiv DE_{86} + IE_{86} = .180 + .063 = .243 \\ TE_{96} &\equiv DE_{96} + IE_{96} = .143 + .061 = .204 \end{aligned}$$

となる。

次に、世帯収入に対する現職威信の総効果を TE_{87} 、貯蓄額に対する現職威信の総効果を TE_{97} とすると、どちらの場合も間接効果は 0 だから

$$TE_{87} = DE_{87} = p_{87} = .196$$

$$TE_{97} = DE_{97} = p_{97} = .192$$

さて、世帯収入に対する定年前職威信の規定力と現職威信の規定力とを比べるためには、 TE_{86} と TE_{87} を比べればよい。すると、

$$TE_{86} > TE_{87}$$

である。よって、定年前職威信の規定力の方が強いことがわかる。

$$\text{また, } TE_{96} > TE_{97}$$

であるから、貯蓄額に対する規定力も定年前職威信の方が現職威信より大きいことがわかる。

ただし、ここで注意すべきことは、

$$DE_{86} < TE_{87}, \quad DE_{96} < TE_{97}$$

ということである。

すなわち、生活水準に対する定年前職威信の効果は、直接効果だけをみれば現職威信の効果を下回るが、現職威信を経由する間接効果を加えることによって現職威信の効果を上回る。

以上のことから次のことが明らかになる。すなわち、現在の生活水準は定年退職前の階層的地位にかなりの程度規定されているが、それは定年退職を契機とする職業移動が定年退職前の階層的格差を維持するように構造化されていることによるところが少なくないのである。

VII ま と め

本稿では、現代日本における高齢者の仕事役割からの離脱＝職業生活からの引退のプロセスの一面を明らかにするために、(1)定年退職を契機とする職業移動の構造、(2)定年退職後の職業的地位の規定要因、(3)就労・不就労の規定要因、(4)生活水準の格差の規定要因、に関する計量社会学的分析を行ってきた。

分析は多岐にわたって行なわれたが、最も基本的な知見を次にまとめておく。

(1) 定年退職を契機とする職業移動の流れを規制している原理としては、(i)職業の序列、(ii)マニュアル労働関連職業—ノン・マニュアル労働 (専門職は除く) 関連職業—専門的職業の三者の間の移動の障壁の存在、(iii)中小企業・自営業へ

51) 前掲拙稿 pp. 32-35 では家族的要因も含めた分析を行なった。ただしそれらの変数は、ダミー変数であったこともあって、説明力はかなり弱く、統計的に有意にならなかった。

の移動の強い流れ、(iv)製造業から卸小売・サービス業への移動の流れ、がある。この職業移動に伴って、職業的地位・労働条件は低下するのが一般的であるが、部分的には両極分解の傾向がみられる。全体として、この職業移動は、定年退職前の階層的格差を維持するような形で構造化されており、「学歴社会」や「二重構造的格差」の影響が定年退職後まで持ち越される。その結果、定年退職者の生活水準は、定年退職前の階層的地位にかなりの程度規定されるようになる。

(2) 定年退職者の就労・不就労の理由は多様であり、しかも社会的属性による系統的な差異が存在する。そこで、サンプルを「非経済的就労」、「経済的就労」、「自発的不就労」、「非自発的不就労」の4グループに分けて数量化Ⅱ類の分析を行なうと、このグループ間の判別において説明力が高い変数は、財産収入・健康度・くらしむき評価・年齢・学歴であった。

加齢とともに就労しない者の比率は増加し、確かに不就労志向は強まる。しかし、年齢は就労・不就労志向を規定する最大の要因ではなく、また加齢とともに自発的な就労・引退を選択しうる条件が誰にでも生じるわけではない。就労・不就労志向とその実現可能性は、健康度・年齢などの身体的条件ばかりでなく、財産収入をはじめとする階層的要因にかなりの程度規定されるのである。

本稿で利用した調査データは、東京都内の特定地域居住の定年退職者を対象にした調査データであり、本稿における分析は、仮説の発見・分析手法の開発などを中心とする第1次的接近という性格をもつものである。したがって、ここで得られた知見は、今後、より質の高いデータの分析によ

って改めて検証されるべき仮説としての意味をもつものである。

この点を別にしても今後の課題として次の点が残されている。

(1) 今回の分析では既存のデータを利用したために、データ解析上さまざまな制約を受けた。ここでとり組んだ課題にさらに接近するためには、高齢者の職業経歴、生活歴、家計の状況、期待賃金率、本人の非勤労収入（年金収入、財産収入）、他の世帯員の収入、家族関係、価値意識（職業観・老後観など）に関する詳細でかつ信頼のおける情報をふくむ調査データの開発が不可欠である。

(2) 今回の分析では、意図的に従来社会学で用いられてきた分析手法をやや機械的に適用した。今後はこのテーマに即した分析手法の開発が必要である。細かな点についていえば、職業分類の改良、就労・不就労の動機の分類法の改良なども試みる必要がある。

(3) 本稿で試みたようなやや単純なモデルによる統計的な分析は、雇用・社会保障などの制度的条件の分析、およびそれを前提にした事例研究⁵²⁾によって補完される必要がある。両者があいまってはじめて政策課題に一定の解答を与えることが可能になろう。

(4) 政策課題との関連でいえば、職業移動・就労・引退・生活水準などが高齢者の「主観的幸福感 (Subjective Well-being)」とどのように結びつくかという点の研究が今後必要とされる。この点では社会老年学における「生活適応」に関する一連の研究が注目される⁵³⁾。

(ひらおか こういち・社会保障研究所研究員)

52) 本間信吾「高齢者の経済的自立——都市高齢求職者における実態と可能性——」(『社会老年学』Vol. 13, 1980, pp. 2-20)を参照。

53) 注2)の文献を参照。

* 本稿における分析のための集計計算は東京大学大型計算機センターを利用して行なった。プログラム・パッケージとしては、SPSS および PPSS を利用した。

研究ノート

社会保険法判例

堀 勝 洋

児童の障害が種痘に起因すると認められ、予防接種法による障害児養育年金の不支給決定が取り消された事例

東京地方裁判所民事第三部昭和56年11月9日判決
(昭和54年(行ウ)第34号障害児養育年金不支給決定取消請求事件)

I 事実の概要

原告Xは、昭和36年11月23日生まれの外Aを養育する父親であるが、このAが昭和37年6月2日東京都杉並東保健所で種痘を受けたことにより、Aが重度精神薄弱、脳性麻痺、てんかんにより廃疾の状態になったとして、予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定による障害児養育年金の支給を、昭和52年6月11日付けで被告東京都杉並区長に請求した。ところが被告は、Aの本症と本件種痘との間には因果関係が認められないとした厚生大臣の通知に基づき、昭和54年3月7日付けで障害児養育年金を支給しない旨の決定をしたため、Xは被告のこの決定の取消しを求めて出訴した。

本判決は、次のとおり判示してXの主張を認めた。

II 判 旨

1 「Aの本症につき出生前及び出生周辺期の原因をうかがうことができないこと、本件種痘までのAの発育はほぼ正常であったこと、ところが本件種痘のすぐ後に発育遅滞を示し始め脳性小児麻痺と診断されるに至ったが、出生から右診断

までの間において、本件種痘以外に本症の原因となるべき疾病の罹患を認めることができないこと、そして種痘後脳炎の好発期において、Aは発熱し、引き続き髄膜刺激症状、食欲不振、傾眠の症状を呈しており、これらは種痘後脳炎の急性期の症状の一つであることを総合し、かつ、前掲甲第四号証の一及び二並びに証人青山正征の証言に照らせば、Aの本症は本件種痘に起因するものと認めるのが相当である。」

2 「したがって、Aの本症と本件種痘との因果関係が認められないので予防接種法等一部改正法附則三条一項の認定をすることができないとした昭和五四年二月五日付け厚生大臣通知は、判断を誤ったものというべきである。」

「そうすると、右通知に基づいて行われた本件決定も違法といわざるを得ず、本件決定の取消しを求める原告の本訴請求は理由がある。」

III 解 説

1 本件は予防接種による健康被害の救済制度が昭和51年に法制化されて以来初めて同法による給付を求める行政訴訟に対する判決として注目されるべきものである。

2 予防接種は、伝染病疾患に対して社会防衛

上行われる重要な予防的措置であるが、関係者がいかに注意を払ってもきわめてまれではあるが不可避免的に健康被害が起こりうるという医学上の特殊性があるにもかかわらず、あえてこれを実施しなければならないという特性を有している。

予防接種による健康被害は、次のような場合に起こるとされている¹⁾。

- (1) ワクチン自体に重大な欠陥があった場合
- (2) ワクチン接種時に他の病原菌が混入した場合
- (3) ワクチンの種類、接種量を誤ったこと等誤接種の場合
- (4) ある種の疾患をもつ者あるいはワクチン接種に異常な反応を呈する体質をもつ者に接種したこと等被接種者の異常に基づく場合
- (5) 原因不明の場合

予防接種健康被害の防止対策として、国はより安全なワクチンの開発、予防接種の実施方法の改善に努めてはいるが、健康被害の発生を完全に防止することは現在の医学水準では不可能とされている。

このような予防接種被害が生じたとき、無過失であれば従来の国家賠償法等によって救済される途はなく、またたとえ予防接種に際し過失があったとしても、その救済を得るためには司法手続に相当の日時と経費が費やされるのが普通であった。

3 このため、昭和45年6月の東京都下における種痘による副反応発生以来、各県から種痘の副反応による死亡、発疹、発熱等の事例が報告されるとともに大々的に新聞報道に取り上げられるなど、いわゆる種痘禍事件として大きな社会的関心をひくに至ったことを契機として、昭和45年7月31日の閣議了解に基づく行政措置により救済が行われるようになった。この行政措置は、表1に示すように恒久的な救済制度を創設するまでの暫定的な措置であった。

その後この行政措置による給付は逐次改善が図られ、法制度に移行する直前の昭和52年の最終的な状態は表2のとおりであった。

表1 予防接種事故に対する措置について
(昭和45年7月31日閣議了解)

予防接種事故に関する措置については、今後恒久的な救済制度の創設について検討することとするが、現に予防接種事故により疾病にかかり、もしくは後遺症を有し、又は死亡した者については、当面緊急の行政措置として、国は地方公共団体の協力を得て次のような措置を講ずることとする。

第1 措置の目標

- 1 予防接種の副反応(通常生ずる副反応を除く。以下同じ。)と認められる疾病(副反応の疑いのある疾病を含む。以下同じ。)により、現に医療を必要とする者に対して、自ら負担した額に相当する額の給付を行なう。
- 2 予防接種の副反応と認められる疾病に起因する後遺症を有する者に対し、次の区分により、給付を行なう。

厚生年金保険法に定める廃疾の程度	後遺症を有するに至った時の年齢	
	18歳未満	18歳以上
1 級	270万円	330万円
2 級	200万円	240万円
3 級	130万円	160万円

- 3 予防接種の副反応と認められる疾病により死亡した者については、次の区分により、死亡した者の遺族に対し、給付を行なう。

死亡時の年齢	
18歳未満	18歳以上
270万円	330万円

第2 措置の実施

国は、第1の措置に要する財源につき、その2分の1に相当する額を支出し、地方公共団体に対しては、国の措置に相当する額の支出を要請する。

資料：炭谷茂・堀之内敬，参考文献③，pp.19～20。

4 その後昭和48年6月以降東京、大阪、名古屋、福岡の各地方裁判所に予防接種事故の集団訴訟が提起される²⁾など予防接種制度の改善および被害者救済の恒久的制度への要望が高まり、遂に「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律」(昭和51年法律第69号。以下「改正法」という。)により実現されるに至った。このうち予防接種制度の抜本的改正に関する部分は、この法律の公布の日である昭和51年6月19日から、救済制度の法制化に関する部分は昭和52年2月25日から施行された。

この改正により、問題の種痘については、改正

1) 炭谷茂・堀之内敬，参考文献③，p.18。

2) この集団訴訟については中平健吉，参考文献④，pp.329-334，および河野敬，参考文献④，pp.33-38参照。

表 2 閣議了解措置の給付内容

措置の種類	医療費	後遺症	一時金	弔金	慰金	後遺症特別給付金																																																			
対象者	予防接種の副反応と認められる疾病により現に医療を必要とする者	予防接種の副反応と認められる後遺症を有し、厚生年金保険法別表第1に掲げる程度の障害を有する者		予防接種の副反応と認められる疾病により死亡した者の配偶者、子又は父母		予防接種の副反応と認められる疾病に起因する後遺症を有し、厚生年金保険法別表第1に定める障害の程度1級又は2級に該当する障害を有する者のうち、学齢期到達年齢以上のもの。ただし、施設入所者には支給しない。																																																			
措置の内容	昭和45年8月1日以後の当該医療に要した費用について健康保険の例により算定した額のうちの自己負担相当額	<table><tr><th>厚生年金保険法に定める障害の程度</th><th>後遺症を有するに至った時期</th><th>後遺症を有するに当たった年齢</th><th>一時金</th></tr><tr><td rowspan="2">1級</td><td>昭和50年4月1日～昭和51年3月31日</td><td>18歳未満</td><td>590万円</td></tr><tr><td>昭和51年4月1日～昭和52年3月31日</td><td>18歳以上</td><td>720万円</td></tr><tr><td rowspan="2">2級</td><td>昭和50年4月1日～昭和51年3月31日</td><td>18歳未満</td><td>430万円</td></tr><tr><td>昭和51年4月1日～昭和52年3月31日</td><td>18歳以上</td><td>520万円</td></tr><tr><td rowspan="2">3級</td><td>昭和50年4月1日～昭和51年3月31日</td><td>18歳未満</td><td>290万円</td></tr><tr><td>昭和51年4月1日～昭和52年3月31日</td><td>18歳以上</td><td>370万円</td></tr></table> (後遺症を有する者には医療費の支給は行わない)	厚生年金保険法に定める障害の程度	後遺症を有するに至った時期	後遺症を有するに当たった年齢	一時金	1級	昭和50年4月1日～昭和51年3月31日	18歳未満	590万円	昭和51年4月1日～昭和52年3月31日	18歳以上	720万円	2級	昭和50年4月1日～昭和51年3月31日	18歳未満	430万円	昭和51年4月1日～昭和52年3月31日	18歳以上	520万円	3級	昭和50年4月1日～昭和51年3月31日	18歳未満	290万円	昭和51年4月1日～昭和52年3月31日	18歳以上	370万円	<table><tr><th>死亡の時期</th><th>死亡時の年齢</th><th>弔金</th></tr><tr><td>昭和50年4月1日～昭和51年3月31日</td><td>18歳未満</td><td>590万円</td></tr><tr><td>昭和51年4月1日～昭和52年2月24日</td><td>18歳以上</td><td>720万円</td></tr><tr><td>昭和51年4月1日～昭和52年2月24日</td><td>18歳未満</td><td>750万円</td></tr><tr><td>昭和52年2月24日</td><td>18歳以上</td><td>910万円</td></tr></table>	死亡の時期	死亡時の年齢	弔金	昭和50年4月1日～昭和51年3月31日	18歳未満	590万円	昭和51年4月1日～昭和52年2月24日	18歳以上	720万円	昭和51年4月1日～昭和52年2月24日	18歳未満	750万円	昭和52年2月24日	18歳以上	910万円	<table><tr><th>厚生年金保険法に定める障害の程度</th><th>適用時期</th><th>学齢期以上の在宅の者(月額)</th></tr><tr><td rowspan="2">1級</td><td>昭和50年10月～昭和51年9月</td><td>19,000円</td></tr><tr><td>昭和51年10月～昭和52年2月</td><td>22,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">2級</td><td>昭和50年10月～昭和51年9月</td><td>13,000円</td></tr><tr><td>昭和51年10月～昭和52年2月</td><td>15,000円</td></tr></table>	厚生年金保険法に定める障害の程度	適用時期	学齢期以上の在宅の者(月額)	1級	昭和50年10月～昭和51年9月	19,000円	昭和51年10月～昭和52年2月	22,000円	2級	昭和50年10月～昭和51年9月	13,000円	昭和51年10月～昭和52年2月	15,000円
厚生年金保険法に定める障害の程度	後遺症を有するに至った時期	後遺症を有するに当たった年齢	一時金																																																						
1級	昭和50年4月1日～昭和51年3月31日	18歳未満	590万円																																																						
	昭和51年4月1日～昭和52年3月31日	18歳以上	720万円																																																						
2級	昭和50年4月1日～昭和51年3月31日	18歳未満	430万円																																																						
	昭和51年4月1日～昭和52年3月31日	18歳以上	520万円																																																						
3級	昭和50年4月1日～昭和51年3月31日	18歳未満	290万円																																																						
	昭和51年4月1日～昭和52年3月31日	18歳以上	370万円																																																						
死亡の時期	死亡時の年齢	弔金																																																							
昭和50年4月1日～昭和51年3月31日	18歳未満	590万円																																																							
昭和51年4月1日～昭和52年2月24日	18歳以上	720万円																																																							
昭和51年4月1日～昭和52年2月24日	18歳未満	750万円																																																							
昭和52年2月24日	18歳以上	910万円																																																							
厚生年金保険法に定める障害の程度	適用時期	学齢期以上の在宅の者(月額)																																																							
1級	昭和50年10月～昭和51年9月	19,000円																																																							
	昭和51年10月～昭和52年2月	22,000円																																																							
2級	昭和50年10月～昭和51年9月	13,000円																																																							
	昭和51年10月～昭和52年2月	15,000円																																																							

資料：表1に同じ。p.21。

前は生後2ヵ月から生後12ヵ月に至る期間、小学校入学前6ヵ月以内、小学校卒業前6ヵ月以内の3回必ず定期に行わなければならないのに対し、改正後は痘そうは予防接種の対象疾病として残されたものの、定期の予防接種の対象疾病からは除かれ、ほぼ種痘を受けるべき義務は課されなくなった。

次に救済制度の給付も、医療費および医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金ならびに葬祭料と、給付の範囲および内容が大幅に改善された。このうち、本件訴訟の対象となっている障害児養育年金は、予防接種を受けたことにより一定程度の廃疾の状態にある18歳未満の者を養育する者に支給され、その額は、1級該当者については107万400円（児童福祉施設等に入所している者については51万8,400円）、2級該当者については63万3,600円（児童福祉施設等に入所している者については、34万5,600円）となっている。

現在におけるこれらの給付の支給状況は表3に示すとおりである。

5 さて、本件訴訟はこの障害児養育年金の支給をめぐる、種痘と障害との間に因果関係があるかどうかについて争われたものである（なお、予防接種法第17条第2号に規定する障害児養育年金は、本来改正法施行後の昭和52年2月25日以後の予防接種による健康被害に対して給付されるのであるが、改正法附則第3条第1項の規定により、同日前の予防接種による健康被害に対しても同じような給付がなされることになっているので、予防接種と健康被害の間に因果関係が認められれば、本件のような場合でも給付がなされるものである。）。

予防接種法第16条によれば、予防接種による健康被害者に対する給付は市町村長（東京都の特別区にあっては、区長（地方自治法第281条の3第1項））が行うが、健康被害が予防接種を受けたことによるものであるかどうかという因果関係は厚生大臣が認定するものとされる。厚生大臣がこの認定を行う際には、公衆衛生審議会（この中に予防接種健康被害認定部会が設けられている。）の意見を聴かなければならないとされている。

本件訴訟の原因となった障害児養育年金の被告による不支給決定も、公衆衛生審議会の意見を聴取したうえで厚生大臣が昭和54年2月5日付けで発した通知に基づいてなされたもので、因果関係に関する判断の責任は厚生大臣にあるといえる。

本判決は、種々の証拠を綿密に分析することにより、種痘とAの障害につき因果関係を認めたものであり、この結論は判決文を読む限りでは十分首肯できるものである。

被告東京都杉並区長は、新聞報道によれば³⁾、「20年前のものであり、上級審においてこれを覆すに足りる十分な証拠資料を得ることは困難で、合わせて原告の状況なども考え、厚生省と相談し、控訴しないこととしたと報じられている。

6 ところで医療事故における因果関係については、東京大学の藤木英雄教授の次の議論が十分傾聴に値するもののように思われる⁴⁾。

「複雑な生物的反応を示す人体については、物理的法則性のように、ある行為とある結果とのあいだの必然的な連鎖を認めにくい。」「病気の経過などについては、数学的な正確さを有するほどの法則性は認められておらず、せいぜい、ある事実とある症状との高度の相関性が認められているに止まるのが一般である。したがって、因果関係を論ずるに当たり、あまりに完全な科学的な厳密性を要求することは、事実を不明にするだけのものとなる。医療事故における因果関係の証明は、法的責任を負わせる前提事実とするに値するだけの事実が認められればよいのである。科学的な完璧な証明、いかなる反論をもしりぞけることのできる証明が存する必要はない。因果関係の存在については、健全な市民の経験的直観的判断に基づいた因果関係が存在するという疑念が顕著に存在し、かつ、その疑念が真実であることを合理的に説明できる科学的根拠のある仮説が存在するならば、法的には、因果関係の存在を肯定すべきである。」

また予防接種法の昭和51年改正の参考とされた

3) 読売新聞昭和54年11月20日朝刊。

4) 藤木英雄「医療事故における因果関係と過失」『ジュリスト・特集医療と人権』No.548, 臨時増刊1973年11月25日号, p. 301。

伝染病予防調査会の制度改正特別部会の昭和51年3月31日の報告「予防接種の今後のあり方及び予防接種による健康被害に対する救済について」は、因果関係について次のように述べている。

「予防接種の副反応の態様は予防接種の種類によって多種多様であり、当該予防接種との因果関係について完全な医学的証明を求めることは事実上不可能な場合があるので、因果関係の判定は、特定の事実が特定の結果を予測しうる蓋然性を証明することによって足りることとするのもやむを得ないとする。」

また最高裁の判例（最高裁50・10・24）も、因果関係の証明は人間の「経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり」「通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを要しかつそれで足りる」としている⁵⁾。

7 ところで種痘については、前述のとおり、昭和51年の予防接種法の改正により定期の義務接種からはずされたが、この背景には次のような事実があったものと思われる⁶⁾。

① わが国は、1956年以降痘そう患者が国内において発生しない痘そうの非常在国になったこと。

② 1歳未満の乳児に対する種痘の事故発生率が1歳以上の幼児の場合よりも著しく高いことが判明し、イギリスは1962年には接種年齢を生後1

年以上に引き上げたこと。

③ 1977年10月26日ソマリアで最後の痘そう患者が発生して以来新たな患者の発生がないため、世界保健機構(WHO)は、2年間の監視期間を経過した1979年10月26日天然痘根絶宣言をしたこと(WHOのこの宣言は、昭和51年の予防接種法の改正後のことであるが、痘そうの発生がきわめて稀であるという状況はその当時でも十分認識されていたものと思われる。)

このような状況にあったにもかかわらず、昭和51年の改正に至るまで、種痘を生後2ヵ月から12ヵ月までの乳児に義務接種にしておいた予防接種行政に種痘禍発生問題の根源があったとの指摘がなされている。

(ほり かつひろ・社会保障研究所主任研究員)

参 考 文 献

- ① 中平健吉「集団予防接種事故訴訟の提起」『ジュリスト——特集医療と人権——』No. 548, 臨時増刊1973年11月25日号, pp. 329-334。
- ② 吉原賢二「私憤から公憤へ——社会問題としてのワクチン禍——」岩波新書, 1975年。
- ③ 炭谷茂・堀之内敬「逐条解説予防接種法」ぎょうせい, 1978年。
- ④ 河野敬「予防接種事故集団訴訟の現段階」『ジュリスト』No. 724, 1980年9月15日号, pp. 33-39。
- ⑤ 予防接種リサーチセンター「予防接種制度に関する文献集(X)——予防接種副反応を中心として——」1981年。

5) 清水徹「医療訴訟の現状と問題点」『総合社会保障』, 1981年10月号, No. 11。

6) 河野敬, 参考文献④, p. 34による。

フランスの社会保障・社会福祉制度

——その形態の特徴と生活文化との関連——

松 村 祥 子

はじめに

フランスは、高福祉国といわれている。社会保障給付費の対国民所得比をみても、スウェーデン、西ドイツとともに、世界最上位にある。1980年5月に誕生したミッテラン (François MITTERAND) 社会党政権にとっても、社会保障・社会福祉の問題は、最重要課題となっている¹⁾。しかし経済の低迷、政治的不安定、旧植民地問題等数々の困難をかかえた中で、1979～80年の一時的黒字があったとはいえ、長期的には赤字財政に悩み、多様化し、増大するニードに対応しきれない現在の社会保障・社会福祉制度のもつ諸問題を解決していくのは、たやすいことではない²⁾。フランスの社会保障・社会福祉制度が推進されるにあたりいつも目標にされてきた“連帯と平等化” (Solidarité et Egalité) の理念が、今、フランスのたつ社会的、経済的苦境の中で、どのように再確認され、新しい進路を切り開いていくことができるか。特に、真の意味での国民の生活要求を考慮した「生活保障としての社会保障・社会福祉制度」のあり方とは何か。歴史的経過からも、相対的には、国民の手で確保された下からの制度として評価されるフランスの生活保障の形態の特徴と生活文化（生活

意識・生活行動様式により具体化される生活様式・生活志向・生活規範）の関連を考えることは、大変興味深い。本稿では、その研究視点の提案と、実際にフランスの生活文化および社会保障・社会福祉の内容を簡単に紹介しつつ、その研究方法の若干の展開を試みてみたい。

I 研究視点

生活文化と社会保障・社会福祉制度の関連を考察する時、2つの方向がある。

第1には、人々の生活の中で、既存の社会保障・社会福祉制度が果たしている役割は何か。つまり、その国では、社会保障・社会福祉が国民生活の内容にどのような影響を与えているか。その国特有の生活文化の形成をどう促しているかを検討する方向である。例えば、フランスの最低賃金制度 (SMIC) は、平等な徹底ぶりで知られているが、フランスの平均賃金水準は、世界最上位ではない。しかし、社会保障の諸手当等を加算していくと、実質的にはかなり高い生活水準になる。また賃金から課税分を差し引いた可処分所得は、低賃金層で相対的に高くなり、それに所得比例方式の保険料等を考慮すると、所得の再分配効果は大きい³⁾。さらに、家族手当、住宅手当、余暇手当等も、個別に人々の生活様式に少なからず影響

1) ミッテラン政権下の社会保障・社会福祉制度について知るためには、次のものが参考になる。

・“Les propositions du Parti Socialiste”, 1981, documentation socialiste.
・Jacques Fournier: “Le Pouvoir du social”, 1979, Press Universitaire de France.

2) 特に、医療保険部門の赤字が長年の課題となり、特に財政悪化した部門への一部国庫補助や保険料率の算出方法の改定等、種々の対策が試みられている。

3) 1978年における平均月収は階層別に次のようになっている (L.E.R.C より)

農 業 従 事 者	2,450F
商工業従事者管理職 (上)	9,850F
管 理 職 (中)	4,850F
雇 用 者	2,900F
労 働 者	2,750F

を与えている。

第2の方向は、人々の生活文化が、どのように社会保障・社会福祉制度の形成を促してきたか。また、実際に国民性とか個別の生活志向が、社会保障・社会福祉制度のあり方とどう関わっているかをみていく方向である。例えば、後述するように、個人主義的、自立的生活意識は、制度の画一化を妨げ、各自の特権を守る諸制度を残存させ、制度の複雑化を促した。また、諸制度の創設、運営管理にあらゆる層の国民が積極的に参加していること、これは社会保障制度だけでなく、例えば社会福祉施設における収容保護でも、個室を原則とし、施設運営会議は被収容者中心に行われること等、一部共通の、しかし多面にわたりわが国とは異なった特色もみられる⁴⁾。

この2方向は、実際の社会事象としては、表裏一体で分離しがたいが、今回は、試みに第2の方向から、フランスの生活文化と社会保障・社会福祉制度にどのような関連がみられるか。それは、歴史的にみても、どのような特徴となっているかを考察してみたい。

II フランス人の生活文化

フランスは、多民族国家といわれるように歴史的にも、種々の民族の侵入と闘争を繰り返してきた国である。したがって東のアルザスは、ゲルマン系の影響が強く、北のフランドルは北欧系、南仏の人びとは地中海的で、容貌はもとより、言

語、習慣、性格、気質など実に多様である。食生活の嗜好から整理整頓の方法に至るまで地方色がある。おのおの接近する国の影響も受け、学校制度や社会保障・社会福祉制度にも独自性が保たれている⁵⁾。またもちろん、大都市と農漁村では、生活様式・生活内容に著しい違いがみられる⁶⁾。しかし、こうした地方格差を越えてなお、浮き彫りにされるフランス的生活文化の特徴がある。それは抽象的にいうと、「生活枠組の様式の保守性とその上に新しい生活様式を積み重ねていく際の生活行動様式の能動性・革新性」である。具体的にいうと、家庭内電化製品(例えば、電気洗濯機)などの普及の遅さ、低さ⁷⁾に表われるような在来

- 5) ドイツとの国境にあり、19世紀以降でも、普仏戦争、第1次、第2次世界大戦をととして、3回も国籍を変更したアルザスでは、学校教育の中の宗教教育、社会保障制度の特別法等、ドイツの影響が今なお市民生活の中に色濃く残っている。

- 6) 大学生の出身階層を示す次の表からも、地域、職業による生活水準、生活様式、生活志向の格差が窺える。

両親の職業社会階層	大学生 (%)			1975年における17歳の人口
	1967—68	1974—75	1978—79	
農業経営者	6.3	6	5.4	9.5
“雇用者	0.7	0.7	0.4	2
商工業経営者	15.4	11.7	10.6	8.7
自由業および上層	34.5	32.9	33.5	8.3
中間層	17.4	16.4	17.8	8.5
雇用者(Employes)	9.3	9.2	9	8.7
労働者(Ouvriers)	11.1	12.6	13.2	40.7
サービス従業者	0.8	0.8	1	2.5
その他	4.5	9.7	9.1	9.6
計	100	100	100	100

資料：Ministere de l'éducation, note d'information n° 79-42.

- 7) 近年、著しくテレビも普及し始めたが、わが国と較べるとカラーテレビの普及率、洗濯機の普及率は低い。

- 4) 例えば、パリ市における公私の老人ホームのほとんどが、個室を原則として運営されている。

所得別生活快適度 (1978年)

(単位：%)

	夫婦の年間所得							
	合計	10,000F以下	10,000F～20,000F	20,000F～30,000F	30,000F～50,000F	50,000F～80,000F	80,000F～120,000F	120,000F以上
自動車	66.1	16.5	24.4	52.8	77.0	90.5	93.5	96.0
テレビ(白黒)	87.0	64.7	76.5	86.2	91.0	92.5	93.1	94.5
(カラー)	25.2	7.4	12.7	17.9	26.4	34.5	40.3	53.0
冷蔵庫	92.9	73.3	82.7	91.9	96.7	98.3	99.3	99.0
洗濯機	75.0	36.0	51.5	69.5	82.6	88.6	91.2	93.6
皿洗い機	11.7	2.2	1.0	2.5	8.2	18.7	37.2	64.1
冷凍庫	20.9	8.7	10.4	16.9	28.9	26.8	26.0	28.7

資料：Jacques Fournier, Nicole Questaux, "Traité du Social Situations, lutte politiques, institutions", p. 770.

の生活パターンを守ろうとする保守性が特に生活枠組に関して強くみられる。ところが、行動心理意識の面では、逆にかなり革新的で、意欲的である。夫婦の家事分担の平等度や、余暇をアクティブに個性的に過ごすこと等、1例であろう⁸⁾。日本の戦後、特に昭和30年以降の急速な生活の枠組の変革のプロセスとの中で依然として強い生活志向の他律性、受動性と対照である⁹⁾。

フランス人の生活文化の保守性と革新性は、個々の家庭の内部で併存していると同時に、社会階層的にもみられる。フランス革命以来の平等の理念の影響や、20世紀初頭から大きな社会勢力として国民の生活権を主張しつづけている労働組合運動の成果もあり、フランス人の最低生活保障への努力は、単なる最低水準の確保というより所得の平等化が主眼とされてきた¹⁰⁾。しかし、中世以来

の身分社会の慣習は姿を変えて、自由主義ブルジョア社会の中での職業階層を作り、各職業階層はかなり固定した生活文化を保持しつづけている。親の職業を世襲していくという傾向は弱まりつつあるが、誰もが大学進学をめざし、固定的な職業評価、ランク付けが、国民の生活目標を決定的に左右する日本の状況とは異なる。今なお、相対的には、多様な職業観が各階層に残り、自分に合った生活の方法を求める努力がなされている。例えば、衣食住どの生活側面においても、使い捨てのインスタントものの便利さとは否定できない時代性があるとはいえ、普遍的な良きもの、価値あるものへの執着は大変強い。時間をかけて楽しむ食習慣は、生命維持だけとは異次元の立派な生活文化であり、食事をとおして種々の人間関係・子供の教育社会化が実現されている。また、良い家具を購入することは、フランス人にとっては、単なる蓄財や生活の便宜のためばかりではない。使いやすく、美的にもすぐれた半永久的価値をもつ家具を保有し、子孫に伝えていくことははかならずよい生活様式の伝承の意味を強くもっている¹¹⁾。妻の稼働率¹²⁾の高いこの国では、家計管理も、児童養育も、夫婦の共同責任の意識が高い。支出に関しての特徴としては、自分たちの生活を楽しむために納得して使う出費には大変寛容であるが、彼らの観念で浪費とみなすものや税金をはじめ公共的なものへの支出へのチェックは厳しく行う。このような生活様式の特徴をとおして引き出される

- 8) 有地亨著「フランスの親子、日本の親子」(NHK ブックス, 1980)では、次のように紹介されている。「夫が、家事、育児に向ける1日の平均時間は、フランスの夫は1時間20分、西ドイツ、ソ連では1時間24分、アメリカでは、1時間13分で大差がないが、日本の夫は極端に少なくてわずか8分である」(同書 p.195)。また、妻の職業別、学歴別にみた夫から受ける家事援助の割合は以下のとおりである。

	全体	学 歴			
		小学教育	技術教育	中学教育	高等教育
家庭にいる妻	19%	21%	20%	12%	26%
働 く 妻	44	42	33	48	50

- 9) フランスでは全国民の平均5割弱がバカンスに出かけ70歳以上の高齢者でも3割の人は余暇を自宅以外で過ごしている(1977年)。但し、わが国のようなレジャー産業誘導型は一部で、大半の人は低コストで、いかに個性的な余暇をすすすかに工夫をこらしている。

- 10) 先進工業諸国における物価と賃金の変化(1954年を100とした1974年の指数)

	名目賃金	物 価	実質賃金
西 ド イ ツ	727	200	364
イ タ リ ア	815	283	288
フ ラ ン ス	994	349	285
ポ ル ト ガ ル	798	286	279
ベ ル ギ ー	531	215	246
日 本	991	405	245
ス ウ ェ ー デ ン	744	311	239
ス イ ス	475	218	218
イ ギ リ ス	708	328	216
ア メ リ カ	338	203	166

(Jacque Fournier 前掲書より引用)

- 11) 家具の購入への関心は、住宅の入手、買換えと同程度に強い。

- 12) 有地亨「フランスの親子、日本の親子」(NHK ブックス, 1981年)によると、働く母親で、保育すべき幼児を抱えている場合に3人に1人が働いていると述べ、次のような資料が引用されている。

子の人数別の1968年と1975年に結婚した女性の労働率

	子 1 人 0～3 歳	子 2 人 1～3 歳	子 3 人 1～3 歳
25～29歳の女性			
1968年	50.5	26.6	11.9
1975	66.6	39.1	14.3
30～34歳の女性			
1968	48.7	31.2	15.1
1975	65.1	47.9	19.0

(I. N. S. E. E.)

生活行為様式を総合すると次のようにいえる。すなわち、「自分の欲するものを獲得することには、非常に熱心で意欲的であり、その結果、自分の手に入ったものは、責任をもって大切に守り続ける。さらに続く新しい革新的な生活様式の変化も、その土台の上に積み重ねていく」。この行為原則は、個人・家庭のみならず、企業・国家・その他の社会集団においても重視されている。そしてフランスの生活文化の「保守性と革新性の併存」¹³⁾、「個別的でありながら全体として強いまとまりと個性」をもつ性格とかかわっている。そして、それは、以下で検討していく社会保障・社会福祉制度が、常に“平等”をスローガンにしてきたのにもかかわらず、ミッテランにより批判された如く、“不平等のチャンピオン”になってしまった土壌であり、一方でヨーロッパで、最後の新しい体制を作る国と期待されることも矛盾しない社会的性格であろう。

III フランスの社会保障と社会福祉制度

(1) 制度の概略

フランスの社会保障制度については、わが国でもすでに詳しい紹介がなされている¹⁴⁾。社会福祉制度についても、近年強い関心が寄せられている¹⁵⁾。したがって、本稿においては、表1を参照しつつ、特徴的な点だけに触れていきたい。

1) 社会保障の一般制度

表1 フランスの社会保障と社会福祉制度の概略

I	社会保障の一般制度 (民間商工業部門被用者)
	社会保険 (医療・年金)
	労災補償
	家族手当
II	社会保障の特別制度 (各種国営事業、中央および地方政府等の被用者)
	自治制度 (商工業自営業者、自由業者、職人等)
	農業制度 (農業被用者、農業経営者)
III	社会扶助制度
	医療扶助: (居宅、入院) 現物・現金支給
	老齢扶助: 老齢手当, 家事援助, 施設給食
	障害扶助: 補償手当, 再教育施設, 収容施設
	児童扶助: 養育者のいない児童の保護・委託 (里親)
	養育者のいない児童の監督 (民間施設)
	教育扶助
IV	(失業対策)
	失業手当・職業教育
V	その他の事業
	貯蓄事業
	協同組合事業
	互助組合事業
	宗教・個人による社会福祉事業

(1981: 筆者作製)

フランスの社会保障制度は、社会保険・労働災害補償・家族手当の3本の柱から成り立っている。一般制度 (表1-I) の対象者が、全制度の被保険者数の70%を占めている¹⁶⁾。「社会保険」は医療と年金からなっている。医療保険は、わが国と異なり、医療および薬剤の償還という形で行われるが、被保険者本人とその扶養家族への償還率の差別はない¹⁷⁾。原則として医療費75%、薬剤費70%、病院入院100%で、その他傷病手当金もある。医療・薬剤費償還は、被保険者が当該金庫に医師や薬局

13) 有地, 前掲書195頁参照。

14) フランスの社会保障制度については、わが国では主に次のような文献にて紹介されている。

○有泉亨監修「ヨーロッパの社会保障法」東洋経済新報社, 1977。

○健康保険組合連合会編「社会保障年鑑」東洋経済新報社。

○同上「国際社会保障研究」

○社会保障研究所「季刊社会保障研究」東京大学出版会。

フランスで教科書的に使用されているものは、次のようなものである。

○J-Jacque Dupeyroux, "Droit de la Sécurité Sociale", DALLOZ, 1977。

○"les institutions Sociale de la FRANCE", la documentation française, 1980。

○"La sécurité sociale au passé et au présent", Revue des affaires sociales Janv-mars, 1979。

15) フランスの社会福祉については、わが国で翻訳されているものは、主に社会福祉の教育制度を紹介された次の著書である。

○デモット著 (阪上裕子訳)「フランスの社会福祉」岩崎学術出版社, 1970。

フランスでは以下のような文献がある。

○A. THEVENET, L'Aide Sociale en France, Paris P. U. F Que sais-je? 1972。

○Collection historique dirigée par Maurice AGULHON et Paul LEMERLE, NOUS, LES ASSISTANTES SOCIALES, Aubier Montagne, 1980。

○Elie Alfandari, aide sociale, action sociale, DALLOZ, 1977。

16) 一般制度の被保険者数は1,350万人 (76年) である。

17) このことは、現に働いている労働者への対策を主眼とするわが国の体系と較べると興味深い。

の支払証を提出申請して行われる。年金保険には拠出制と無拠出制のものがある。拠出制年金は、被保険期間により、「完全年金」と「比例年金」が区別されて60歳以上に適用される¹⁸⁾。無拠出年金は、65歳以上、所得制限の下で支給されている。「労働災害、職業病補償」には、長期給付（廃疾年金・遺族年金）および短期給付（非労働日への生活費支給）がある。「家族手当」は、フランスの社会保障制度の中でも、歴史的、形態的にみてもユニークなものである¹⁹⁾。1978年法以降、フランスに居住し、子供の養育費負担を負う者はすべてその対象者となる「全国民適用の制度」となった。所得比例制をとる他の社会保障の諸制度と異なり均一制、すなわち手当額は一定の算定基準の下で一律に計算されている²⁰⁾。すでに今世紀はじめから人口の老齢化が進み、特に出生率の極端な低下が問題にされてきたこの国での家族手当は、人口政策との関連も強くみられる²¹⁾。

2) 社会保障の自治制度

この制度は、表にみるように、各職業に従事する者の特権を守りながら一般制度からは独立させた制度であるが、構成、内容は1)の一般制度と類似である。

3) 社会扶助制度

何らかの原因で、自立生活ができないため、社会的援助の必要な人に対する無拠出制の現金、現物、サービスを公的に支給する制度である²²⁾。日本の生活保護制度および社会福祉諸制度のカバーする範囲とほぼ同じ対象をもつ。関連法律は、1)、2)に対する「社会保障法」とは別で、「家族および社会扶助法」である。例えば生活扶助、医療扶助等の現金支給の場合、居住地の市長に申請し、県知事に資料を回覧し、資力調査を経て決定され

る。財源は、国、県、市で分担されるが、給付内容により負担割合が異なる²³⁾。1963年～1977年の費用支出表をみると児童への扶助が増え、医療扶助が減っている²⁴⁾。これは、社会保障制度全体としての逆の傾向とは対照的である。

4) 失業対策制度

フランスでは、失業対策制度は、伝統的には社会保険とは、切り離して考えられてきた。雇用対策の観点が強くてそれが失業手当の内容にも表われている²⁵⁾。

5) その他の事業

貯蓄事業、協同組合事業、互助組合事業および宗教、個人による民間社会福祉事業がある。日本では除外されるような前三者の組織の中で、実際にはきわめて活発な社会保障、社会福祉的活動がなされている。例えば公私の貯蓄事業や協同組合事業では、単に企業や個人からの拠出金の収集、保管をするだけでなく、その資金や加入メンバーの特徴を生かして、独自の消費推進活動や福祉活動を行っている²⁶⁾。互助組合事業も広く浸透しており、地域、職域ごとの組織の中で、1)、2)の社会保険を補う制度を作ったりして、社会保障の一般制度とも密接な関連をもっている。宗教団体および個人による社会福祉事業におけるフランスの特徴は、財政的公共性と、事業運営の個性の保持にある。つまり、歴史的にも実績をもつカト

23) 第1グループ：児童、公衆衛生に関しては、国81%の負担(パリ55%)

第2グループ：医療、住宅等への援助、国64.4% (パリでは10%) の負担

第3グループ：老人医療、障害者への援助、国12%～88% (パリでは10%) の負担

(J. J. Dupeyroux, 「前掲書」 p.1082)

24) 社会扶助支出の変化 (1963→1974→1977) をみると、児童への扶助 (22.1%→34.6%→33.3%)、医療扶助 (22%→19.1%→15%)、老人への扶助 (12.7%→14.8%→14.7%) となっている ('les institutions sociales de la FRANCE', p.164)。

25) 失業基本手当、特別手当等の受給者数は1974年25万9,000人、1977年71万9,000人、1980年(新制度) 90万8,000人となっている。

26) 中世以来の職人組合がフランス革命後、禁止令により解体したものの19世紀初頭より職域、地域ごとの相互扶助組合が結成され、また同時に、貯蓄金庫を中心に、資金のプールと不時の支出のための貸出しを中心とした活動が活発となった。それが、国の社会保険・社会保障制度が確立した今なお同時に活発な活動を続けている。

18) 「完全年金」は被保険者期間 37.5 年の者が、60歳以上に達したとき受給資格が与えられる。

19) 第2子以降を対象とする「家族手当」のほか、「産前手当」「片親手当」等、多様な手当が設けられている。

20) 社会給付全体の中で家族手当の占める割合は1960年31%から1978年16.8%と低くなっているが、国際的にみると、今なお最上位にある (Jacque Fournier, Nicole Questiaux, 「前掲書」 p.619)。

21) 筆者稿「フランスの家族手当制度の歴史」参照 (児童問題講座Ⅱ, 1976年, ミネルヴァ書房)。

22) Elie Alfandari, 「前掲書」参照。

リックをはじめとする宗教団体の施設が今なお数多く残っている²⁷⁾。ここでは、前述の如く、建物の保有、事業の性格は、伝統的なままで、財政的にのみ公共的に成り立っている所も多い。つまり、対象者に支給される社会保険、家族手当、社会扶助費等と、直接施設に支給される運営・管理費等が、民間施設でもその主な財源になっているところが多い。他方、公立の施設（例えば公立の病院）の社会福祉サービスの一環として、宗教人（司祭等）の伝道活動²⁸⁾も古くから定着している。フランスで社会福祉（Le Service Social）という場合、一般にその担当者（les assistantes sociales et les assistants sociaux）の活動内容をさしている。つまり社会福祉は、社会扶助領域にとどまらず、社会保険・家族手当を扱う金庫、民間の施設そして互助組合事業等の活動の一端としても行われている。企業の枠を超えず、むしろ企業の発展のために実施される日本の厚生福利事業とは異なる性格をもつ、公共的組織によるこうした諸活動も、フランスでは社会保障・社会福祉制度の中に含まれることが多い。つまり、社会保障・社会福祉制度の内容や機能は、法的制度や管轄主体の守備範囲で切られず、対象者のニーズにより多様に、複層的に実施されている。

（２）形態の特徴

以上概観したフランスの社会保障・社会福祉制度の形態の特徴は、すでに一般的にも指摘されて

いる性格²⁹⁾を再確認し、さらにフランス人の生活文化とのかかわりを示唆する。

第１に、フランスの社会保障・社会福祉制度は、制度的に多元で複雑な構成をもっていること。既述のように、利益を同じくする者が自分たち固有の特別の利権を保持するため各自の制度を持続させていることが主な原因である。さらに５）で述べた諸事業の多様な福祉活動、保険料補填機能、民間事業のあり方等々も、１）～２）の諸制度間の多面的連繋の一因となっている。歴史的にも、長い間に段々に作られた制度を積み重ねてきたため、制度全体としては統一性を欠き、制度間の調整と統合化への努力はいつもフランスの社会保障の課題となっている³⁰⁾。しかし、既得権の利点を守ろうとする各職業層の積極的試みは、制度の複雑化という弊害を残しつつも、フランスでは社会保障諸分野での高い給付水準を保つことを可能にできた³¹⁾。

第２の特徴は、社会保障の収入の財源にみられる³²⁾。労災補償、家族手当の諸費用は、使用者による単独負担である。社会保険料の使用者負担も、日本はもとより、西ドイツ、イギリス等より大変高い。イタリア同様国庫負担が少なく、フランスの社会保障が労資の再分配といわれる所以である。これには、伝統的にフランスの企業における使用者責任³³⁾が企業内の恩情主義をとらず、社会的に企業の枠を超えて行われてきたこと、それを促し

27) フランス赤十字、ノートルダム慈善会、サン・バンサンポール会等の活動が活発である。

28) aumonerie といわれて、病院のほか、学校刑務所、陸海軍等の施設つき司祭とその社会活動。

32)

社会保障の収入

	フランス	西ドイツ	ベルギー	イタリア	オランダ	イギリス	アイルランド	デンマーク
使用者拠出金	59.6	45.6	43.8	67.6	42.9	40.6	24.8	10.5
被保険者 "	20.6	25.8	20.2	13.1	36.2	17.7	12.7	2.5
(うち、俸給)	(16.1)	(20.9)		10.3	28	16.8		
国庫負担その他	19.8	18.6	36	19.3	20.9	41.7	62.5	87
計	100	100	100	100	100	100	100	100

資料: Jacques Fournier, Nicole Questiaux, 「前掲書」557頁より引用。

33) この使用者責任を Paternalisme としてとらえ社会保障・社会福祉全体を la Protection sociale ととらえる

29) 特にフランスの社会保障制度については、上村政彦氏により「社会保障年鑑」(健保連)その他をとおして詳細に行われている。本稿も上村氏の業績を参照している。

30) 社会保障の現体系の創案者ピエール・ラロック以来、制度の統合化への数々の努力が試みられている。

31) Annuaire statistique de la France 参照。

考え方も強い。

た発案者のアイディアと、国の協力そして何より長期にわたり使用者責任を確認させてきた労働組合運動の実力と社会的影響力があった³⁴⁾。そしてその背景には、生活を大切にする個々人の生活問題への強い関心と、積極的姿勢があった。他国に比較し、早期に実現した短時間労働をはじめとする労働条件の改善、余暇利用への国民の積極的態度は、ある側面でフランス経済の生産力を抑制する一因となり、新しい管理体制を生み出すことを余儀なくされたといわれている。しかし、この生活防衛の姿勢、特に企業責任の確認は、資本主義社会で社会保障の水準を保つ鍵となってきた。

第3に、社会保障・社会福祉制度の運営上の特色があげられる。関係官庁の長がピラミッドの頂点となり垂直型に構成されるわが国の場合とは組織上・運営上の違いがみられる。例えば、疾病保険金庫、老齢保険金庫、家族手当金庫という国の行政機構からは独立した組織があり、各制度が管理されている。これは、中央→地方→県という金庫の全国管理方式で、ここで保険料の管理および関連の保健福祉活動が実施されている。その運営は、当事者（被保険者と使用者）の代表により、民主的に行われている³⁵⁾。歴史的には、被保険者の単独運営の時期もあり、労働組合運動においても社会保障制度の自主管理は目標とされていた³⁶⁾。全く国の公的組織でもなく、企業等私的団体のものでもないその中間にある公衆的・公共的な組織が、社会保障、そして一部の社会福祉活動（公的な社会扶助制度を除く）の運営主体となったことは興味深い。そして、その運営の中心に被保険者自身が国民の生活要求運動主体としての労働組合の党派別構成で参加している。フランス革命以来、人民主義とは異なるブルジョア自由主義の中で、自由と（形式的）平等を柱に成立した市民社会は、このように国家からも私企業からも独立した公共

的な集団社会を基盤に想定していた。そこでの個人は、自立した生活力と精神力を要求されている³⁷⁾。そうした自立した個人の集まりを基軸とした家庭生活、地域社会そして市民社会を連带的に形成していく志向は、社会保障制度の運営組織にも明白にみられる。フランスの社会保障・社会福祉制度で、スローガンにされる“連帯”の思想は、「自助の確認とその限界から生み出された英米の社会保障理念」とも、「飴と鞭」の政策としてのビスマルクの社会保険思想」とも、経済的契機としては共通の、しかし社会的契機としては、異質の土台の上に成り立っている³⁸⁾。特にフランスにおいて、強い中央行政組織³⁹⁾と、個人の連帯からなる同じく強い地域活動組織の併存、両者の対抗連繋の中で生み出される独特な方法は、社会保障・社会福祉の分野での、社会保障・連帯省等の関係官庁と諸金庫の関係、その運営組織の中にもみられる。

おわりに

フランスにおける社会保障・社会福祉制度の形態の独自性とその歴史的規定要因をみると、その背後には、フランスの生活文化の強い影響がみられた。20世紀初頭、植民地を保有しそこから集まる利潤の恩恵を、フランス本土の人々が集中的に受けることのできた時代には、生活文化と生活保障が未熟で限定付ではあれ両立する条件があった。戦後30年間も、経済計画の導入、国営企業の増加で、その速度をゆるめつつも、フランス人の生活文化はその独自性をある程度守ってきた。そしてその実現を可能にする社会保障・社会福祉制度も量的には拡大・発展した。しかし、現在フランスにおいて、生活文化も社会保障・社会福祉制度も

34) 1884年ワルデック・ルソー法以来、次々に結成されたC.G.T., CGT-FO, CFDT, CFTC, CGC等の労働組合が、活発な活動をしている。平井和秀著「フランス社会と労働」日刊労働通信社、1969年参照。

35) 金庫の運営委員会は、同数の被保険者代表（労働組合別に代表される）、雇用者の代表により構成されている。

36) 平井和秀著「フランスの社会と労働」日刊労働通信社、1969年参照。

37) G. Duby et R. Mandrou, Histoire de la civilisation française, 2 vol, 1958 (前川貞次郎他訳『フランス文化史』全3巻, 人文書院, 1969)。

38) ラロックは「職業間の連帯」、ジスカルは「家族の中での連帯」、ミッテランは「世代間の連帯」、そして「闘争の連帯」を強調している。

39) Pierre Legendre, 'Histoire de l'administration, de 1750 à nos jours', Press Universitaires de France, 1968.

その固有の性格を失い始めようとしている。例えば経済的必要から積極的に受け入れた旧植民地からの出稼ぎ労働者の数は膨大になり⁴⁰⁾、彼らの生活保障の緊急の新たな問題だけでなく、伝統的なフランス人の生活文化とは全く異なる生活様式をもつ移入者との文化的葛藤が、米国における黒人問題同様深刻化している。例えばフランス人の少数精鋭主義の児童養育観と高生活水準維持の願望を暗黙の前提に、人口促進策としての意味も強く発展した家族手当の受給者として、現在大家族主義のアラブ人の多子家族が多額の支給を受けている。そしてこのことへのフランス人の反発がある。長い歴史の中で、数々の工夫をかさね積み上げられてきたフランスの生活文化と社会保障・社

会福祉制度に共通する「外力に対しての強い抵抗力と自己保存力、さらに新しい展開への多角的で革新的な見通し力」が、この事態をどう積極的に切り開いていくか。われわれは、今後の動向を生活文化との関わりで見守ると同時に、従来の諸制度への検討も同じ視点から深めていかねばならない。

(付記) 本稿は、昭和56年11月に行われた日本女子大学みどり会主催講演会「フランスの文化と社会福祉」での筆者の講演内容を骨子に加筆したものです。ここで中鉢正美教授、一番ヶ瀬康子教授に謝意を表します。

(まつむら さちこ・群馬大学教育学部専任講師)

40) フランスにおける外国人の数は、1977年420万5,303人、1978年423万6,994人、1979年417万353人である。従来からのスペイン、ポルトガル、チュニジア等からの移入に加え、1975年からは東南アジアからの移入も増えている(ベトナム、カンボジア)。

季刊社会保障研究 (Vol. 17, No. 1~No. 4) 総目次

凡例: I, II, ……は号数, 1, 2, 3……は頁数を示す。

巻 頭 言 Preface

出生力低下の将来 The Future of the Decline in Fertility	安 川 正 彬 MASAAKI YASUKAWA	I	2
社会福祉事業法と改正について On the Social Welfare Services Law	三 浦 文 夫 FUMIO MIURA	II	150
「活力ある福祉社会」と社会保障 “Vital Welfare Society” and Social Welfare	福 武 直 TADASHI FUKUTAKE	III	252
障害者雇用への期待——障害者のノーマライゼーション—— Proposal for the Employment of Disabled Persons—“Normalization” of Disabled Persons	平 田 富 太 郎 TOMITARO HIRATA	IV	382

論 文 Articles

医療費の家計負担に対する影響と負担の限度に関する研究 The Effect of Medical Cost Increase on the Family Budget	前 田 信 雄 NOBUO MAEDA	I	4
スウェーデンにおける福祉と財政 Welfare and Public Finance in Sweden	飯 野 靖 四 YASUSHI IINO	I	24
日本型福祉社会論 On the Japanese Welfare Society	堀 勝 洋 KATSUHIRO HORI	I	37
イタリアの保健医療改革 A Reform for Health in Italy	須 田 和 子 KAZUKO SUDA	I	51
再構築を求められる社会政策 Renewal of Social Policy	小 林 節 夫 SETSUO KOBAYASHI	II	152
年金制度の問題点と改革の方向 Toward a General Reform of the Pension Scheme	村 上 清 KIYOSHI MURAKAMI	II	162
西ドイツ年金制度の動向と展望 Trends and Outlook of West Germany's Pension Schemes	石 本 忠 義 TADAYOSHI ISHIMOTO	II	173
戦後英国における家族福祉サービス構想と社会福祉再編成 ——児童福祉における予防的介入志向をめぐって—— Planning for Family Service and Seeborn Reorganization—— Towards the Prevention in Child Welfare	津 崎 哲 雄 TETSUO TSUZAKI	II	181
医療保険制度の意義と限界 ——国保世帯の給付と負担の実態をふまえて—— Empirical Study of National Health Insurance——Comperative Analysis of Costs and Benefit in the Household Types	お茶の水女子大学家庭経済学研究会 STUDY GROUP OF HOME ECONOMICS, OCHANOMIZU UNIVERSITY	II	195
アメリカにおける定年延長法下の雇用保障 Employment Security under the A. D. E. A (Age Discrimination in Employment Act) in the U. S. A.	小 林 謙 一 KENICHI KOBAYASHI	III	256
スウェーデンの老人福祉——平等政策の一環として—— Welfare for the Elderly in Sweden——Toward an Equalization Policy	小 野 寺 百 合 子 YURIKO ONODERA	III	264
福祉コミュニティの形成要因の分析 ——事例研究: 神戸市真野 (荻藻) 地区を対象に—— An Analysis of the Formative Factors of Welfare Community	牧 里 毎 治 TSUNEJI MAKISATO	III	274
——A Case Study at Mano District, Kobe City			

保育料徴収に関する児童福祉法の法的構造の分析と

保育料徴収制度のあり方について

An Analysis of the Legal Structure of the Child Welfare Law concerning
Nursery Fee and a Proposal for Reforming the Nursery Fee Collection Scheme

堀 勝 洋
KATSUHIRO HORI III 293

定年退職後の職業移動と生活適応

Mobility of Occupation and Life Adjustment after Retirement III 322

和 田 修 一
SHUICHI WADA

社会保険の財政健全化に向けての技術

Techniques toward Sound Finance of Social Security Systems IV 384

庭 田 範 秋
NORIAKI NIWATA

福祉国家の社会的基礎——社会学的一考察——

The Social Basis of Welfare State——A Sociological Perspective—— IV 396

向 井 利 昌
TOSHIMASA MUKAI

福祉国家思想史の基本課題

Major Issues in the History of the Philosophy of Welfare State IV 409

木 村 正 身
MASAMI KIMURA

保育所運営についての問題点

Managerial Problems in Day Nursery IV 420

加 藤 富 子
TOMIKO KATOH

戦時住宅政策の展開過程 (1)

Housing Policy of Japan during World War II (1) IV 429

大 本 圭 野
KEINO OHMOTO

定年退職者の職業移動・引退・生活水準——計量社会学的分析——

Occupational Mobility and Living Standard after Mandatory Retirement IV 441

平 岡 公 一
KOICHI HIRAOKA

研究ノート Research Notes

社会保障法判例

Social Security Laws Cases——A case in which the disability of a child
was considered to be caused by inoculation and the revoking of the de-
cision not to provide the disability pension based on the Preventive Ino-
culation Law.....

堀 勝 洋
KATSUHIRO HORI IV 469

フランスの社会保障・社会福祉制度

Social Security Systems in France IV 475

松 村 祥 子
SACHIKO MATSUMURA

資 料 Materials and Data

昭和56年度厚生省予算について

Budget of the Ministry of Health and Welfare for Fiscal 1981 I 121

木 本 忠 男
TADAO KIMOTO

昭和56年度研究プロジェクトについて

Research Projects for Fiscal 1981 Social Development Research Inst. I 139

社 会 保 障 研 究 所

臨時行政調査会第32会議における報告「社会保障政策について」

A Brief Report on Social Welfare Policy at the 32nd Meeting of the
Second Ad Hoc Council on Administrative Reform III 374

山 田 雄 三
YUZO YAMADA

第 15 回社会保障研究所シンポジウム

テーマ「福祉社会の構想」

レポート：福祉社会のボランティア 西 尾 勝

レポート：福祉国家の限界 飯 田 経 夫

レポート：福祉社会の社会的条件 三 浦 文 夫

コメント：高橋紘士，地主重美，星野信也

一般討論：(司会)福武 直

The 15th Annual Symposium of the Social Development Research Inst. “Prospects for Welfare Society” I 70

Report: Voluntarism in Welfare Society MASARU NISHIO 71

Report: The Limits of Welfare Society TSUNEO IIDA 78

Report: The Social Conditions for Welfare Society	FUMIO MIURA.....	86
Comment: HIROSHI TAKAHASHI, SHIGEYOSHI JINUSHI, SHINYA HOSHINO		
General Discussion: (Chairman) TADASHI FUKUTAKE		

昭和 55 年度研究プロジェクト報告

「社会保障の政策効果測定に関する研究」	市川 洋・林 英機・馬場啓之助・岸 功・三上芙美子
第一章 年金給付将来推計の修正	
第二章 長期社会保障モデルによるシミュレーション	

From a Report on Social Security Problems II 209

Econometric Model Analysis of the Impact of Changes in Social Security	
Benefits on National Economy	H. ICHIKAWA, H. HAYASHI, K. BABA, I. KISHI & F. MIKAMI

昭和 55 年度研究プロジェクト報告

社会保障と税制との相互調整	都 村 敦 子
——わが国の年金および医療について——	
社会保障給付の所得階層別帰着	城 戸 喜 子

From a Report on Social Security Problems

On the Harmonization Problems between Social Security and Taxation	
——In the Case of Pensions and Medical Services in Japan	ATSUKO TSUMURA III 336
The Incidence of Social Security Benefits to Household by Income Class	YOSHIKO KIDO III 350

研究会抄録

Summary of Research Seminars..... I 142

社会保障統計

	曾 原 利 満
Social Security Statistic.....	TOSHIMITSU SOHARA I 146, II 248, III 378

編集後記

第17巻も本号で最終号を迎えました。新しい編集体制にはいってから、編集子も試行錯誤の一年でした。本誌について忌憚のない御意見をお寄せいただきたく願っております。

恒例の研究所のシンポジウムを2月9日に開催し「福祉改革の基本的方向を問う」というテーマで福祉と財政のかかわりについて、突っこんだ論議がおこなわれました。この内容については次号で紹介する予定ですが、この討論であらためて経済と社会と福祉との関連を根本的に問い直すことの必要性が強調されたように思われます。そういえば、最近欧米の文献においても、福祉の社会・経済的基礎ひいては社会哲学的基礎を再検討することを狙った業績が出始めているようです。最近の経済情勢や財政危機を背景にしているとはいえ、それを越え、福祉制度のあり方について根本的な検討の必要性が意識されるようになってきたためのようです。

もちろんこの問題に対して性急なイデオロギー的な議論というよりも、経験的な研究の基礎のうえにたった着実な論議を進めることが不可欠で、このような態度が本研究所の方針にほかなりませんが、本誌でもこうした最新の研究動向を的確に反映させていきたいと考えております。

(高橋)

編集委員長 福 武 直 (社会保障研究所長)

編集委員 青 井 和 夫 (津田塾大学教授)
小 沼 正 (駒沢大学教授)
小 山 路 男 (上智大学教授)
地 主 重 美 (千葉大学教授)

平 石 長 久 (社会保障研究所研究部長)
三 浦 文 夫 (日本社会事業大学教授)
森 岡 清 美 (成城大学教授)
安 川 正 彬 (慶応義塾大学教授)

編集幹事 高 橋 紘 士 (社会保障研究所研究員)
岸 功 (社会保障研究所研究員)

栃 本 一三郎 (社会保障研究所研究員)

(五十音順)

季刊
社会保障研究 Vol. 17, No. 4, Spring 1982

(通巻 75 号)

昭和 57 年 3 月 25 日 発 行

編集・発行所

社 会 保 障 研 究 所

〒100 東京都千代田区霞が関3丁目3番4号
社会事業会館内 電話 (580) 2511

製 作

財団法人 東 京 大 学 出 版 会

〒113 東京都文京区本郷7丁目3番地の1
電話 (811) 8814